

# 近畿ブロック発注者協議会（第12回）

日時：令和元年 8月 7日（水）  
14:00～16:00

場所：大阪合同庁舎第1号館  
第1別館2階大会議室

## 議 事 次 第

- I. 開 会
- II. 挨拶
- III. 品確法の一部改正について (説 明 会)
- IV. 議 事
  - 1. 近畿ブロック発注者協議会の運営 (報 告)
  - 2. 令和元年度近畿ブロック発注協者協議会の取組み (報 告)
    - ・ 施工時期等の平準化の先進事例 (意見交換)
  - 3. 基準・要領システム等の標準化・共有化 (報 告)
  - 4. 発注情報の一括公表の取組み (報 告)
  - 5. 近畿地方整備局 営繕部からの情報提供 (情報提供)
- V. その他
  - 近畿地方整備局の i-C o n の取組み (情報提供)
- VI. 閉 会

### 【 配 布 資 料 】

- 議事次第
- 出席者名簿、配席表
- 資料-1① 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正する法律 説明資料
- 資料-1② 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正する法律 説明参考資料
- 資料-1③ 改正法 新旧対照表
- 資料-2① 近畿ブロック発注者協議会の運営
- 資料-2② 協議会設置要領（改正案）
- 資料-3 令和元年度近畿ブロック発注者協議会の取組み
- 資料-3添付資料 平準化の先進事例「さしすせそ」【第3版】
- 資料-4 基準・要領・システム等の標準化・共有化
- 資料-5 発注情報の一括公表の取組み
- 資料-6 近畿地整 営繕部からの情報提供
- 資料-7 近畿地方整備局の i-C o n の取組み
- 参考資料 211市町村の平準化取組状況【さしすせそ】

令和元年8月 7日

# 公共工事の品質確保の促進に関する法律の 一部を改正する法律 説明資料

---

# 公共工事の品質確保の促進に関する法律 これまでの経緯

---

## 【背景】

- ・ 一般競争入札の拡大
- ・ ダンピングの増加
- ・ 不良・不適格業者の参入
- ・ 発注者の能力差



品質低下の懸念

【目的】公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、

公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与（第1条）

### 1. 公共工事の品質確保に関する基本理念および発注者の責務

公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない（第3条第2項）

発注者は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう発注関係事務を適切に実施する責務（第6条）

### 2. 『価格と品質で総合的に優れた調達』

- ・ 工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査（第11条）
- ・ 技術提案を求める入札（第12条）
- ・ 技術提案についての改善を求めることが可能（第13条）
- ・ 高度な技術等の提案の審査の結果を踏まえた予定価格作成が可能（第14条）

### 3. 発注者をサポートする仕組み

発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難な場合、外部の者の能力を活用するよう努める（第15条）

政府の策定する「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講ずる努力義務（第9条）



# 品確法と建設業法・入契法(担い手3法) H26改正時の概要

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法<sup>※1</sup>」を中心に、密接に関連する「入契法<sup>※2</sup>」、「建設業法」も一体として改正。(全会一致で可決・成立。H26.6.4公布) ※1:公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2:公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

## 品確法の改正 (H26.6.4施行)

①目的と基本理念の追加：**将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止等**

基本理念を実現するため

②発注者責務の明確化：**予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、適切な設計変更等**

③多様な入札契約制度の導入・活用：**事業の特性等に応じて選択、行き過ぎた価格競争を是正**

### 基本方針 (H26.9.30閣議決定)

- 公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

### 発注関係事務の運用に関する指針 (H27.1.30関係省庁申合せ)

- 発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

## 品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

### 入契法の改正 (H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行)

- ダンピング対策の強化 (入札金額内訳書の提出)
- 公共工事の適正な施工 (施工体制台帳の作成・提出範囲の拡大)

### 適正化指針 (H26.9.30閣議決定)

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底、歩切りが品確法に違反すること、社会保険等未加入業者の排除等について明記
- 発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務

【要請通知 H26.10.22】

### 建設業法の改正 (H27.4.1施行)

(担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業はH28.6.1から施行)

- 建設工事の担い手の育成・確保 (建設業者団体や国土交通大臣の責務)
- 適正な施工体制確保の徹底 (解体工事業の新設、暴力団排除の徹底)

### 建設業法施行令の一部改正 (H26.9.19公布、H27.4.1施行)

- 技術検定の不正受検者に対する措置の強化 等

### 建設業法施行規則の一部改正 (H26.10.31公布、H27.4.1施行)

## <背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

## <目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

### ☆ 改正のポイントⅠ：目的と基本理念の追加

○目的に、以下を追加

- ・現在及び将来の公共工事の品質確保
- ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進

○基本理念として、以下を追加

- ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
- ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
- ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
- ・ダンピング受注の防止
- ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
- ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

### ☆ 改正のポイントⅡ：発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

○担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定

○不調、不落の場合等における見積り徴収

○低入札価格調査基準や最低制限価格の設定

○計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 ○発注者間の連携の推進

効果

- ・最新単価や実態を反映した予定価格
- ・歩切りの根絶
- ・ダンピング受注の防止 等

### ☆ 改正のポイントⅢ：多様な入札契約制度の導入・活用

○技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約

○段階的選抜方式(新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減

○地域社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注

○若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

# 公共工事の品質確保の促進に関する法律 令和元年度 改正内容

---

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

## 新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待  
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正  
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、  
5年間の成果をさらに充実する  
新・担い手3法改正を実施**

## 担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶  
価格のダンピング対策の強化  
建設業の就業者数の減少に歯止め

## 品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

### ○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

### ○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

### ○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

### ○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

### ○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

## 働き方改革の推進

## 生産性向上への取組

## 災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

### ○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

### ○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

### ○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

### ○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

### ○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

## 建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

背景・必要性

1. 災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

3. 生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

2. 働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

4. 調査・設計の重要性

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要（改正のポイント）

I. 災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

II. 働き方改革への対応

【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

【公共工事等を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

III. 生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

IV. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

V. その他

(1) 発注者の体制整備

- ① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
- ② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【基本理念】

- (3) 公共工事の目的物の適切な維持管理【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

## ★公共工事等（第3条以降）

### ○公共工事等

公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。

### ○公共工事

国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事

### ○公共工事に関する調査等

公共工事に関し、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計

## ★発注者等（第7条見出し）

### ○公共工事等の発注者

国、特殊法人等又は地方公共団体

### ○公共工事の目的物の維持管理を行う国、特殊法人等及び地方公共団体（第7条第5項）

道路の権限代行など、発注者と維持管理者が異なる場合においても、国・特殊法人等及び地方公共団体が公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質確保に努めなければならないこととする趣旨

## ★受注者等（第8条見出し）

### ○受注者

公共工事等を直接受注する元請業者（第8条第3項においては受注者となろうとする者を含む。）

### ○公共工事等を実施する者

受注者（元請）だけでなく、孫請等の下請業者も含むすべての請負業者



# 改正のポイント | 災害時の緊急対応の充実強化

## ■背景

全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

## ■改正品確法 本文（抜粋）

### <基本理念> 第3条 第7項

公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保されるとともに、**災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備**されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

### <発注者等の責務>

#### 第7条 第1項

三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、**災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。**

#### 第7条 第4項

発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法第二十七条の三十七<sup>(※1)</sup>に規定する**建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。**

※1:建設業に関する調査、研究、講習、指導、広報その他の建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行う社団又は財団で国土交通省令で定めるもの(以下「建設業者団体」という。)は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

# 改正のポイントII 働き方改革への対応

## ■背景

「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

## ■改正品確法 本文（抜粋）

### <基本理念> 第3条 第8項

公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、**公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。**

### <発注者等の責務> 第7条 第1項

五 地域における**公共工事等の実施の時期の平準化を図るため**、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての**繰越明許費**（財政法第十四条の三第二項<sup>※1</sup>）に規定する繰越明許費又は地方自治法第二百十三條第二項<sup>※2</sup>）に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。）又は財政法第十五条<sup>※3</sup>）に規定する**国庫債務負担行為**若しくは地方自治法第二百十四條<sup>※4</sup>）に規定する**債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定**、他の発注者との連携による**中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表**その他の必要な措置を講ずること。

六 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、**公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間**、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、**適正な工期等を設定すること。**

### <受注者等の責務> 第8条 第2項

**公共工事等を実施する者は**、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した**適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。**

※1: 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終らない見込みのあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

※2: 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

※3: 法律に基づくもの又は歳出予算の金額（第四十三條の三に規定する承認があつた金額を含む。）若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。

2 前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、国は毎会計年度、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができる。3、4（略）5 第一項又は第二項の規定により国が債務を負担する行為は、これを国庫債務負担行為という。

※4: 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。



# 改正のポイントⅢ 生産性向上への取組

## ■背景

建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

## ■改正品確法 本文（抜粋）

### <基本理念> 第3条 第11項

公共工事の品質確保に当たっては、**調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等**を通じて、その**生産性の向上が図られるよう**に配慮されなければならない。

### <発注者等の責務> 第7条 第1項

八 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、**情報通信技術の活用を図る**とともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

### <受注者等の責務> 第8条 第3項

**受注者**（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、**情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上**並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

# 改正のポイントⅣ 調査・設計の品質確保

## ■背景

公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

## ■改正品確法 本文（抜粋）

### <定義> 第2条 第2項

この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体が発注する**測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「調査等」という。）**をいう。

### <基本理念> 第3条 第1項

公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに**公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより**、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

### <調査・設計業務に関する受発注者の責務>

#### <発注者等の責務>

- ・ 適正な予定価格の設定（第7条第1項第1号）
- ・ ダンピング受注の防止（第7条第1項第4号）
- ・ 適正な履行期間の設定（第7条第1項第6号）
- ・ 災害時の緊急対応の推進（第7条第1項第3号）
- ・ 履行期限の平準化（第7条第1項第5号）

#### <受注者等の責務>

- ・ 適正な請負代金・履行期での下請契約の締結（第8条第2項）
- ・ 生産性向上（第8条第3項） 等

# 改正のポイントV その他

## ■発注体制の整備

＜発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等＞

第21条 第4項

国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする**発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進**、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注関係事務に関し**助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進**、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## ■工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用

＜基本理念＞

第3条 第5項

公共工事の品質は、これを確保する上で工事等の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、地盤の状況に関する情報その他の**工事等に必要な情報が的確に把握され、より適切な技術又は工夫が活用されることにより、確保**されなければならない。

## ■公共工事の目的物の適切な維持管理

＜発注者等の責務＞

第7条 第5項

国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、**当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。**

# 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント 平成27年制定時

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(平成27年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

## 必ず実施すべき事項

## 実施に努める事項

### ① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

### ② 歩切りの根絶

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

### ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

### ④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

### ⑤ 発注者間の連携体制の構築

**地域発注者協議会**等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

### ⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

### ⑦ 発注や施工時期の平準化

**債務負担行為の積極的な活用**や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

### ⑧ 見積りの活用

**入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合**等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

### ⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

### ⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

# 運用指針策定に向けた今後のスケジュール(案)

## 6/7 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

(法律・運用指針の説明会)

発注者協議会（ブロック会議）の開催  
 発注者協議会（県部会）の開催

- ・ 品確法の改正の主旨説明
- ・ 法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見交換

品確法の改正の主旨説明会の開催

- ・ 建設業団体等に対し、品確法の改正の内容説明

7  
 ～  
 8  
 月  
 を  
 目  
 処

(意見照会)

地方公共団体・建設業団体への意見照会

- ・ 法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見を収集

## 意見聴取結果を踏まえ、発注関係事務の運用に関する指針(案)の作成

発注者協議会（ブロック会議）の開催  
 発注者協議会（県部会）の開催

- ・ 改正運用指針（案）の説明

秋  
 頃

地方公共団体・建設業団体へ意見照会  
 有識者への意見照会

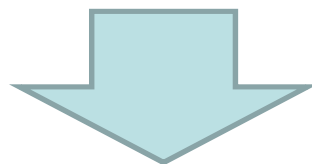
- ・ 改正運用指針（案）に関する意見を収集

## 年内を目処 発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定

## 令和2年度より、運用指針に基づく発注事務の運用開始

「品確法運用指針に関する相談窓口」を地域発注者協議会の事務局である地方整備局企画部等に加えて、国土交通省の直轄事務所等(窓口:副所長等)にも設置しております。

運用指針の内容に関する問合せや発注関係事務の運用に関する相談がございましたら、お問い合わせください。



窓口は下記のページに掲載されています。

国土交通省 大臣官房技術調査課

<http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishinsoudan.html>

令和元年8月 7日

# 公共工事の品質確保の促進に関する法律の 一部を改正する法律 説明資料 参考資料

---



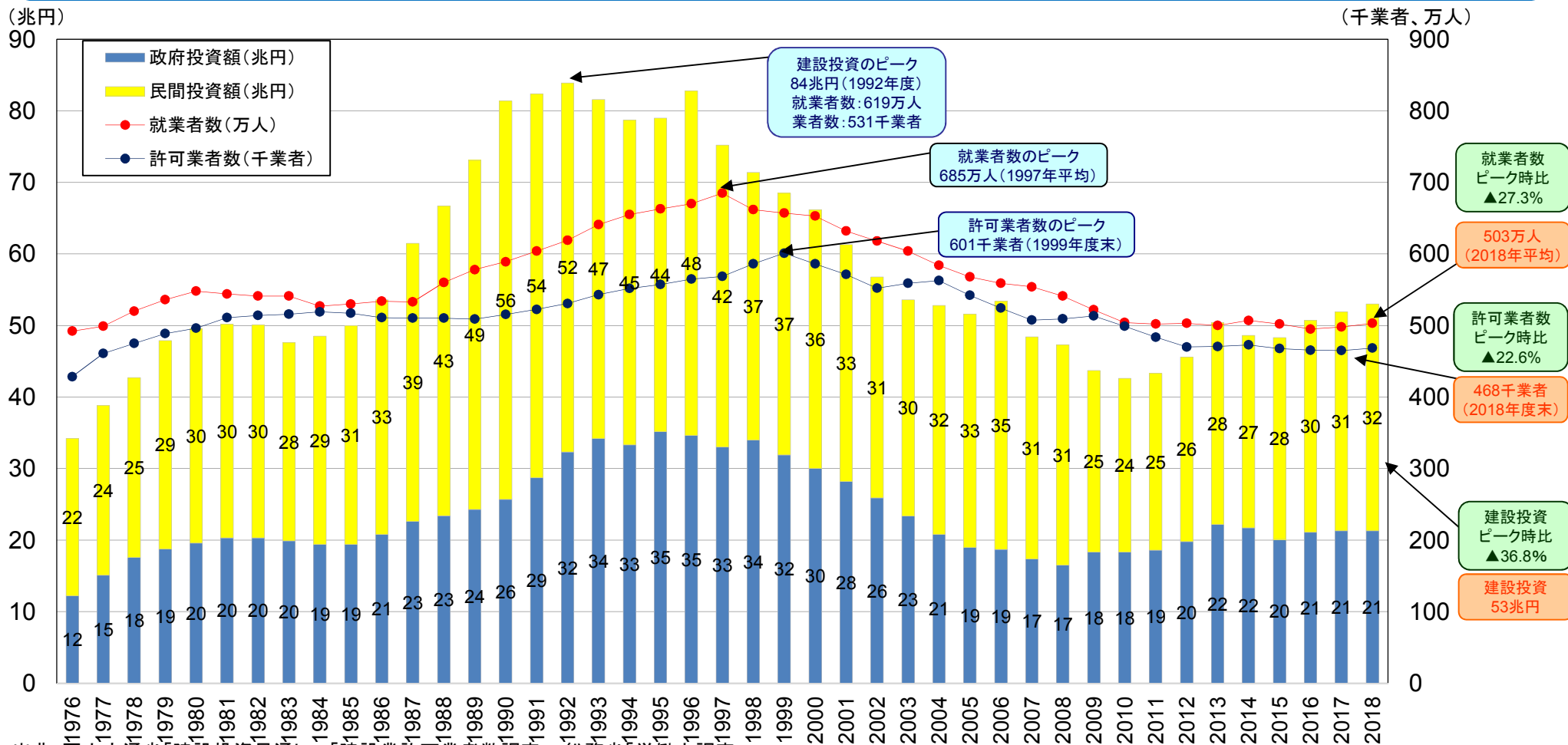
# 建設業を取り巻く現状

---



# 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の1992年度：約84兆円から2010年度：約43兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、2018年度は約53兆円となる見通し（ピーク時から約37%減）。
- 建設業者数（2018年度末）は約47万業者で、ピーク時（1999年度末）から約22%減。
- 建設業就業者数（2018年平均）は503万円で、ピーク時（1997年平均）から約27%減。



出典 国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については2015年度まで実績、2016年度・2017年度は見込み、2018年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。2011年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について2010年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

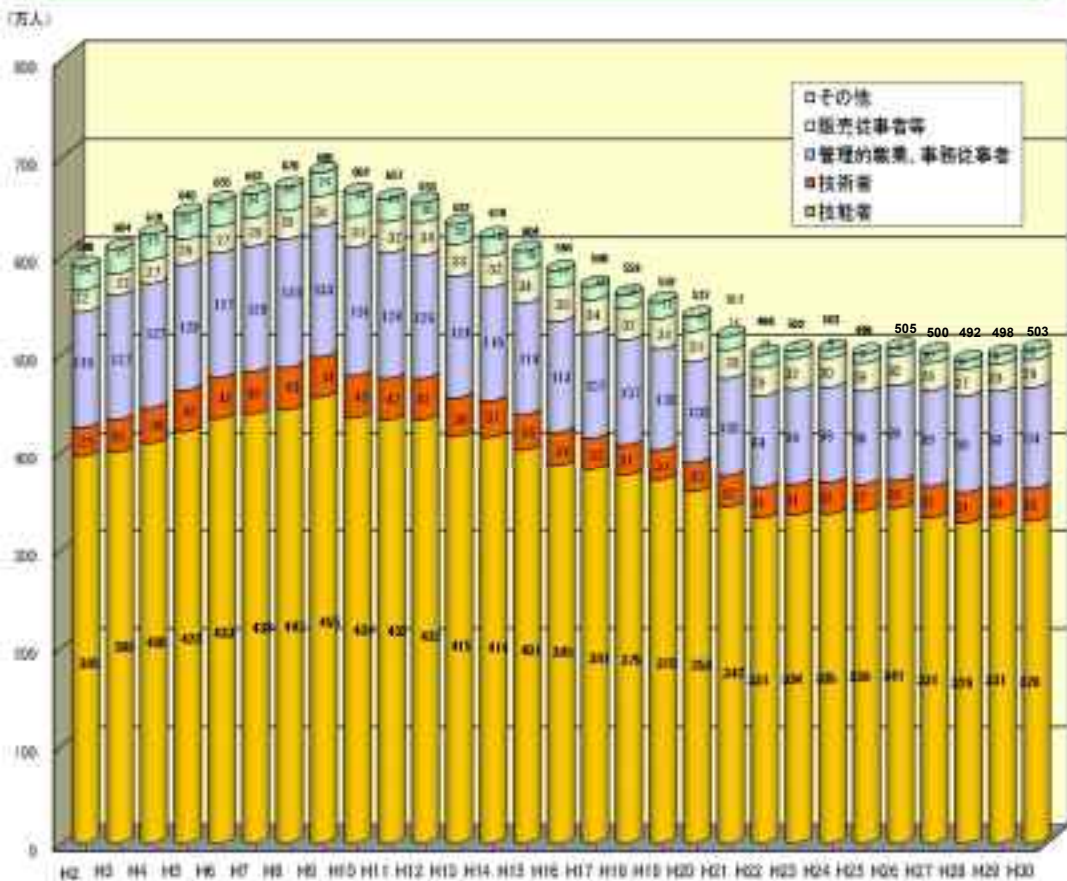
# 建設業就業者の現状

## 技能者等の推移

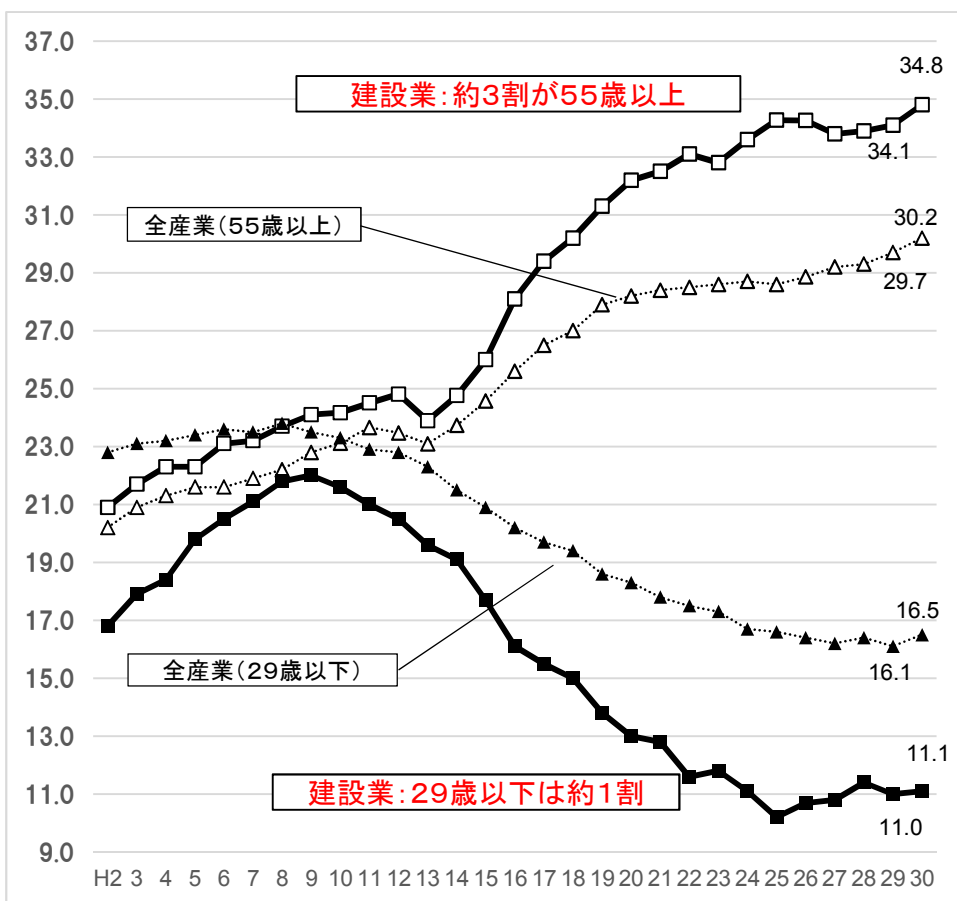
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 503万人(H30)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 33万人(H30)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 328万人(H30)

## 建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約35%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。  
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成29年と比較して55歳以上が約5万人増加、29歳以下は約1万人増加。



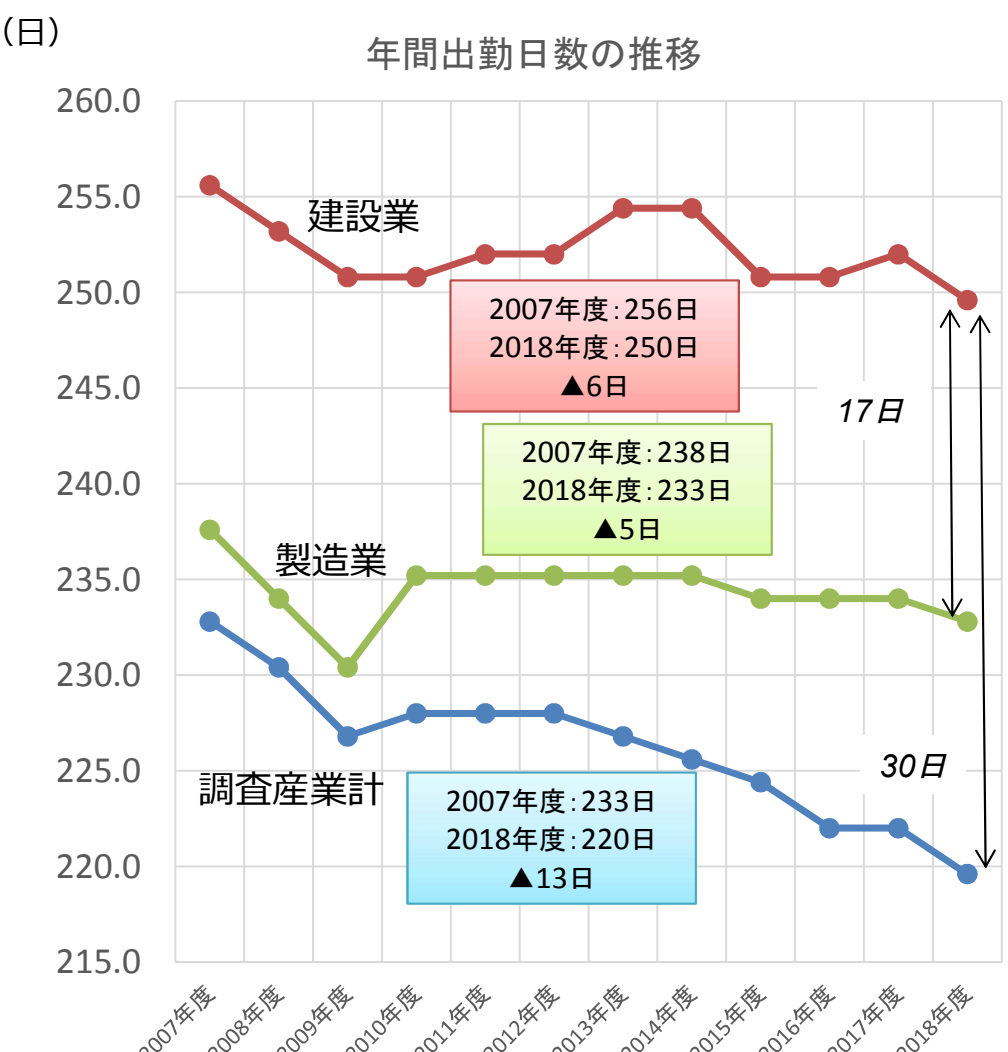
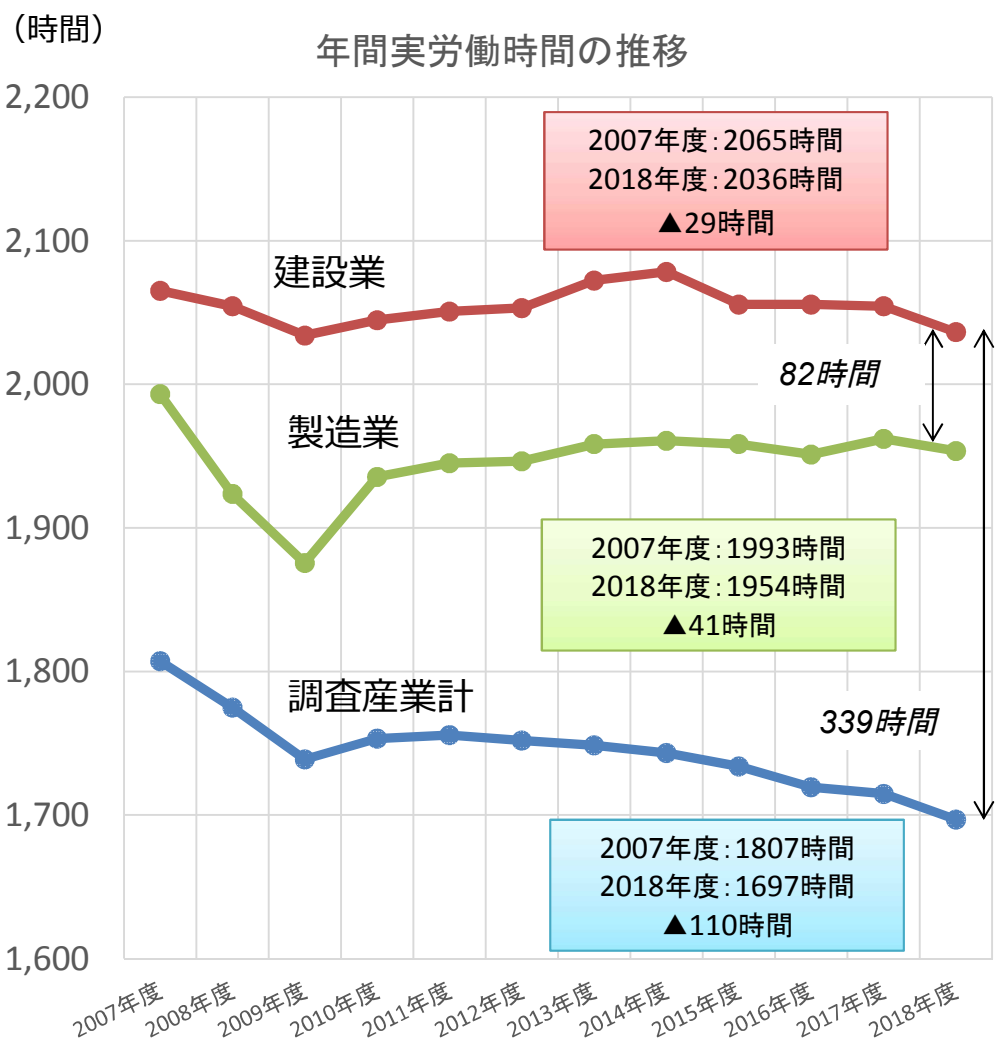
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出  
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

# 実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

○ 年間の総実労働時間については、他産業と比べて300時間以上（約2割）長い。また、10年程前と比べて、全産業では約110時間減少しているものの、建設業はほぼ横ばい（約29時間減少）であり、大幅な改善は見られない。



※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

# 建設業働き方改革加速化プログラム(平成30年3月20日策定・公表)

- 日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況。
- 建設業が、引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス、都市開発、住宅建設・リフォーム等を支える役割を果たし続けるためには、これまでの社会保険加入促進、担い手3法の制定、i-Constructionなどの成果を土台として、働き方改革の取組を一段と強化する必要。
- 政府全体では、長時間労働の是正に向けた「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定や、「新しい経済政策パッケージ」の策定など生産性革命、賃金引上げの動き。また、国土交通省でも、「建設産業政策2017+10」のとりまとめや6年連続での設計労務単価引上げを実施。
- これらの取組と連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、労務単価の引上げのタイミングをとらえ、平成30年度以降、下記3分野で従来のシステムの枠にとらわれない新たな施策を、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開。
- 中長期的に安定的・持続的な事業量の確保など事業環境の整備にも留意。

※今後、建設業団体側にも積極的な取組を要請し、今夏を目途に官民の取組を共有し、施策の具体的展開や強化に向けた対話を実施。

## 長時間労働の是正

罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年)を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図る。特に週休2日制の導入にあたっては、技能者の多数が日給月給であることに留意して取組を進める。

### ○週休2日制の導入を後押しする

- ・公共工事における週休2日工事の実施団体・件数を大幅に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行する
- ・建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、公共工事の週休2日工事において労務費等の補正を導入するとともに、共通仮設費、現場管理費の補正率を見直す
- ・週休2日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業など、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価する
- ・週休2日制を実施している現場等(モデルとなる優良な現場)を見える化する

### ○各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する

- ・昨年8月に策定した「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、各発注工事の実情を踏まえて改定するとともに、受発注者双方の協力による取組を推進する
- ・各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設定支援システムについて地方公共団体等への周知を進める

## 給与・社会保険

技能と経験にふさわしい処遇(給与)と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。

### ○技能や経験にふさわしい処遇(給与)を実現する

- ・労務単価の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発注関係団体・建設業団体に対して労務単価の活用や適切な賃金水準の確保を要請する
- ・建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね5年で全ての建設技能者(約330万人)の加入を推進する
- ・技能・経験にふさわしい処遇(給与)が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する
- ・能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇用する専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する
- ・民間発注工事における建設業の退職金共済制度の普及を関係団体に対して働きかける

### ○社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・スタンダードにする

- ・全ての発注者に対して、工事施工について、下請の建設企業を含め、社会保険加入業者に限定するよう要請する
- ・社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築する

※給与や社会保険への加入については、週休2日工事も含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで給与や法定福利費が行き渡っているかを確認。

## 生産性向上

i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるICTの活用等により生産性の向上を図る。

### ○生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする

- ・中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公共工事の積算基準等を改善する
- ・生産性向上に積極的に取り組む建設企業等を表彰する(i-Construction大賞の対象拡大)
- ・個々の建設業従事者の人材育成を通じて生産性向上につなげるため、建設リカレント教育を推進する

### ○仕事を効率化する

- ・建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続きを電子化する
- ・工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事における関係する基準類を改定するとともに、IoTや新技術の導入等により、施工品質の向上と省力化を図る
- ・建設キャリアアップシステムを活用し、書類作成等の現場管理を効率化する

### ○限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する

- ・現場技術者の将来的な減少を見据え、技術者配置要件の合理化を検討する
- ・補助金などを受けて発注される民間工事を含め、施工時期の平準化をさらに進める

### ○重層下請構造改善のため、下請次数削減方策を検討する



# 改正労働基準法における建設業の時間外労働規制

- 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用

## 改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

	現行規制	改正労働基準法(平成30年6月29日成立)
原則	<<労働基準法で法定>> (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、 協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時 の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法 33条)	<<同左>> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>罰則:雇用主に 6か月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金</p> </div>
36協定の 限度	<<厚生労働大臣告示:強制力なし>> (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上 限なし(年6か月まで)(特別条項)  (2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外	<<労働基準法改正により法定:罰則付き>> (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 …第36条第4項 ・特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定 ① 年720時間(月平均60時間) …第36条第5項 ② 年720時間の範囲内で、 <u>一時的に事務量が増加する場合にも</u> <u>上回ることを出来ない上限を設定</u> a.2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む) …第36条第6項第3号 b.単月100時間未満(休日労働を含む) …第36条第6項第2号 c.原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 …第36条第5項  (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 …第139条第2項(第36条第3項、第4項、 第5項、第6項第2号、第3号は適用しない) ・施行後5年以降 <u>一般則を適用</u> 。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1) ②a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。 …第139条第1項  <small>※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない</small>

# 低入札価格調査基準の改定(工事)

## 低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施  
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

## 低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70~0.90から0.75~0.92へ引き上げ
- あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入

### 現行

<b>【範囲】</b> 予定価格の 7.0/10~9.0/10  <b>【計算式】</b> ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.08
---



### H31.4.1~

<b>【範囲】</b> 予定価格の 7.5/10~9.2/10  <b>【計算式】</b> ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.08
---

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

# 低入札価格調査基準の改定(業務)

## 低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う測量業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から82%へ引き上げ
- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う地質調査業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.45から0.48へ引き上げ

	現行	H31.4.1 ~
測量	設定範囲：60% ~ 80%	設定範囲：60% ~ <b>82%</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接測量費 ×1.00</li> <li>測量調査費 ×1.00</li> <li>諸経費 ×0.48</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接測量費 ×1.00</li> <li>測量調査費 ×1.00</li> <li>諸経費 ×0.48</li> </ul>
地質	設定範囲：2/3 ~ 85%	設定範囲：2/3 ~ 85%
	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接調査費 ×1.00</li> <li>間接調査費 ×0.90</li> <li>解析等調査業務費 ×0.80</li> <li>諸経費 ×0.45</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接調査費 ×1.00</li> <li>間接調査費 ×0.90</li> <li>解析等調査業務費 ×0.80</li> <li>諸経費 <b>×0.48</b></li> </ul>

# 公共工事の品質確保の促進に関する法律 令和元年度改正事項に関する現状の取組

---



# 1. 災害時の緊急対応の充実強化

---

- 迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめたガイドラインを作成(平成29年7月)。**地方公共団体**に対しても、**ガイドライン**を参考として、**随意契約等を適用するよう通知**するとともに、**地域発注者協議会を通じて内容を周知**。
- 平成30年7月豪雨での災害復旧工事では、**直轄**で、**約230件**(H30.11末時点)の**工事で随意契約を活用**。

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン

■構成

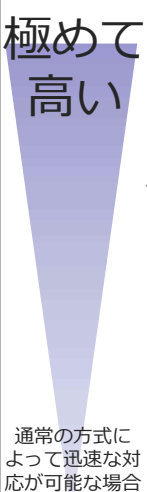
1. 入札契約方式選定の基本的考え方
2. 地方公共団体との連携等
3. 大規模災害における入札契約方式の適用事例
参考資料：入札契約方式の関係図書

■対象とした災害

災害名	主な被災地	日時
東日本大震災	東日本エリア	H23.3.11
紀伊半島大水害	奈良県等	H23.9.4
広島豪雨土砂災害	広島県等	H26.8.19
関東・東北豪雨鬼怒川水害	茨城県等	H27.9.9
平成28年熊本地震	熊本県等	H28.4.16

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	 極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実施実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性(本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等)
本復旧		指名競争	有資格業者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社(本店)、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常の方式(一般競争・総合評価落札方式他)	

平成30年7月豪雨での随意契約の状況(H30.11.30現在)

	工事	業務
全国	約230件	約120件
うち岡山県、広島県、愛媛県	約140件	約30件

災害復旧における適切な入札契約方式の適用についてガイドライン掲載HP  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08\\_hh\\_000434.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000434.html)

## 2. 働き方改革への対応

---

# 施工時期等の平準化

- 適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為(2か年国債やゼロ国債)を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。
- これにより、閑散期の工事稼働件数は下図の通り改善傾向にあり、国交省直轄工事での平準化率は約9割に達している。
- 引き続き国庫債務負担行為の活用、発注見通しの統合・公表の参加団体を拡大。

## ①国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための国庫債務負担行為(2か年国債<sup>(注1)</sup>及びゼロ国債<sup>(注2)</sup>)を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債〉

平成31年度:約3,200億円 (平成30年度:約3,100億円)

※平成29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定(業務についても平成31年度から新たに設定)

※平成31年度の内訳は、2ヶ年国債 約2,000億円、ゼロ国債 約1,200億円(業務含む)

## ②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

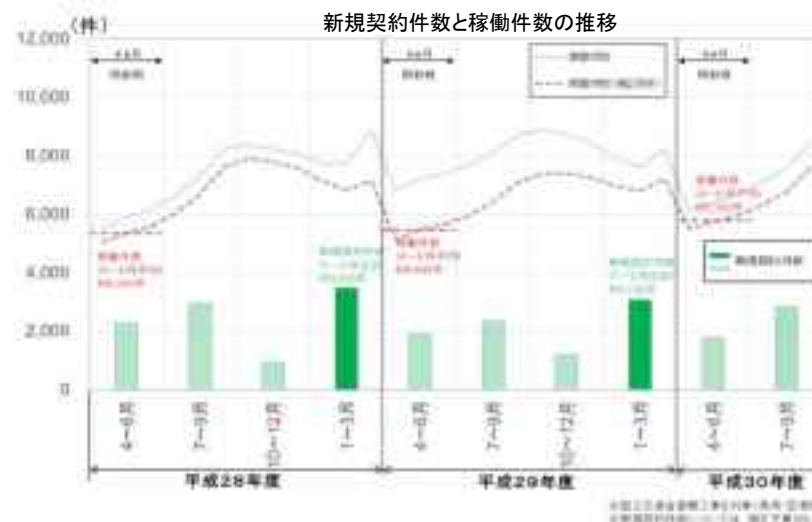
全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大

※参加状況の推移:平成29年3月時点:約500団体(約25%)→平成31年3月時点:1783団体(約89%)

国、特殊法人等:198/209、都道府県:47/47、政令指定都市:20/20、市町村:1518/1722(平成31年3月時点)

## ③地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、平準化の取組の推進を改めて要請



【各地域のページ】

◎◎地区の発注見通し

◎◎地区の発注見通し

◎◎地区の発注見通し

地区	発注見通し	発注見通し	発注見通し	発注見通し	発注見通し	発注見通し	発注見通し	発注見通し	発注見通し
北海道									
東北									
関東									
中部									
関西									
中国									
四国									
九州									

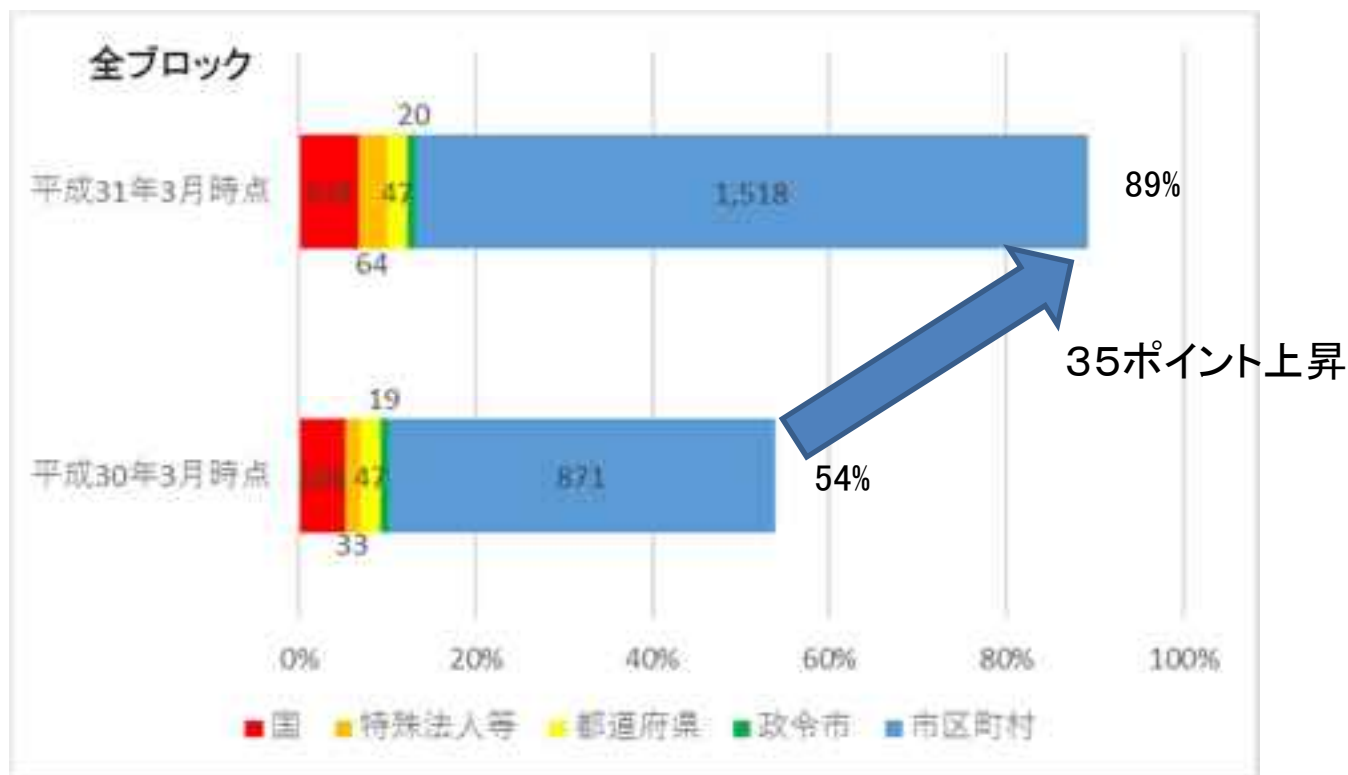
注1:国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することができる制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

注2:国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

# 発注見通しの統合・公表

○全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体率は、平成29年度末から、平成31年3月時点で35ポイント上昇  
 ⇒令和元年度についても更なる拡大を実施。特に、国、特殊法人全団体の参加を目指す。

発注見通しの統合・公表への参加率の推移



全ブロック	国	特殊法人等	都道府県	政令市	市区町村
平成31年3月時点	134/137	64/72	47/47	20/20	1518/1722
平成30年3月時点	105/133	33/73	47/47	19/20	871/1722

# 平準化率の定義

$$\text{平準化率} = \frac{\text{(4～6月期の平均稼働件数(金額))}}{\text{(年度の平均稼働件数(金額))}}$$

「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対 象: 契約金額500万円以上の工事

稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

稼働金額: 最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

## 平準化率イメージ(概念)

工事名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
〇〇維持工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇建設工事			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇工事		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
稼働件数(月あたり)	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
稼働件数(年平均)	2.75											
稼働件数(4～6月平均)	2											
平準化率	0.73											

各月の工事稼働件数の合計

各月稼働件数の年度平均

4～6月稼働件数の平均

4～6月期の平均稼働件数(2件)  
 年度の平均稼働件数(2.75件)

## これまでの経緯

- H27.1 品確法第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」において、発注者に対し、施工時期等の平準化を実施することを**努力義務として規定**
- H28.3 「i-Construction～建設現場の生産性革命～」において、3つ視点の**トップランナー施策のひとつとして、「施工時期の平準化」を設定**

## 国交省の取組

### ①国庫債務負担行為の積極的活用

※2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債

H29年度 約2900億円 → H31年度 約3200億円

### ②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

H29.3 約500団体 → H31.3 約1500団体

### ③地方公共団体等への取組要請



発注見通しの統合・公表のページ(イメージ)

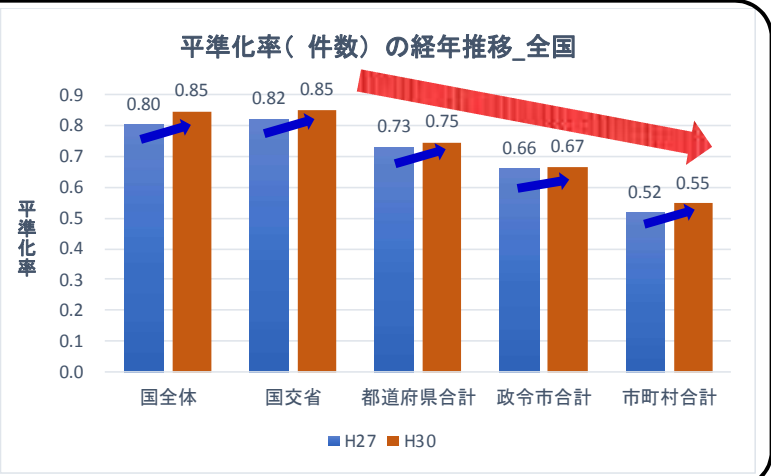
## 実績

- 平成30年度の平準化率※は、国:0.85、都道府県:0.75、政令市:0.67、市町村:0.55である。

$$\text{※平準化率} = \frac{\text{4-6月期の平均稼働件数}}{\text{年度の平均稼働件数}}$$

- 施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるものの、市町村では未だ低い水準となっている。

※ 平準化率は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事（1件当たり500万円以上）を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出（データ抽出時点：令和元年5月18日）



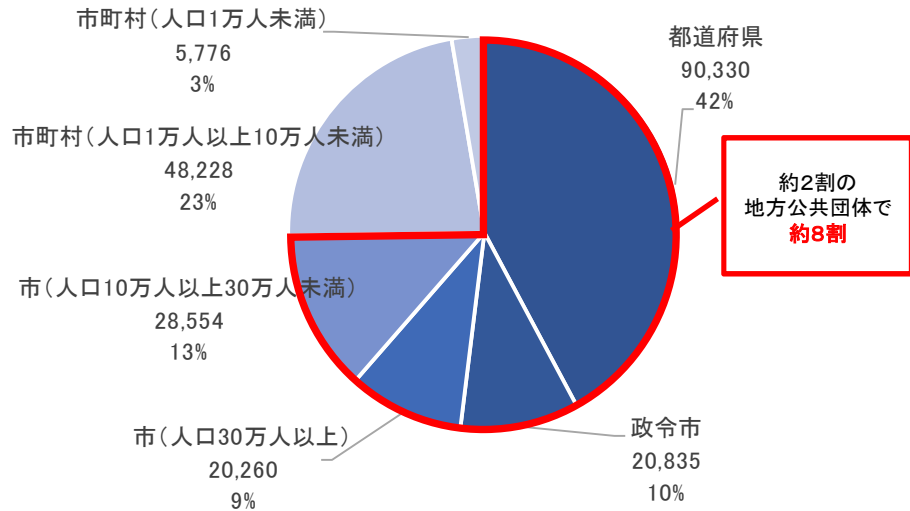
# 地方公共団体の工事発注件数と平準化率

○ 地方公共団体のH30工事契約件数は、全地方公共団体数の約2割(都道府県、人口10万人以上の市)、で全体の約8割を占める。

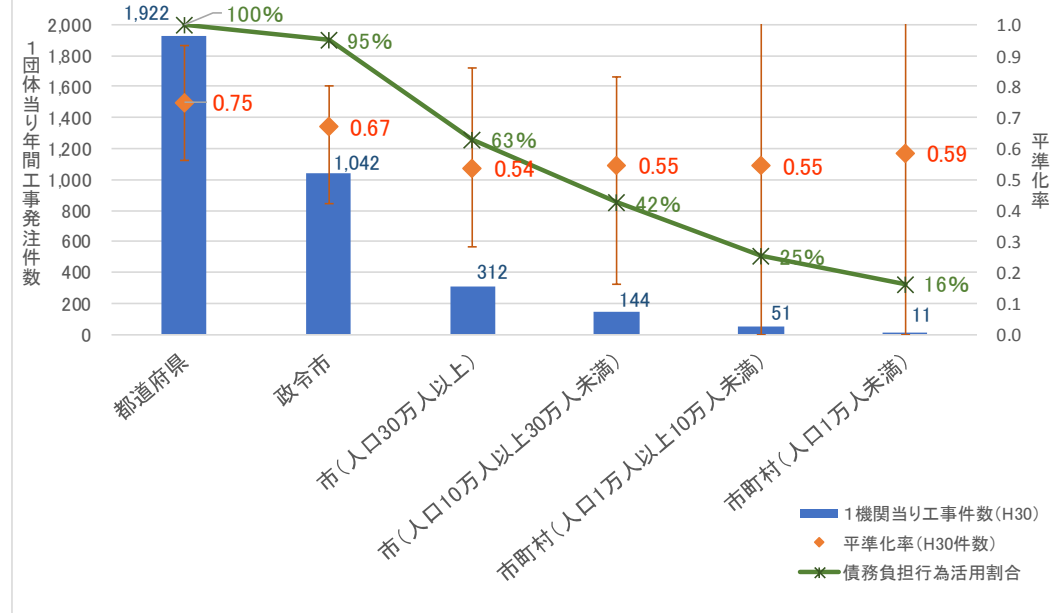
## 地方公共団体数

	都道府県	政令市	市 (人口30万人以上)	市 (人口10万人以上30万人未満)	市町村 (人口1万人以上10万人未満)	市町村 (人口1万人未満)	合計
団体数	47	20	65	198	946	512	1,788
団体数累積割合	3%	4%	7%	19%	71%	100%	100%

## 地方公共団体の工事契約件数割合 (H30)



## 団体別工事件数及び平準化率



※ 人口総数はH27国勢調査による

※ 平準化率は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事（1件当たり500万円以上）を区分毎に全ての工事を足し合わせて算出（データ抽出時点：令和元年5月18日）



# 地方公共団体の平準化率の向上に向けた課題の整理

- 改正品確法(令和元年6月14日公布・施行)において、公共工事等の施工時期等の平準化が「発注者の責務」として明確に規定。

施工時期等の平準化の取組が浸透しつつあるものの、特に市町村ではいまだ低い水準にあり、更なる平準化率の向上が求められる

## 市町村の平準化率向上はなぜ進まないのか

○市町村の平準化率の向上が進まない主な理由

職員・体制が不十分

組織全体の調整、意思統一が図れない

基準・規則・要領等が未整備

情報・知識・ノウハウ不足

交付金事業や補助事業が多い

冬期施工困難、施工時期が限定化

工事件数が少ない、必要性を感じない

1. 人口10万人未満の市町村でも、平準化率が高い市町村が存在することを鑑みれば、必ずしも体制がボトルネックではないのではないか。

2. 体制が準備できるとしても、どのように手を付けて良いか分からないので進まないのではないか。

3. 体制が準備でき、やり方も分かるが、「難しいからできない」「効果がない」と思われているのではないか。

「できる」ことを  
知ってもらう

「やり方」を  
知ってもらう

ハードルを  
下げる

※出典：入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の結果(H30年8月1日現在)より整理

# 地方公共団体の平準化率の更なる向上に向けたアプローチ方法

## 平準化率の更なる向上に向けた3つのアプローチ(案)

### 1. 「できる」ことを知ってもらう

#### □ 平準化の取組状況の見える化

地域発注者協議会等において、各市町村の取組状況(平準化率)を、他の市町村と比較できる形で公表(「見える化」)することにより、同規模の市町村との比較を通じて「できる」ことを実感しやすくなるのではないかと。

### 2. 「やり方」を知ってもらう

#### □ サポート体制の拡充と周知

地域発注者協議会等において、国からの情報提供や、各地方公共団体の平準化の先進優良事例※等を共有している。

直轄事務所等における「品確法運用指針に関する相談窓口」の設置に加え、さらに実務担当者間での意見交換等を行えるように工夫をするべきではないかと。

### 3. ハードルを下げる

#### □ 平準化の効果の発信

平準化の取組により、人材・資機材の有効活用や建設企業の経営の健全化が図られ、建設業の働き方改革や担い手確保、生産性向上に大きく貢献するものであることを全ての発注者に知ってもらうことが必要ではないかと。

※地方公共団体における平準化の取組事例について  
～平準化の先進事例「さしすせそ」～

まずは一定規模の工事契約件数のある都道府県、人口10万人以上の市に対し、重点的に施工時期等の平準化の取組の実施を働きかけるとともに、全ての地方公共団体に対し発注者の責務として平準化の取組を進めるよう支援。

## ■ 地域発注者協議会

- 工事の品質確保等に関する各種取組等について、発注者間の連携を図るため、全ての地方公共団体等が参画する地域発注者協議会において情報共有を実施。
- 品確法運用指針のうち、重点3項目について各発注者が自らの取組み状況を把握するため、全国統一指標を設定。施工時期の平準化について目標値を設定するなど、地方公共団体等に対し、改善に向けた働きかけを実施。

各ブロック発注者協議会

国の機関、各都道府県  
代表市町村、関係法人等より構成

〇〇県分科会

...

各都道府県ごとに  
国の機関、都道府県、全市町村、関係法人等より構成

## ■ 品確法運用指針に関する相談窓口

- 「品確法運用指針に関する相談窓口」を地域発注者協議会の事務局である地方整備局企画部等に加えて、国土交通省の直轄事務所等(窓口:副所長等)にも設置。
- 運用指針の内容に関する問合せや発注関係事務の運用に関する相談の受付

～掲載ページ～

<http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishinsoudan.html>

# 地方公共団体における平準化の取組

## 取組状況（地方公共団体における平準化に向けた取組の促進）

H27.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請

- ※以降、■H28.2、■H28.10、■H29.2、■H30.2、■H30.11、■H31.2に要請。
- ※H29.2以降は、地方公共団体の契約担当課だけではなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請。

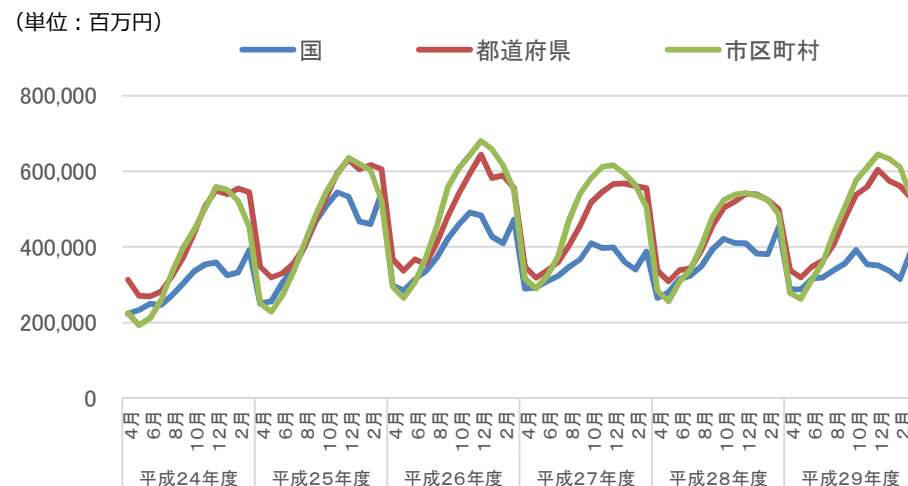
H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知

H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ

- ※H29.3に市区町村の事例を収集し、第2版を公表
- ※H30.5に市区町村の事例を拡充し、第3版を公表

H31.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について通知

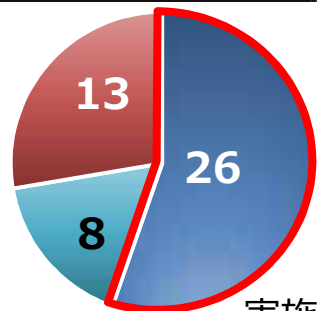
【国・都道府県・市区町村における平準化の状況】



出典：建設総合統計 出来高ベース（全国）

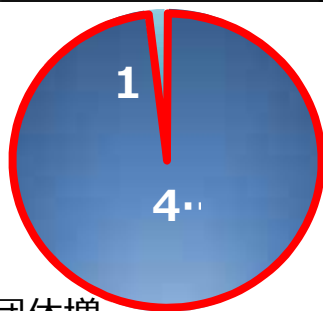
## 債務負担行為の活用状況（交付金事業/H28.2、H31.2比較）

H28.2債務負担行為

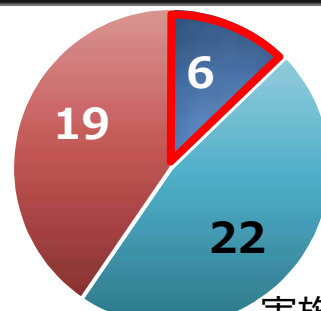


実施団体：20団体増

H31.2債務負担行為



H28.2ゼロ債務負担行為



実施団体：33団体増

H31.2ゼロ債務負担行為



■本年度実施し、翌年度も実施予定 ■本年度は実施していないが、翌年度から実施予定または実施する方向で検討 ■実施していない

- 平成28年4月に公表した都道府県の平準化の先進的な取組の事例集については、更なる充実化を図るため、新たに市区町村の取組事例を加え、平成30年5月に第3版作成。

## ■ 地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～

### ① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用する。

### ② (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用する。

※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

### ③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

### ④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

### ⑤ (そ) 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4～6月)における工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。



# 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の改訂

(平成30年7月2日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

## 1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革関連法による改正労働基準法（H31.4.1施行）に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したもの。

## ガイドラインの内容

### 2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

#### (1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

#### (2) 受注者の役割

- 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

#### (3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

#### (4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

### 3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

#### (1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
  - ・ 建設工事従事者の休日（週休2日等）
  - ・ 労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
  - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等
- 業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休2日工事の件数拡大。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダレ」を行わない。
- 予定工期内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

#### (2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

#### (3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
  - ・ 3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
  - ・ プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用 等

#### (4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

#### (5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ、外部機関（コンストラクション・マネジメント企業等）を活用。

## 4. その他（今後の取組）

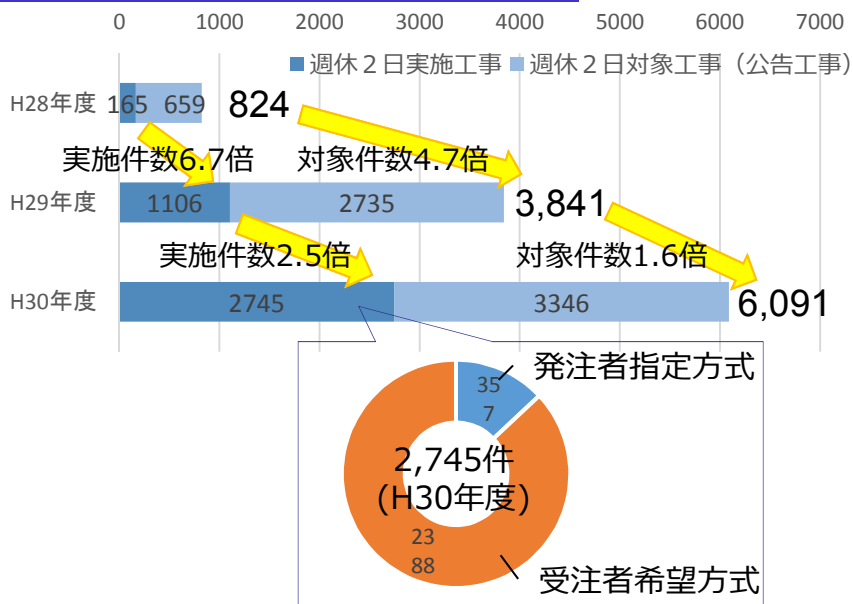
- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂

# 週休2日に取り組む際の必要経費の計上

## 週休2日対象工事の拡大

- 平成30年度より労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上
- 平成30年度は週休2日対象工事の適用拡大

## 週休2日工事の実施状況（直轄）



## 週休2日工事の実施状況（都道府県・政令市）

- H29年度：実施済39団体
- H30年度：実施済56団体
  - ・発注者指定：実施済27団体
  - ・労務費等補正：実施済48団体
  - ・工事成績評価：実施済49団体

## 週休2日の取得に要する費用の計上（試行）

### ■ 週休2日対象工事の拡大

災害復旧や維持工事、工期等に制約がある工事を除く工事において、**週休2日対象工事の適用を拡大**

（H31年3月時点）

	H28年度	H29年度	H30年度
公告件数(取組件数)	824(165)	3,841(1,106)	6,091(2,745)
実施率	20.0%	28.7%	45.1%

### ■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

H30年度より**労務費、機械経費（賃料）**を新たに補正対象とし、**共通仮設費、現場管理費**と合わせて、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、**必要経費を計上する試行**を実施

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05

### ■ 工事成績評価による加点

4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

### 3. 生産性向上への取組

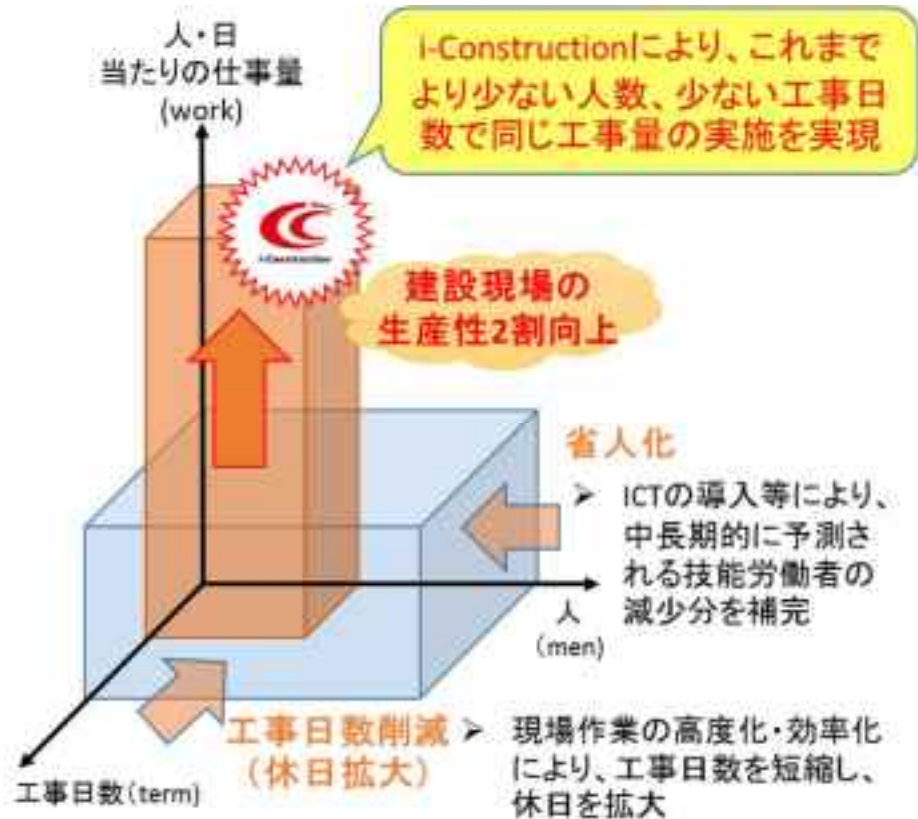
---



# i-Construction ~建設業の生産性向上~

- 平成28年9月12日の未来投資会議において、安倍総理から第4次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、建設現場の生産性を**2025年度までに2割向上**を目指す方針が示された。
- この目標に向け、3年以内に、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、**測量にドローン等を投入し、施工、検査に至る建設プロセス全体を3次元データでつなぐ**など、新たな建設手法を導入。
- これらの取組によって**従来の3Kのイメージを払拭**して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し、全国の建設現場を**新3K(給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる)の魅力ある現場**に劇的に改善。

## 【生産性向上イメージ】



平成28年9月12日未来投資会議の様子

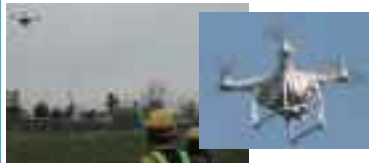


## ICTの全面的な活用 (ICT施工)

- 調査・測量、設計、施工、検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいてICTを全面的に活用。
- 3次元データを活用するための15の新基準や積算基準を整備。
- 国の大規模土工は、発注者の指定でICTを活用。中小規模土工についても、受注者の希望でICT土工を実施可能。
- 全てのICT土工で、必要な費用の計上、工事成績評点で加点評価。

## 【建設現場におけるICT活用事例】

### 《3次元測量》



ドローン等を活用し、調査日数を削減

### 《3次元データ設計図》



3次元測量点群データと設計図面との差分から、施工量を自動算出

### 《ICT建機による施工》



3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のICT化を実現。

## 全体最適の導入 (コンクリート工の規格の標準化等)

- 設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の最適化が図られるよう、**全体最適の考え方を導入**し、サプライチェーンの効率化、生産性向上を目指す。
- H28は機械式鉄筋定着および流動性を高めたコンクリートの活用についてガイドラインを策定。
- 部材の規格(サイズ等)の標準化により、プレキャスト製品やプレハブ鉄筋などの工場製作化を進め、コスト削減、生産性の向上を目指す。

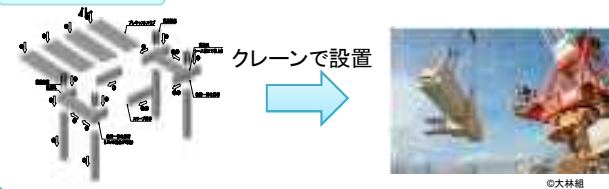
規格の標準化 全体最適設計 工程改善

コンクリート工の生産性向上のための3要素

### 現場打ちの効率化 (例) 鉄筋のプレハブ化、埋設型枠の活用

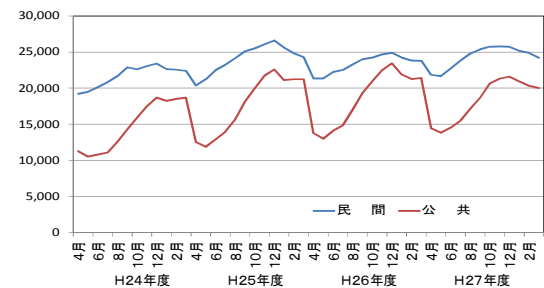


### プレキャストの進 (例) 定型部材を組み合わせた施工



## 施工時期の平準化等

- 公共工事は第1四半期(4~6月)に工事量が少なく、偏りが激しい。
- 適正な工期を確保するための**2か年国債を設定**。H29当初予算において**ゼロ国債を初めて設定**。



出典:建設総合統計より算出



# ICT活用状況と効果 ～土工・舗装・浚渫～

- ICT土工の実施にあたり、ICT用の基準類を整備するとともに、発注時の総合評価や完成時の工事成績における加点評価等によりICT施工を促進
- 平成30年度においては、ICT土工については対象工事として発注した工事のうち、**約5割の570件の工事でICT土工を実施**し、平成29年度の活用工事では、**約3割の施工時間の短縮効果**を確認
- ICTに関する研修やベストプラクティスの共有等により知見の蓄積や人材育成、モチベーションの向上等を促進

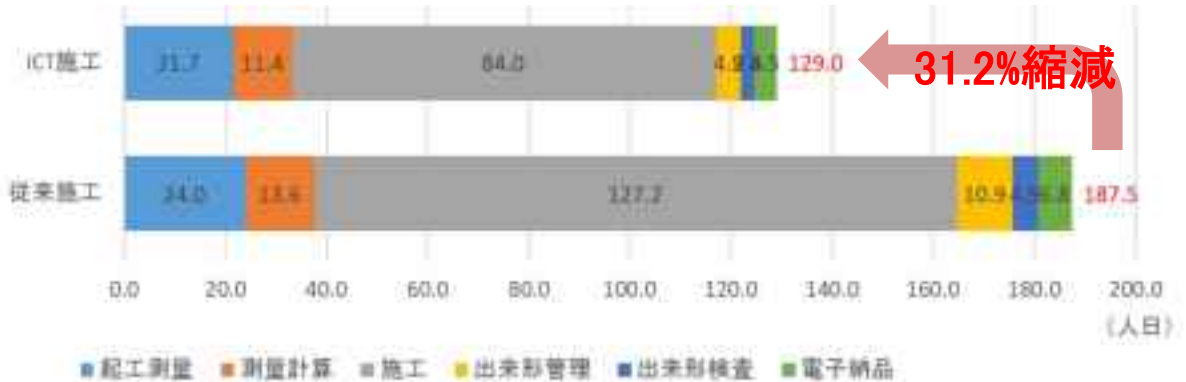
## ■ ICT施工の実施状況

(H30年11月時点)※浚渫工は港湾含む

工種	H28年度		H29年度		H30年度	
	公告件数	ICT実施	公告件数	ICT実施	公告件数	ICT実施
土工	1,625	584	1,952	815	<b>1,279</b>	<b>617</b>
舗装工	—	—	197	79	<b>175</b>	<b>57</b>
浚渫工	—	—	28	24	<b>66</b>	<b>54</b>

※都道府県等では、H28年度は約80件、H29年度は約300件で実施  
H30年度は約1,700件を公告予定

## ■ ICT施工の効果 (H29)



ICT活用工事受注者に対する活用効果調査 (H29、N=274) より

## ■ i-Constructionに関する研修

(H30年11月時点)

	H28年度	H29年度	H30年度
施工業者向け	281	356	<b>200</b>
発注者向け	363	373	<b>220</b>
合計※	644	729	<b>420</b>

※施工業者向けと発注者向けの重複箇所あり

## ■ ベストプラクティスの共有等

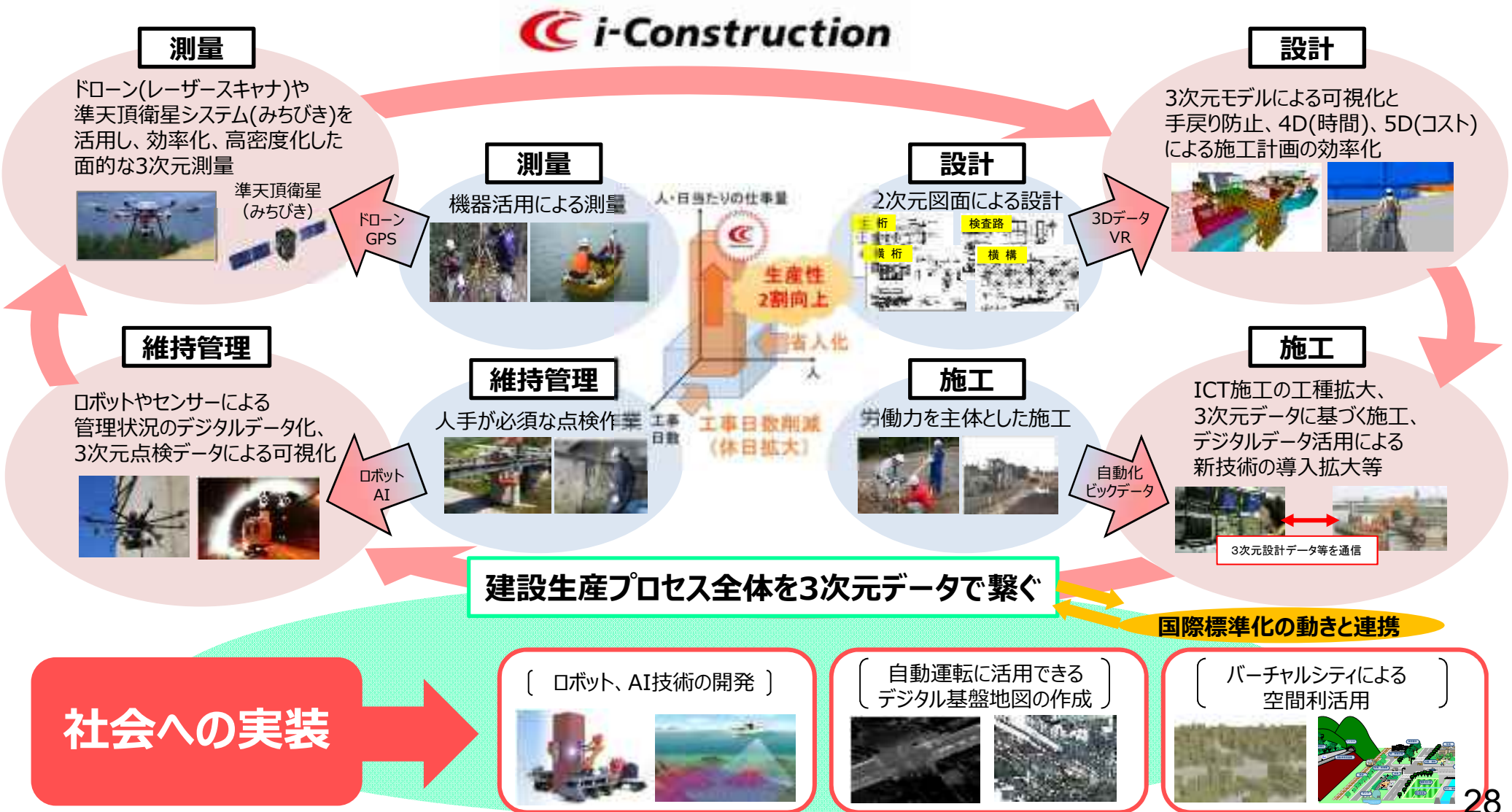
- ・i-Construction大賞(大臣表彰制度)の拡充



第2回表彰式(H31.1.21)開催



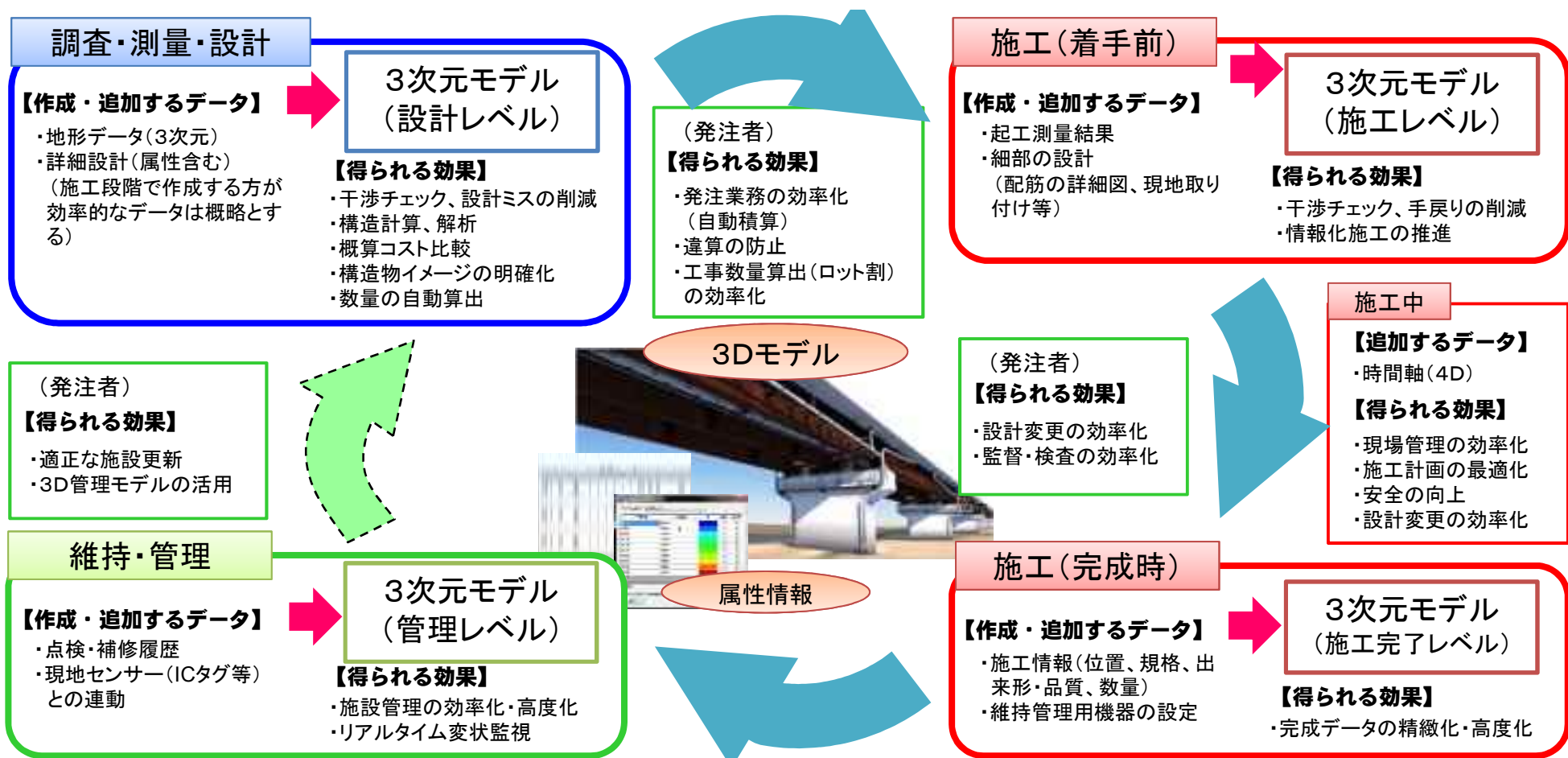
- Society5.0においてi-Constructionを「深化」させ、建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指す
- 平成30年度は、ICT施工の工種拡大、現場作業の効率化、施工時期の平準化に加えて、測量から設計、施工、維持管理に至る建設プロセス全体を3次元データで繋ぎ、新技術、新工法、新材料の導入、利活用を加速化するとともに、国際標準化の動きと連携



# 生産性革命のエンジン、BIM/CIM

○ **BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling Management)** とは、計画・調査・設計段階から **3次元モデルを導入**し、その後の施工、維持管理の各段階においても、**情報を充実させながらこれを活用**し、あわせて事業全体にわたる関係者間で情報を共有することにより、一連の建設生産システムにおける **受発注者双方の業務効率化・高度化を図るもの**

## 3次元モデルの連携・段階的構築



## H30までの取組み

- **ICTの活用拡大** ※H28トップランナー施策
  - ✓ H28より土工、H29より舗装工・浚渫工・i-Bridge(試行)、H30より維持管理分野・建築分野(官庁営繕)・河川浚渫等へ導入
  - ✓ 自治体をフィールドとしたモデル事業の実施 等
- **全体最適の導入(コンクリート工の規格の標準化等)**
  - ✓ 「機械式鉄筋定着工法」等の要素技術のガイドライン、埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン、コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン等の策定
- **施工時期等の平準化**
  - ✓ 平準化のための2カ年国債及びゼロ国債について、H29:約2900億円、H30:約3100億円、H31:約3200億円
  - ✓ 地域単位での発注見通しの統合・公表 等
- **3次元データの収集・利活用**
  - ✓ 3次元データ利活用方針の策定(H29.11)
  - ✓ ダム、橋梁等の大規模構造物設計へ3次元設計の適用を拡大
- **産学官民の連携強化**
  - ✓ i-Construction推進コンソーシアム設立(H30.1)、本省にてニーズ・シーズのマッチングを実施し、取組を地方整備局に拡大
  - ✓ 建設現場のデータのリアルタイムな取得・活用などを実施するモデルプロジェクトを開始(H30.10~)
- **普及・促進施策の充実**
  - ✓ 各整備局等に地方公共団体に対する相談窓口を設置
  - ✓ i-Construction大賞(大臣表彰制度)を創設(H29.12)
  - ✓ i-Constructionロゴマークを作成(H30.6)

## R1「貫徹」の年の新たな取組み

### ICTの活用拡大

- ・ 工事の大部分でICT施工を実施するため、地盤改良工、付帯構造物工など3工種を追加し、20を超える基準類を整備
- ・ 上記基準を適用する「ICT-Full活用工事」を実施

### i-Constructionモデル事務所等を決定

- ・ i-Constructionモデル事務所
  - ➔ 事業全体でBIM/CIMを活用しつつ、ICT等の新技術の導入を加速化させる「3次元情報活用モデル事業」を実施
- ・ i-Constructionサポート事務所
  - ➔ 「ICT-Full活用工事」を実施するとともに、地方公共団体や地域企業の取組をサポート

### 中小企業への支援

- ・ 小規模土工の積算基準を改善

### 公共事業のイノベーションの促進

- ・ 新技術導入促進調査経費を拡大し、測量に係るオープン・イノベーションを実施
- ・ 革新的社会資本整備研究開発推進事業等によりインフラに係る革新的な産・学の研究開発を支援

- i-Constructionを一層促進し、平成31年の「貫徹」に向け、3次元データ等を活用した取組をリードする直轄事業を実施する事務所を決定。
- これにより、設計から維持管理までの先導的な3次元データの活用やICT等の新技術の導入を加速化。

## ① i-Constructionの取組を先導する「i-Constructionモデル事務所」 (全国10事務所)

- 調査・設計から維持管理までBIM/CIMを活用しつつ、3次元データの活用やICT等の新技術の導入を加速化させる『3次元情報活用モデル事業』を実施。
- 集中的かつ継続的に3次元データを利活用することで、事業の効率化を目指す。

## ② ICT-Full活用工事の実施や地域の取組をサポートを行う「i-Constructionサポート事務所」 (全国53事務所※)

- 国土交通省直轄事業において工事の大部分でICTを活用する『ICT-Full活用工事』の実施など、積極的な3次元データやICT等の新技術の活用を促進。
- 地方公共団体や地域企業のi-Constructionの取組をサポートする事務所として、i-Constructionの普及・拡大を図る。

※ モデル事務所を含む。

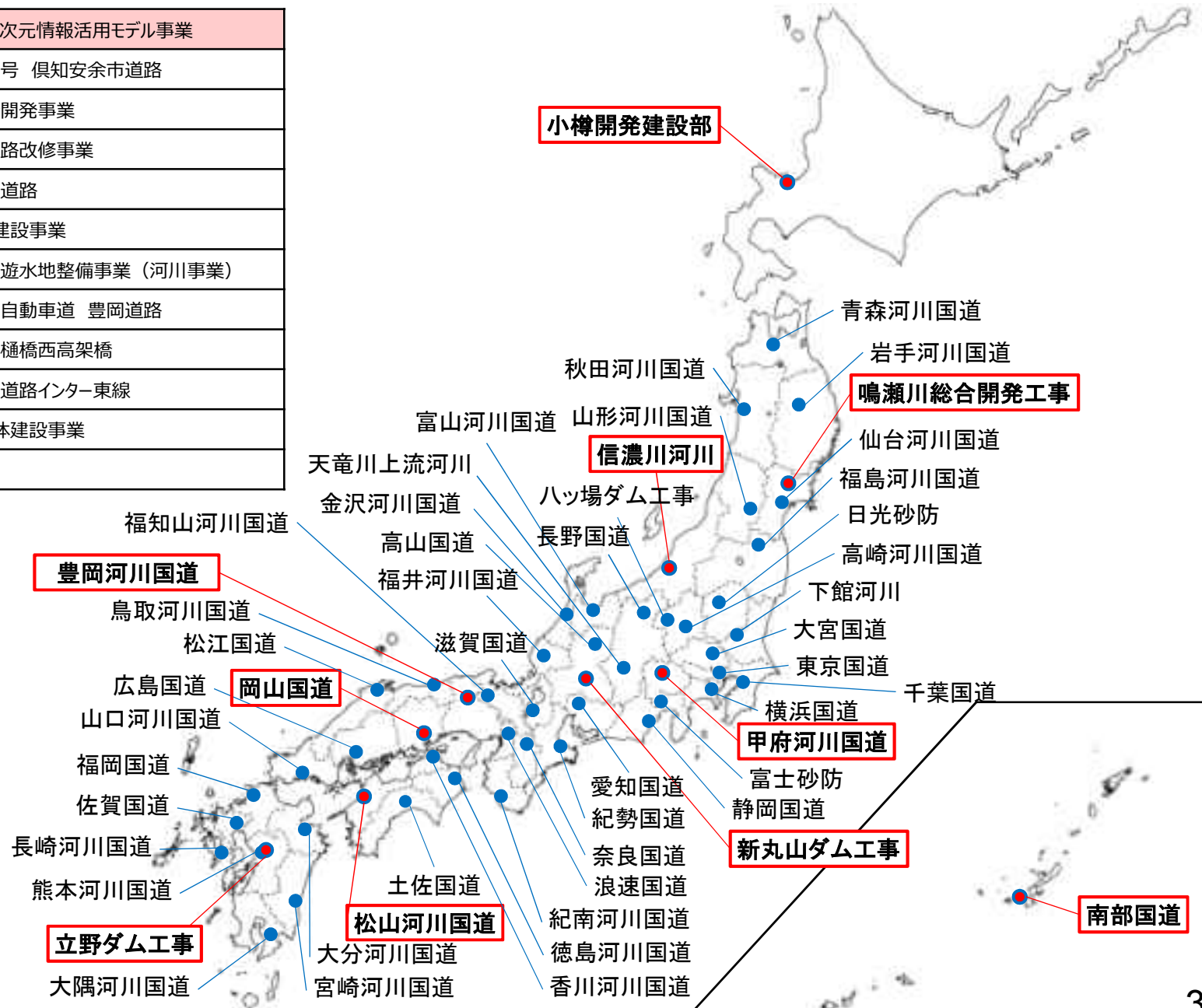
### ★ その他、全事務所において

- ICT土工をはじめとする建設分野におけるICTの活用拡大など、i-Constructionの原則実施を徹底し、国土交通省全体でi-Constructionの貫徹に向けた着実な取組を推進。



モデル事務所	3次元情報活用モデル事業
小樽開発建設部	一般国道5号 倶知安余市道路
鳴瀬川総合開発工事事務所	鳴瀬川総合開発事業
信濃川河川事務所	大河津分水路改修事業
甲府河川国道事務所	新山梨環状道路
新丸山ダム工事事務所	新丸山ダム建設事業
豊岡河川国道事務所	円山川中郷遊水地整備事業（河川事業）
	北近畿豊岡自動車道 豊岡道路
岡山国道事務所	国道2号大樋橋西高架橋
松山河川国道事務所	松山外環状道路インター東線
立野ダム工事事務所	立野ダム本体建設事業
南部国道事務所	小祿道路

- モデル事務所**
- サポート事務所**  
(モデル事務所を含む)



## ◎ 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号) 抄

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。)又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。)及び設計(以下「調査等」という。)をいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等(公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。)の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。</p> <p>2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等(工事及び調査等をいう。以下同じ。)の受注者の技術的能力に負うところが大きいこ</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(基本理念)</p> <p>第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。</p> <p>2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特</p>

と、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、施工技術及び調査等に関する技術の維持向上が図られ、並びにそれらを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4 公共工事の品質は、公共工事等の発注者（以下単に「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事等の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事等の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、地盤の状況に関する情報その他の工事等に必要な情報が的確に把握され、より適切な技術又は工夫が活用されることにより、確保されなければならない。

6 (略)

7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保さ

性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれらを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4 公共工事の品質は、公共工事の発注者（第二十四条を除き、以下「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

6 (略)

7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について

れるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

8| 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

9| 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事等の適正な

配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。

（新設）

8| 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込ま

実施が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事等の適正な実施が確保されることにより、公共工事等の受注者（以下単に「受注者」という。）としての適格性を有しない建設業者等が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

10) 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに公共工事等の入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事等に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

（削る）

11) 公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理

れない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

9) 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

10) 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。

（新設）

の各段階における情報通信技術の活用等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならない。

12) 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査等の業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されなければならない。

(発注者等の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が

11) 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

(発注者の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中

中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかつたと認める場合において更に入札に付するとき、災害により通常の積算の方法によつては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかつたと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

(新設)



四 その請負代金の額によつては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によつては当該公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

(削る)

五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三条第二項に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。）又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

六 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により

三 その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によつては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

(新設)

(新設)

工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。

七 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

八 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を旨とするとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であつて専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

#### 九 (略)

2 発注者は、公共工事等の施工状況等及びその評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化

五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

#### (新設)

#### 六 (略)

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措

のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

4 発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

5 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。

(受注者等の責務)

第八条 受注者は、基本理念ののっとり、契約された公共工事等を適正に実施しなければならない。

置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

(受注者の責務)

第八条 公共工事の受注者は、基本理念ののっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の

2| 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

3| 受注者（受注者となる者を含む。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

（基本方針）

第九条（略）

2（略）

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。  
（新設）

2| 公共工事の受注者（受注者となる者を含む。）は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

（基本方針）

第九条（略）

2（略）

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

(基本方針に基づく責務)

第十条 各省各庁の長(財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう)、特殊法人等の代表者(当該特殊法人等が独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)である場合にあつては、その長)及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(競争参加者の技術的能力の審査)

第十二条 発注者は、その発注に係る公共工事等の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事等の経験、施工状況等の評価、当該公共工事等に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等)

第十三条 発注者は、その発注に係る公共工事等の契約につき競争に付するときは、当該公共工事等の性格、地域の実情等に応じ、競

(基本方針に基づく責務)

第十条 各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう)、特殊法人等の代表者(当該特殊法人等が独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)である場合にあつては、その長)及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(競争参加者の技術的能力の審査)

第十二条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等)

第十三条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に

争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事等の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならぬ。

（多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択）

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事等の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

（競争参加者等の技術提案を求める方式）

第十五条 発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。

3 発注者は、競争に付された公共工事等につき技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。

参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならぬ。

（多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択）

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

（競争参加者の技術提案を求める方式）

第十五条 発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。

3 発注者は、競争に付された公共工事につき技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。

場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

4 発注者は、競争に付された公共工事等を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

5 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならぬ。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りでない。

6 発注者は、その発注に係る公共工事に関する調査等の契約につき競争に付さないときは、受注者となろうとする者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事に関する調査等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7 第二項から第五項まで（同項ただし書を除く。）の規定は、前項に規定する場合において、技術提案がされたときについて準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第六項」と、

合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

4 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

5 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならぬ。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

(新設)

(新設)



第三項及び第四項中「競争に付された公共工事等」とあるのは「競争に付されなかつた公共工事に関する調査等」と、第五項中「落札者」とあるのは「受注者」と読み替えるものとする。

(段階的選抜方式)

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術又は調査等の技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事等に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事等の性格等により当該工事等の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ、必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を

(段階的選抜方式)

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ、必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定

定めるものとする。

2・3 (略)

(地域における社会資本の維持管理に資する方式)

第二十条 発注者は、公共工事等の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

- 一 工期等が複数年度にわたる公共工事等を一の契約により発注する方式
- 二 複数の公共工事等を一の契約により発注する方式
- 三 複数の建設業者等により構成される組合その他の事業者が競争に参加することができることとする方式

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等)

第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事等が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うこと

めるものとする。

2・3 (略)

(地域における社会資本の維持管理に資する方式)

第二十条 発注者は、公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

- 一 工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式
- 二 複数の公共工事を一の契約により発注する方式
- 三 複数の建設業者により構成される組合その他の事業者が競争に参加することができることとする方式

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うこと

ができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2・3 (略)

4 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十二條 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

(公共工事に関する調査等に係る資格等に関する検討)

できる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2・3 (略)

4 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十二條 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

(公共工事に関する調査及び設計の品質確保)

第二十四条 (削る)

(削る)

国は、公共工事に関する調査等に関し、その業務の内容に応じた必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二十四条 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、その発注

に当たり、公共工事に準じ、競争に参加しようとする者について調査又は設計の業務の経験、当該業務に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他技術的能力に関する事項を審査すること、受注者となろうとする者に調査又は設計に関する技術又は工夫についての提案を求めることその他の当該業務の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法を選択すること等により、その品質を確保するよう努めなければならない。

2| 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、公共工事に準じ、業務状況の評価の標準化並びに調査又は設計の成果及び評価に関する資料その他の資料の保存に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3| 国は、公共工事に関する調査及び設計に関し、その業務の内容に応じた必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

令和元年8月 7日

# 近畿ブロック発注者協議会の運営

---



# 令和元年度近畿ブロック発注者協議会実施体制

運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できる連携・支援体制を強化

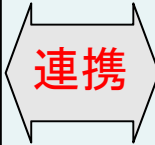
## ■近畿ブロック発注者協議会の体制

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携・調整を図るため、近畿ブロック発注者協議会を設置（平成20年度に設置）
- 各種取組みを重点的に検討、調整し、より効率的な展開を図れるよう「工事検査分科会」を新設（H28.4）

## ■近畿ブロック発注者協議会の構成図

### ■近畿ブロック発注者協議会

- 国の機関 14機関  
国土交通省、農林水産省、財務省、経済産業省、環境省、防衛省、警察庁、林野庁、海上保安庁、高等裁判所
- 地方公共団体 25機関  
7府県、4政令市、14市町村
- 特殊法人等 14機関



### ■府県毎地域発注者協議会

- 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 全市町村（211市町村）
- 近畿地方整備局
- 政令市（オブザーバー）

### ■近畿ブロック発注者協議会 幹事会

- 発注者協議会の53機関

運営分科会

工事検査  
分科会（H28.4設置）

分科会

分科会

分科会

分科会

滋賀県・大阪府（平成28年度）、京都府（平成29年度）、兵庫県（平成30年度）に分科会を設立

# 近畿ブロック発注者協議会スケジュール

	平成30年度				平成31年度・令和元年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
近畿ブロック発注者協議会		★		2/15		★		
幹事会	5/18	★	8/6	★	5/22	★	8/7	★
運営分科会	★	7/13	1/29	★	★	7/12		10/18
工事検査分科会	★			★	★			
各・県地域発注者協議会		★滋賀県6/15協議会	★福井県11/16協議会	★福井県11/16協議会	★滋賀県5/27協議会、8/8分科会、8/9協議会分科会	★福井県8/19協議会		
・福井県			★京都11/12	★2/27	★京都7/30協議会			
・滋賀県			★大阪・11/7協議会		★大阪・8/2協議会			
・京都			8/29	★分科会	★兵庫県10/29協議会	★兵庫県8/5分科会	★10/31協議会	
・大阪			★奈良県11/26協議会		★和歌山県5/13幹事会、5/24協議会			
・兵庫								
・奈良								
・和歌山	★和歌山県5/8幹事会	5/14協議会						

## 運営分科会・工事検査分科会 合同分科会 (R1.5.22)

- ・R1年度の取り組み方針確認
- ・目標指標の状況確認 (アンケート内容の確認)
- ・施工時期等の平準化 (今後の方針、状況確認)



## 幹事会 (R1.7.12開催)

- ・目標指標の実施状況報告
  - ・施工時期等の平準化
- とりまとめ結果報告と今後の展開について

## 協議会 (R1.8.7開催)

- ・目標指標の実施状況報告
- ・施工時期等の平準化



とりまとめ結果報告と今後の展開について



## ①全国統一指標も活用した重点3項目の改善

- ・【適切な設計変更】では、引き続きガイドラインの策定の推進を図り、策定したガイドラインが公表されるよう指導を行う。
- ・【施工時期の平準化】では、効果があると思われる5項目（さしすせそ）の導入の推進をはかり、特に4月～6月の稼働向上のため『（さ）債務負担行為の活用』、『（せ）積算の前倒し（予算成立前の入札公告手続きの開始）』を進め、各発注機関で4月～6月における目標設定をしていただくよう地域発注者協議会を通じて働きかけを行う。
- ・【適切な予定価格の設定】では、地方公共団体の単価の更新月と発注時期との現状を把握し改善をはかる。

## ②ダンピング対策の実施

- ・最新の公契連モデルの採用を引き続き推進するため、最新モデルに見直さない地方公共団体の理由を調査し、地域発注者協議会にて推進に向けての議論を行う。

## ③工事成績評定基準の統一化・標準化および工事関係様式の統一化・標準化

- ・統一化・標準化が可能と判断された項目及び様式の運用開始時期について状況確認を行う。課題を把握したうえでフォローアップを行う。

## ④発注見通し公表

- ・250すべての発注機関の参画を目指すとともに、発注者・受注者共に業務効率化となる手法の検討を行う。

## ⑤適正な工期設定（週休2日の取組）の取組推進

- ・週休2日確保等による不稼働日等を踏まえた適正な工期設定について取組状況を把握したうえで、各発注機関での適正な工期設定の推進に必要な情報提供を積極的に行う。

## 「近畿ブロック発注者協議会」設置要領(改正案)

(名称)

第1条 本会は、近畿ブロック発注者協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、近畿地方における国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、発注者の責務を果たすため、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換や情報共有などを行い、連携強化や支援及び発注者間相互の連絡調整を図り、もって近畿ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

(事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整等を行う。

- 一 公共工事の品質確保の促進に関する施策に対する目標設定や実施状況
- 二 発注者間相互の連携及び協力
- 三 発注者への支援
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、農林水産省近畿農政局農村振興部長及び代表府県部長をもってあてる。
- 5 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村委員は各府県市長会会長、町村会会長をもってあてる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長または会長が指名する者が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置くものとし、幹事会の会議は、幹事長が招集する。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、国土交通省近畿地方整備局企画部長をもってあてる。
- 4 幹事会に、副幹事長を置き、幹事長が指名する。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村幹事は各府県市長会会長、町村会会長を担当する市町村技術管理主管部長（課長）等をもってあてる。

（分科会）

第7条 幹事会の効率的な運営を図るため、必要に応じて分科会を設置することができる。

（地域発注者協議会）

第8条 近畿ブロックの全ての市町村における公共工事の品質確保を促進するため、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の各府県に地域発注者協議会を設置する。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、近畿地方整備局（企画部技術管理課）が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成 20 年 11 月 13 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 3 月 24 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 8 月 24 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 8 月 22 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 8 月 9 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 8 月 6 日から施行する。

この要領は、令和元年 8 月 7 日から施行する。

## 第4条関係(委員)

会 長	国土交通省	近畿地方整備局長
副 会 長	農林水産省	近畿農政局 農村振興部長
副 会 長		代表府県部長
委 員	警察庁	近畿管区警察局 総務監察部長
	財務省	近畿財務局 管財部長
	財務省	大阪国税局 総務部次長
	農林水産省	林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部長
	経済産業省	近畿経済産業局 総務企画部長
	国土交通省	近畿地方整備局 総務部長
	国土交通省	近畿地方整備局 企画部長
	国土交通省	近畿地方整備局 営繕部長
	国土交通省	近畿地方整備局 港湾空港部長
	国土交通省	近畿運輸局 総務部長
	国土交通省	大阪航空局 空港部長
	国土交通省	海上保安庁 第五管区海上保安本部 経理補給部長
	国土交通省	海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部長
	環境省	近畿地方環境事務所長
	防衛省	近畿中部防衛局 調達部長
		大阪高等裁判所 会計課長
	福井県	土木部長
	滋賀県	土木交通部長
	滋賀県	農政水産部長
	京都府	建設交通部長
	京都府	農林水産部技監
	大阪府	都市整備部長
	大阪府	環境農林水産部長
	兵庫県	県土整備部長
	兵庫県	農政環境部長
	奈良県	県土マネジメント部長
	奈良県	農林部長
	和歌山県	県土整備部長
	和歌山県	農林水産部長

京都市 建設局長

大阪市 建設局長

堺市 建設局長

神戸市 建設局長

福井市長

池田町長

野洲市長東近江市長

豊郷町長

本津川市長綾部市長

井手町長

高石市長松原市長

千早赤阪村長忠岡町長

伊丹市長

佐用町長

桜井市長奈良市長

土牧町長高取町長

有田市長

紀美野町長みなべ町長

(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部長

西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部長

本州四国連絡高速道路(株) 経営計画部長

阪神高速道路(株) 技術部長

新関西国際空港(株) 技術・安全部長

(独)国立文化財機構 京都国立博物館 副館長

(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 副館長

(独)国立美術館 京都国立近代美術館 館長

(独)国立美術館 国立国際美術館 館長

(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 研究支援推進部長

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 大阪支社 総務部長

(独)都市再生機構 西日本支社 副支社長

(国研)日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証本部 事業管理部長

日本下水道事業団 近畿・~~中国~~総合事務所 事務所長

## 第6条関係(幹事)

幹事長 国土交通省 近畿地方整備局 企画部長  
 副幹事長 農林水産省 近畿農政局 農村振興部 設計課長  
 副幹事長 代表府県課(室)長

幹事 警察庁 近畿管区警察局 総務監察部 会計課長  
 財務省 近畿財務局 管財総括第三課長  
 財務省 大阪国税局 営繕監理官  
 農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部 經理課長  
 経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部 会計課長  
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約管理官  
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術調整管理官  
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術開発調整官  
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 総括技術検査官  
 国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 営繕品質管理官  
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 事業計画官  
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課長  
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術管理課長  
 国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 技術・評価課長  
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 品質確保室長  
 国土交通省 近畿運輸局 総務部 会計課長  
 国土交通省 大阪航空局 技術管理官  
 国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 經理補給部 經理課長  
 国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部 經理課長  
 環境省 近畿地方環境事務所 自然環境整備課長  
 防衛省 近畿中部防衛局 調達部 調達計画課長  
 大阪高等裁判所 会計課長補佐

福井県 土木部 土木管理課長  
 滋賀県 土木交通部 ~~土木交通部~~監理課技術管理室課長  
 滋賀県 農政水産部 農政課長  
 京都府 建設交通部 建設交通部理事技監(指導検査課長)  
 京都府 農林水産部 農村振興課長  
 大阪府 都市整備部 事業管理室 技術管理課長  
 大阪府 環境農林水産部 検査指導課長

大阪府 総務部契約局 建設工事課長  
兵庫県 県土整備部 県土企画局 技術企画課長  
兵庫県 農政環境部 農政企画局 総務課長  
奈良県 県土マネジメント部 技術管理課長  
奈良県 農林部 農村振興課長  
和歌山県 県土整備部 技術調査課長  
和歌山県 県土整備部 公共建築課長  
和歌山県 農林水産部 農業農村整備課長  
京都市 建設局 監理検査課長  
大阪市 建設局 工事監理担当課長  
堺市 建設局 土木部 参事(区局連携・監理・調整担当)  
神戸市 建設局 担当部長(技術管理担当)  
福井市 財政部長  
池田町 産業振興課長町土整備課長  
野洲市東近江市 総務課長契約検査課長  
豊郷町 企画振興課長  
本津川市綾部市 指導検査課長監理課長  
井手町 理事(建設課長)  
高石市松原市 総務部次長兼契約検査課長契約検査室長  
千早赤阪村忠岡町 総務課長  
伊丹市 契約・検査課長総務部副参事(契約・検査担当)  
佐用町 総務課長  
桜井市奈良市 土木課長契約課長  
土牧町高取町 総務課長  
有田市 総務課長  
紀美野町みなべ町 企画管財課長総務課長  
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部施設管理課長  
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部 技術課長  
本州四国連絡高速道路(株) 経営計画部 技術管理課長  
阪神高速道路(株) 技術部 技術管理課長  
新関西国際空港(株) 技術・安全部長  
(独)国立文化財機構 京都国立博物館 副館長(総務課長兼務)  
(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 総務課長  
(独)国立美術館 京都国立近代美術館 総務課長  
(独)国立美術館 国立国際美術館 総務課長  
(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所  
研究支援推進部 研究支援課長  
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 大阪支社 総務部 契約課長



(独)都市再生機構 西日本支社 技術監理部 工務・品質管理課長

(国研)日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 事業管理部調達課長

日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 施工管理課長

## 「近畿ブロック発注者協議会」運営規則

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領について、下記のとおり運営規則を定める。

### 記

#### 第3条関係

##### 【活動内容】

協議会は公共工事の品質確保に向けた次の各号にあげる事項について討議を行う。

- ①総合評価の導入・拡大
- ②品質確保に関する取組みの情報共有・促進等
- ③地域貢献に関する評価の普及促進
- ④受注者間における適正な関係の構築

#### 第4条、第7条関係

##### 【副会長、副幹事長】

地方公共団体の代表で就任していただく協議会副会長及び副幹事長については、以下の順番制とする。

<del>平成20年度</del>	<del>大阪府</del>
<del>平成21年度</del>	<del>京都府</del>
<del>平成22年度</del>	<del>滋賀県</del>
<del>平成23年度</del>	<del>福井県</del>
<del>平成24年度</del>	<del>奈良県</del>
平成25年度	和歌山県
平成26年度	兵庫県
平成27年度	大阪府
平成28年度	京都府
平成29年度	滋賀県
平成30年度	福井県
<u>平成31年度令和元年度</u>	奈良県
<u>平成32年度令和 2年度</u>	和歌山県
<u>平成33年度令和 3年度</u>	兵庫県
<u>令和 4年度</u>	大阪府
<u>令和 5年度</u>	京都府
<u>令和 6年度</u>	滋賀県
<u>令和 7年度</u>	福井県
<u>令和 8年度</u>	奈良県
<u>令和 9年度</u>	和歌山県

令和元年8月 7日

# 令和元年度近畿ブロック発注者協議会の取組み



# 令和元年度近畿ブロック発注協の取組み

## 1.【適切な設計変更】 <全国統一指標>

- ⇒ 変更手続の円滑な実施を目的として、ガイドライン(設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針)の策定に努め、これを活用する。
- ⇒ 施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

## 2.【施工時期等の平準化】 <全国統一指標>

- ⇒ 債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期の平準化に努める。

## 3.【適切な予定価格の設定】 <全国統一指標>

- ⇒ 予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離している恐れがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。
- ⇒ 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。

## 4.【ダンピング対策】

- ⇒ ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。

## 5.【入札契約方式の選択】

- ⇒ 各発注者は、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、適用する。  
各機関における入札契約方式について、実情に応じ、総合評価落札方式の適応を検討する。

# 適切な設計変更(ガイドラインの策定・活用状況)

## 運用指針本文:

- 変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する。

## 【指標】 品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況

【定義】 関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

## 【指標分類】

- a: ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施。
- b: 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施。
- c: 設計変更を実施していない。

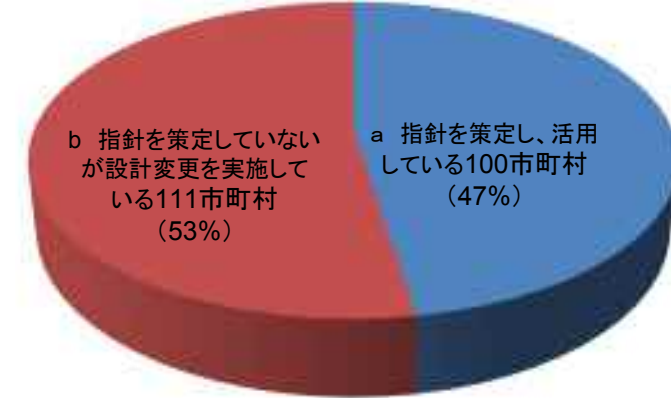


- 【近畿目標】
- ・府県・政令市のガイドラインの活用状況について確認。
  - ・すべての市町村で「ガイドラインの策定、又は、府県のガイドラインの準用」が図れるように推進を図る。

# 適切な設計変更(ガイドラインの策定・活用状況)

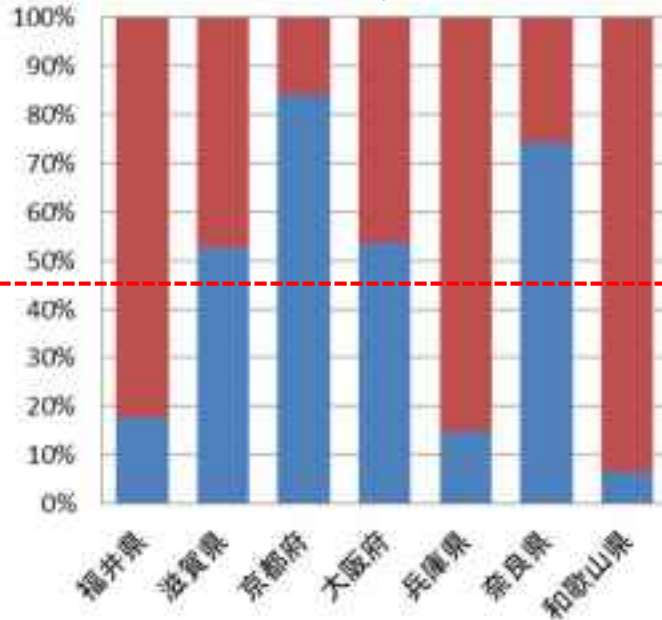
## 【現状】

- 府 県**
  - 全府県でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している。
- 政令指定都市**
  - 全政令指定都市でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している。
- 市町村**
  - 全ての市町村で設計変更を実施していると回答(入契法調査)
  - ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施  
93市町村(44%)H31.1 ⇒ 100市町村(47%)R1.6
  - 策定していないが設計変更を実施  
118市町村(56%) H31.1 ⇒ 111市町村(53%)R1.6

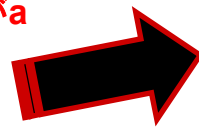


市町村におけるガイドラインの策定状況はH31.1からR1.6で44%から47%に増加。  
⇒ 「設計変更ガイドラインの策定」について、引き続き推進を図る。

平成31年1月現在

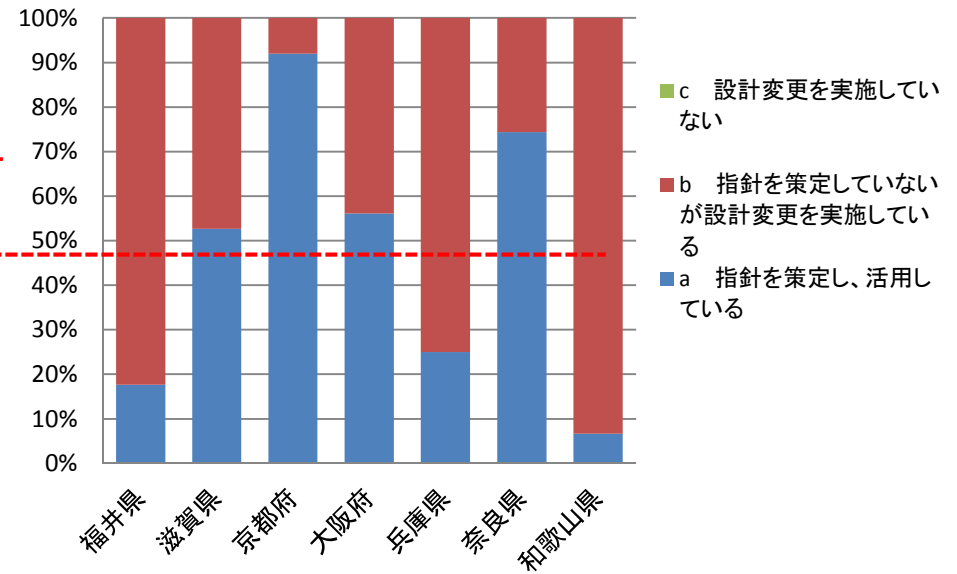


211市町村  
で44%がa



211市町村  
で47%がa

令和元年6月現在





# 適切な設計変更(設計変更の実施率)

## 運用指針本文:

- 施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

## 【指標】 設計変更の実施率

【定義】 当該年度に完了した工事(契約金額500万円以上の工事)のうち、設計変更を行った工事(精算変更含む)の比率。

## 【指標分類】

a:75%以上。 b:50%以上～75%未満。 c:25%以上～50%未満。 d:0～25%未満。  
e:設計変更を行っていない。

- ✓ 全ての工事において設計変更を行う必要が必ずしもあるわけではないが、工事、金額ともに一定規模以上の工事では、現場等の条件が発注時から全く変わらないことは想定しづらい。
- ✓ このことから一定規模以上(500万円以上)の工事を対象に「設計変更の実施率」を指標としたい。
- ✓ なお、当該指標は設計変更の実施状況を把握するものであり、指標値100%とならなくてもよい可能性がある。
- ✓ コリンズデータを活用して、数値算出(日本建設情報総合センター(以下、JACICという)から提供)。



【近畿目標】 府県・政令市ではガイドラインが策定されているため、これに基づく適正な設計変更の実施について確認。当面、設計変更実施率50%未満の市町村の改善を図るとともに、引き続き「適切な設計変更」について推進する。

# 適切な設計変更(設計変更の実施率)

## 【現状】

府県・政令指定都市

- 全ての府県・政令指定都市で設計変更を実施しているが、設計変更実施率75%以上の府県・政令指定都市は6団体。(福井県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、神戸市)

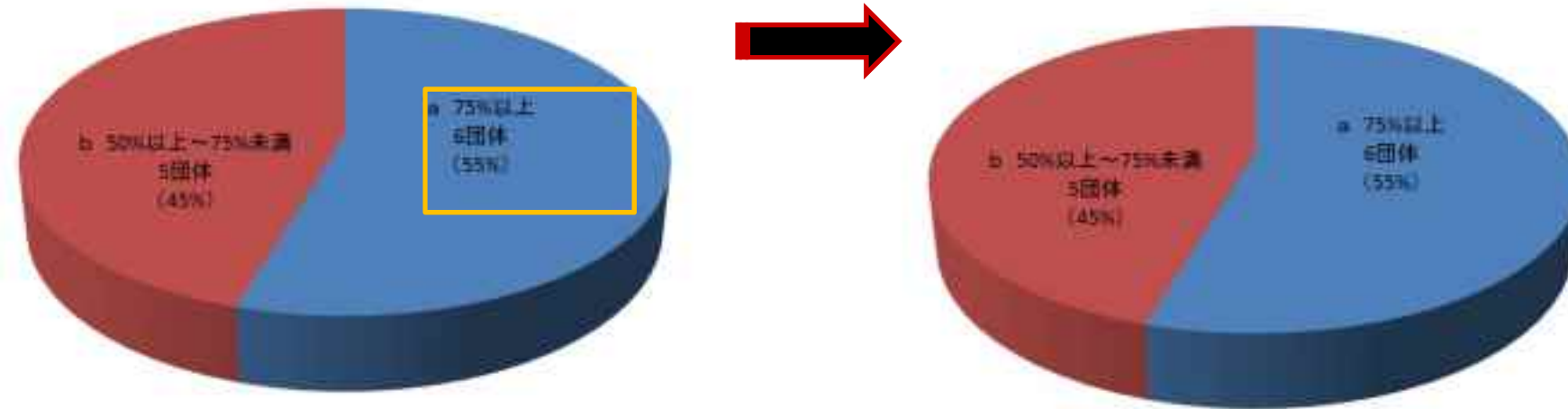
平成29年度

75%以上が6団体を維持

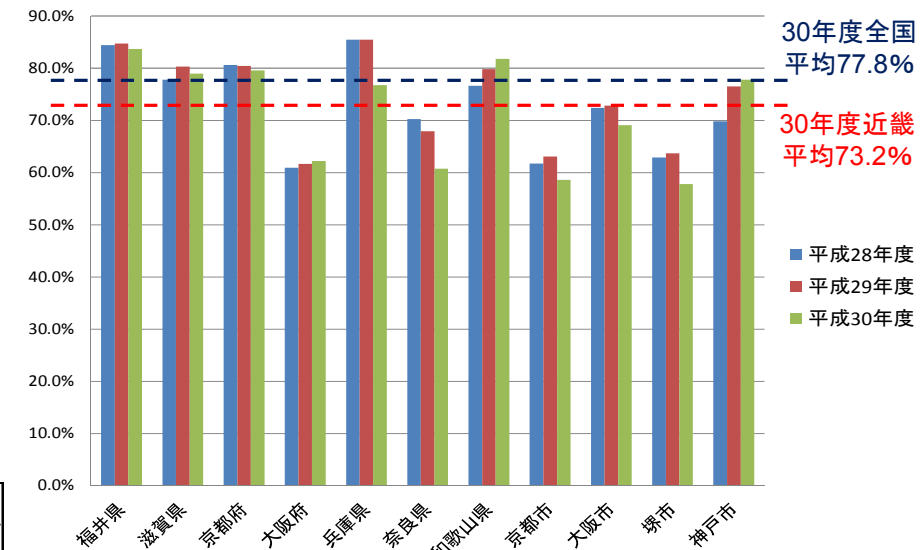
平成30年度

75%以上が半数以上を維持。

⇒ 「適切な設計変更」について、引き続き推進を図る。



	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	完了工事数(A)	設計変更数(B)	変更率(B/A)	完了工事数(A)	設計変更数(B)	変更率(B/A)	完了工事数(A)	設計変更数(B)	変更率(B/A)
福井県	1,341	1,132	84.4%	1,356	1,149	84.7%	1,636	1,369	83.7%
滋賀県	793	617	77.8%	796	639	80.3%	803	634	79.0%
京都府	1,305	1,052	80.6%	1,187	955	80.5%	1,207	960	79.5%
大阪府	1,405	856	60.9%	1,375	848	61.7%	1,454	904	62.2%
兵庫県	1,762	1,506	85.5%	1,739	1,486	85.5%	1,980	1,519	76.7%
奈良県	913	641	70.2%	903	613	67.9%	1,105	671	60.7%
和歌山県	1,377	1,055	76.6%	1,470	1,173	79.8%	1,822	1,490	81.8%
京都市	925	571	61.7%	929	586	63.1%	968	567	58.6%
大阪市	1,556	1,127	72.4%	1,567	1,141	72.8%	1,457	1,007	69.1%
堺市	429	270	62.9%	443	282	63.7%	436	252	57.8%
神戸市	886	618	69.8%	908	695	76.5%	918	714	77.8%
近畿平均	12,692	9,445	74.4%	12,673	9,567	75.5%	13,786	10,087	73.2%



- ・コリンズ登録データからJACICが作成 (2019/04/23時点データ)
- ・完了工事数...当該年度に完了した工事の件数
- ・設計変更数...工期と請負金額のどちらかまたは両方が、受注登録時の情報から変更された工事の件数

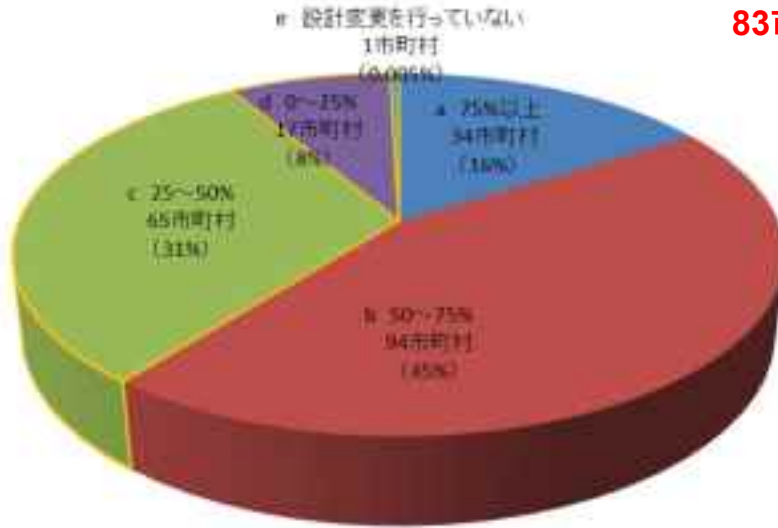
# 適切な設計変更(設計変更の実施率)

## 【現状】

### 市町村

- **約4割**の市町村(75市町村)は、**設計変更の実施率50%以下**。
- 設計変更の実施率にばらつきが見られる。
- 設計変更の実施率と発注者規模の関係は特に見られない。

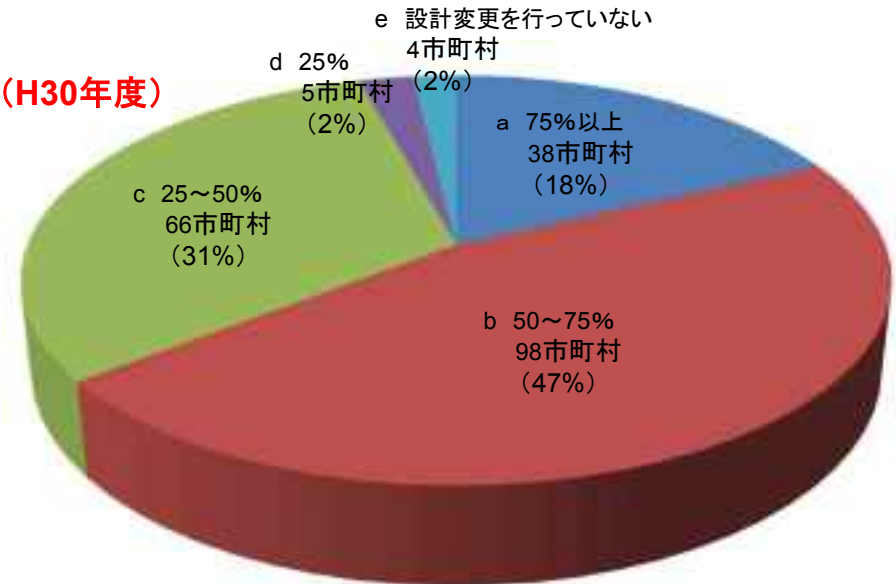
平成29年度



設計変更実施率50%以下は  
83市町村(H29年度)⇒75市町村(H30年度)

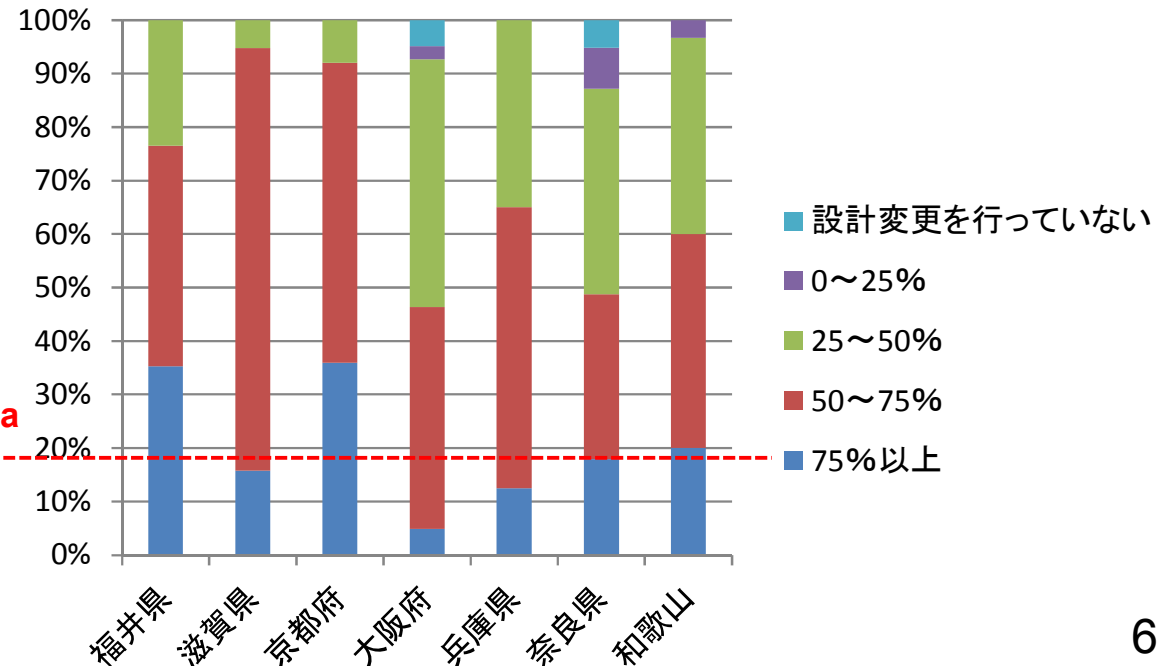


平成30年度



発注者規模に関わらず設計変更の実施率にバラツキが見られる。

⇒ 「適切な設計変更」について、引き続き推進を図る。



211市町村で18%がa

# 施工時期等の平準化

## 運用指針本文:

- 債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期の平準化に努める。

## 【指標】 平準化率

### 【定義】

- 平準化率: 年度の平均稼働件数・金額と4～6月期の平均稼働件数・金額との比率。
- 対象: 契約金額500万円以上の工事。
- 稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの。
- 稼働金額: 最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足したもの。

### 【指標分類】

a: 0.9以上                      b: 0.9未満～0.8以上                      c: 0.8未満～0.7以上  
 d: 0.7未満～0.6以上                      e: 0.6未満。

- ✓ 建設総合統計において、全国の傾向として閑散期となる4～6月期と年度の平均を比較する指標とした
- ✓ 各発注者の実施状況を統一的な指標で把握していくことが、各発注者においても有用
- ✓ 発注者の負担や作業の煩雑性に考慮し、コリンズデータを活用して、数値算出(JACICから提供)

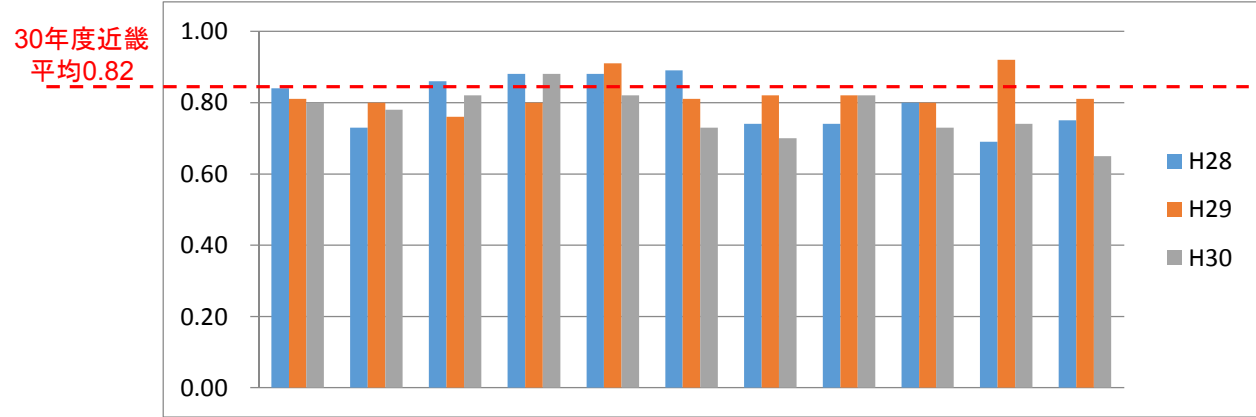


- ## 【近畿目標】 各地方公共団体以下の取組みを積極的に導入し、前年度を超える目標値を定め平準化を推進する。
- ①債務負担行為の活用、②柔軟な工期設定、③速やかな繰越手続、④積算の前倒し、⑤早期発注のための目標設定

# 施工時期等の平準化

## 【現状】

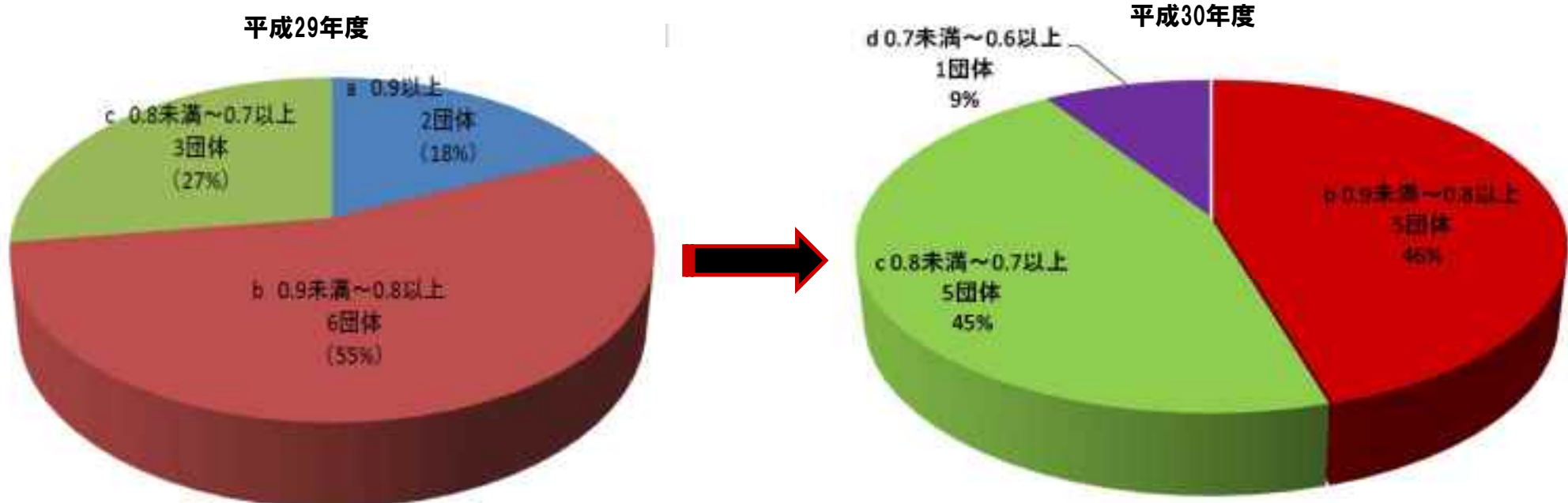
府県・政令指定都市(発注金額ベース)



0.9未満～0.7以上が大半を占める  
⇒ 各地方公共団体の特性を踏まえ、より一層の平準化の推進が必要

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	京都市	大阪市	堺市	神戸市
H28	0.84	0.73	0.86	0.88	0.88	0.89	0.74	0.74	0.80	0.69	0.75
H29	0.81	0.80	0.76	0.80	0.91	0.81	0.82	0.82	0.80	0.92	0.81
H30	0.80	0.78	0.82	0.88	0.82	0.73	0.70	0.82	0.73	0.74	0.65

・JACIC提供コリンズ登録データ (2019/04/23時点データ)より作成





# 施工時期等の平準化

## 【現状】

### 市町村(発注金額ベース)

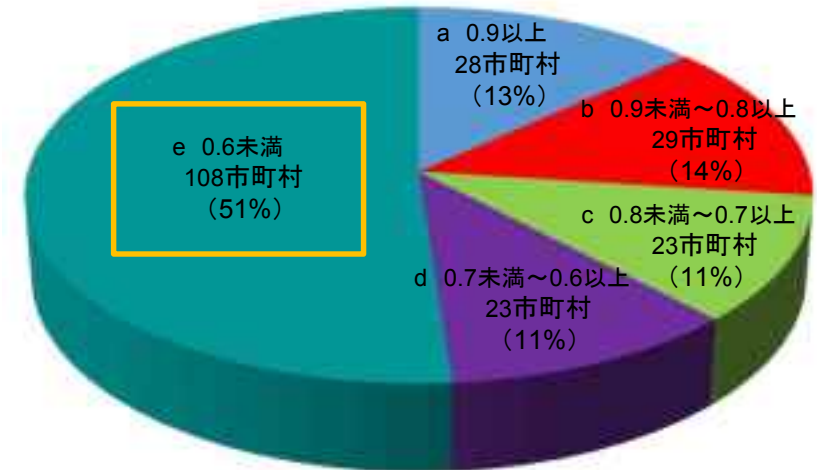
- 市町村の**約5割**は平準化率(発注金額ベース)が0.6未満(e)。
- 平準化率と発注者規模の関係は特に見られない。

平成29年度



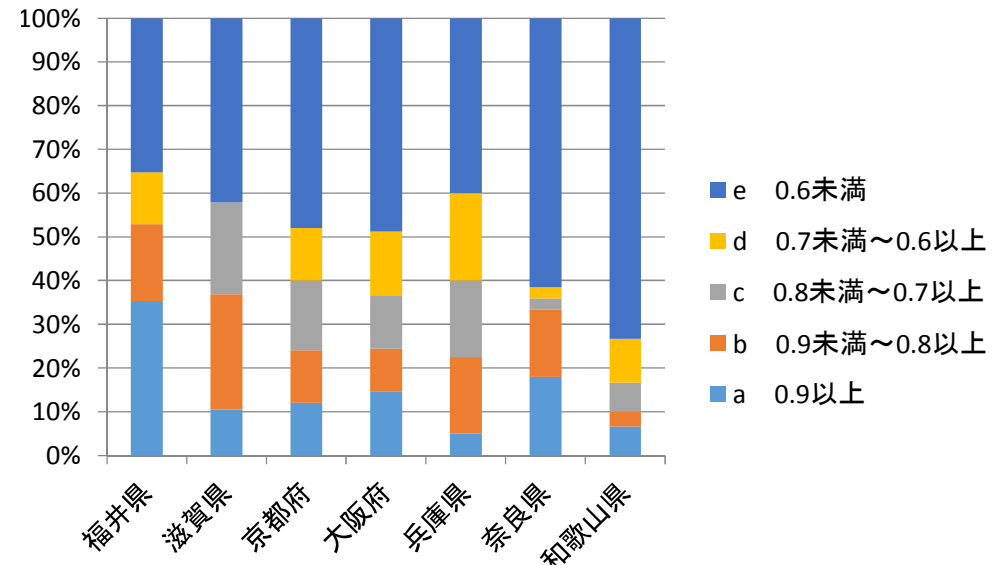
0.6未満が100市町村⇒108市町村に増加

平成30年度



0.6未満が約半数を占めている。

⇒ 各地方公共団体の特性を踏まえ、より一層の平準化の推進が必要



地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～【第3版】

平成30年5月 土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室

[www.mlit.go.jp/common/001236732.pdf](http://www.mlit.go.jp/common/001236732.pdf)

## ① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

## ② (し) 柔軟な工期の設定 (余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用

※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

## ③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

## ④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

## ⑤ (そ) 早期執行のための目標設定 (執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4～6月)における工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施



# 施工時期等の平準化

## 【現状】

府県・政令指定都市

- ①債務負担行為の活用は100%実施。
- ②柔軟な工期設定は64%(平成31年1月調べ)⇒73%(令和元年6月調べ)に上昇。
- ③速やかな繰越し手続き45%(平成31年1月調べ)⇒73%(令和元年6月調べ)に上昇。
- ④積算の前倒し64%(平成31年1月調べ)⇒73%(令和元年6月調べ)に上昇。

## 施工時期等の平準化【府県・政令市】

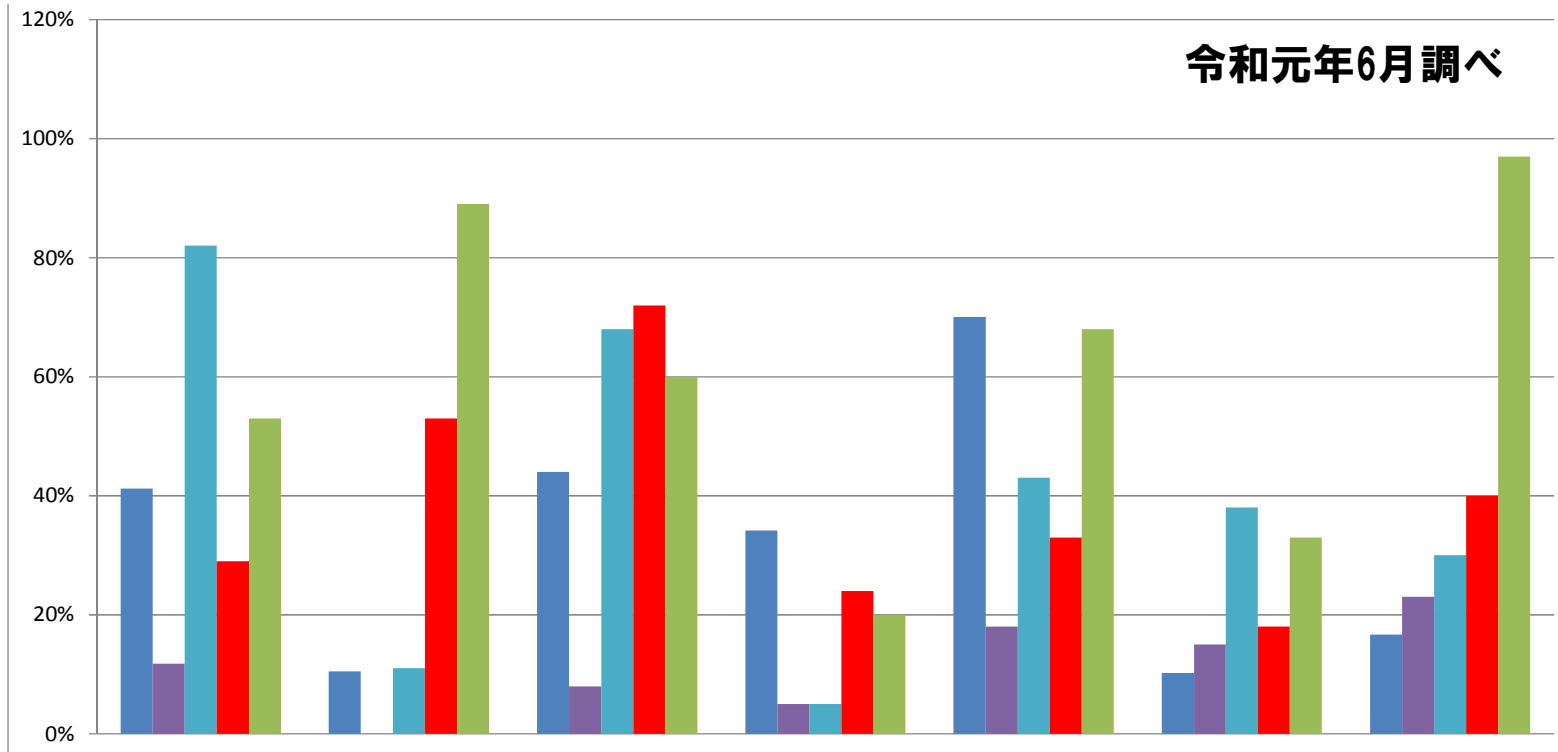
	「地方公共団体における平準化の取組事例について」より抜粋					その他																																																																					
	①債務負担行為の活用	②柔軟な工期の設定	③速やかな繰越し手続	④積算の前倒し	⑤早期執行のための目標設定	H30年度設定目標	H30年度達成状況	R1年度設定目標	⑥その他 (具体的に記載)																																																																		
福井県	○	○	○	○					統一的な目標値は設定していないが、各所属で上半期発注率を基に執行管理している。(H30年度 82%)																																																																		
滋賀県	○		○	○	○	早期発注・平準化を意識した発注見通しの作成	工事および委託の平準化率が前年度比5%上昇	2か年分の発注見通しの作成により、令和元年度の工事および委託の平準化率を80%以上とする																																																																			
京都府	○	○	○		○	上半期に繰越予算の100%、現年予算の50%(全体で約72%)の発注目標	災害対応等により、未達成(全体で60.8%)	上半期に繰越予算の100%、現年予算約500億円の発注目標																																																																			
大阪府	○			○	○	上半期契約率86%を目標として設定	約76%で未達成であったが引き続きR1も目標を設定し取組中	上半期契約率83%を目標として設定																																																																			
兵庫県	○	○		○	○	上半期発注70%	70.70%	上半期発注70%(予定)																																																																			
奈良県	○	○	○																																																																								
和歌山県	○	○	○	○	○	77.2% ※進行管理対象工事の当初予算と未契約繰越を合わせた上半期発注率	59.5%	63.6%	※1:進行管理対象工事の当初予算と未契約繰越を合わせた上半期発注率																																																																		
京都市	○	○	○	○	○	統一的な目標設定は行っていないが、各所属にて執行管理している	上半期発注47%	統一的な目標設定は行っていないが、各所属にて上半期契約率を設定し執行管理している																																																																			
大阪市	○	○			○	5ヶ年を目標に国の平準化率0.8を目指す。	平準化を目的とした債務負担行為(ゼロ債務)を設定し、併せて余裕期間制度を導入。	5ヶ年を目標に国の平準化率0.8を目指す。																																																																			
堺市	○		○	○		統一的な目標設定は行っていないが、各所属にて執行管理している		検討中																																																																			
神戸市	○	○	○	○	○	上半期発注59%	46.80%	上半期発注66%																																																																			
合計	11	8	8	8	8	<h3>施工時期等の平準化【市町村】</h3> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="5">「地方公共団体における平準化の取組事例について」より抜粋</th> </tr> <tr> <th></th> <th>①債務負担行為の活用</th> <th>②柔軟な工期の設定</th> <th>③速やかな繰越し手続</th> <th>④積算の前倒し</th> <th>⑤早期執行のための目標設定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福井県内</td><td>7</td><td>2</td><td>14</td><td>5</td><td>9</td></tr> <tr><td>滋賀県内</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>10</td><td>17</td></tr> <tr><td>京都府内</td><td>11</td><td>2</td><td>17</td><td>18</td><td>15</td></tr> <tr><td>大阪府内</td><td>14</td><td>2</td><td>2</td><td>10</td><td>8</td></tr> <tr><td>兵庫県内</td><td>28</td><td>7</td><td>17</td><td>13</td><td>27</td></tr> <tr><td>奈良県内</td><td>4</td><td>6</td><td>15</td><td>7</td><td>13</td></tr> <tr><td>和歌山県内</td><td>5</td><td>7</td><td>9</td><td>12</td><td>29</td></tr> <tr><td>合計</td><td>71</td><td>26</td><td>76</td><td>75</td><td>118</td></tr> <tr><td>取組実施率</td><td>34%</td><td>12%</td><td>36%</td><td>36%</td><td>56%</td></tr> </tbody> </table>					「地方公共団体における平準化の取組事例について」より抜粋						①債務負担行為の活用	②柔軟な工期の設定	③速やかな繰越し手続	④積算の前倒し	⑤早期執行のための目標設定	福井県内	7	2	14	5	9	滋賀県内	2	0	2	10	17	京都府内	11	2	17	18	15	大阪府内	14	2	2	10	8	兵庫県内	28	7	17	13	27	奈良県内	4	6	15	7	13	和歌山県内	5	7	9	12	29	合計	71	26	76	75	118	取組実施率	34%	12%	36%	36%	56%
	「地方公共団体における平準化の取組事例について」より抜粋																																																																										
	①債務負担行為の活用	②柔軟な工期の設定	③速やかな繰越し手続	④積算の前倒し	⑤早期執行のための目標設定																																																																						
福井県内	7	2	14	5	9																																																																						
滋賀県内	2	0	2	10	17																																																																						
京都府内	11	2	17	18	15																																																																						
大阪府内	14	2	2	10	8																																																																						
兵庫県内	28	7	17	13	27																																																																						
奈良県内	4	6	15	7	13																																																																						
和歌山県内	5	7	9	12	29																																																																						
合計	71	26	76	75	118																																																																						
取組実施率	34%	12%	36%	36%	56%																																																																						
取組実施率	100%	73%	73%	73%	73%																																																																						

# 施工時期等の平準化

## 【現状】

市町村

- ①債務負担行為の活用32%(平成31年1月調べ)⇒34%(令和元年6月調べ)に上昇。
- ③速やかな繰越手続 35%(平成31年1月調べ)⇒36%(令和元年6月調べ)に上昇。
- ⑤早期執行の目標設定52%(平成31年1月調べ)⇒56%(令和元年6月調べ)に上昇。



	福井県内	滋賀県内	京都府内	大阪府内	兵庫県内	奈良県内	和歌山県内
①債務負担行為の活用	41%	11%	44%	34%	70%	10%	17%
②柔軟な工期の設定	12%	0%	8%	5%	18%	15%	23%
③速やかな繰越手続	82%	11%	68%	5%	43%	38%	30%
④積算の前倒し	29%	53%	72%	24%	33%	18%	40%
⑤早期執行のための目標設定	53%	89%	60%	20%	68%	33%	97%

# 適正な予定価格の設定(積算基準)

## 運用指針本文:

- 予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。
- 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離している恐れがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。

## 【指標】 最新の積算基準の運用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)

### 【定義】

- ・ 最新の積算基準:1年(営繕の場合は2年)以内に更新されている積算基準。
- ・ 基準対象外(小規模土工など)の際の対応状況:見積り等により積算する要領を整備し運用しているか。

### 【指標分類】

- a:最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領(※)を整備し、活用。
  - b:最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領(※)は整備していない。
  - c:その他。
- ※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む。

- ✓ 積算基準とは、その適用範囲が定められており、適用範囲外もしくは適用範囲内であるが積算額が合わず、不調・不落が発生している歩掛かりについては見積り等を活用し、適切な予定価格を設定する必要がある。



【近畿目標】 全ての市町村において『最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領が未整備(b)』が約1割あり、引き続き要領の整備について推進を図る。

# 適正な予定価格の設定(積算基準)

## 【現状】

府 県

- 全府県で最新の積算基準を適用。基準範囲外の場合の要領も整備している。

政令指定都市

- 全政令指定都市で、最新の積算基準を適用。基準範囲外の場合の要領も整備している。

市町村

- 積算基準適用範囲外の場合の要領(見積り等により積算する要領)を整備している。

200市町村(95%)H31.1 ⇒ 200市町村(95%)R1.6

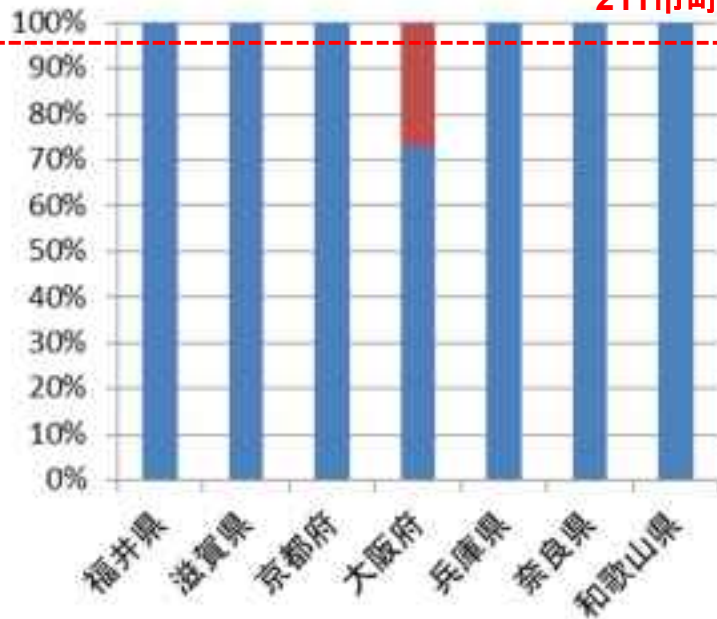
市町村における基準範囲外の場合の要領(見積り等により積算する要領)が整備されているのは半年で95%から変化なし。

⇒ 引き続き「要領」の作成に向け推進を図る。



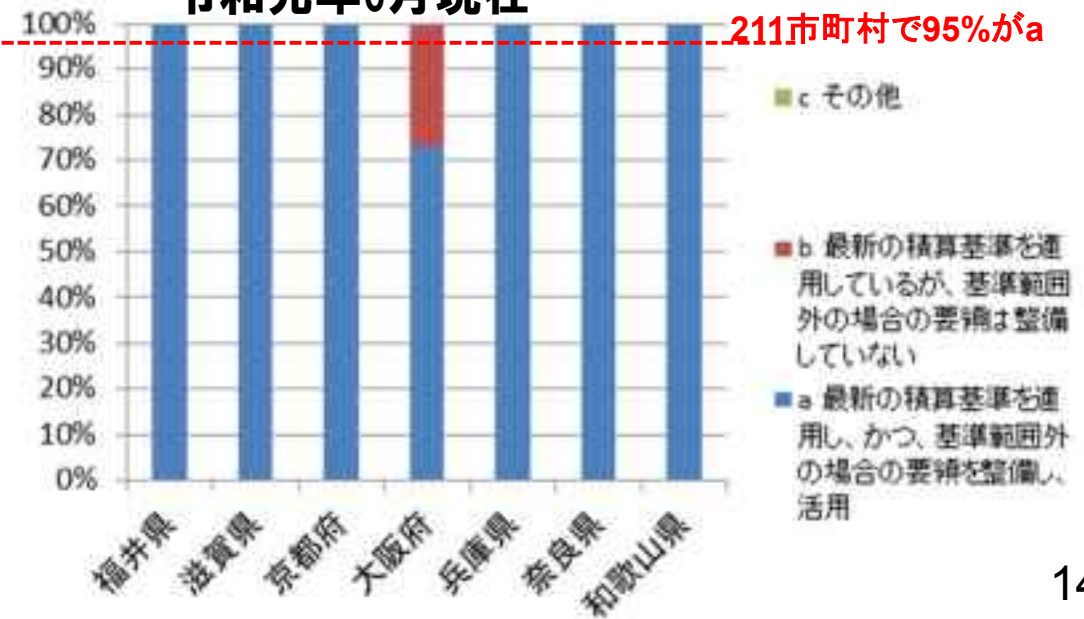
平成31年1月現在

211市町村で95%がa



令和元年6月現在

211市町村で95%がa



# 適正な予定価格の設定(単価の更新頻度)

## 運用指針本文:

- 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。

## 【指標】 単価の更新頻度

## 【定義】 使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度。

※ 対象は、物価資料等に掲載のあるものとする。

## 【指標分類】

- a: 最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)。
- b: 3ヶ月以内。 c: 6ヶ月以内。 d: 12ヶ月以内。 e: それ以上。

- ✓ 資材価格の単価は、物価資料により毎月更新されており、基本的には、その最新の単価を用いて積算することが求められる。



- ## 【近畿目標】 6ヵ月以上単価を見直していない市町村もあり、市町村の現状を踏まえ最新単価を採用できるよう推進を図る。



# 適正な予定価格の設定(単価の更新頻度)

## 【現状】

府 県

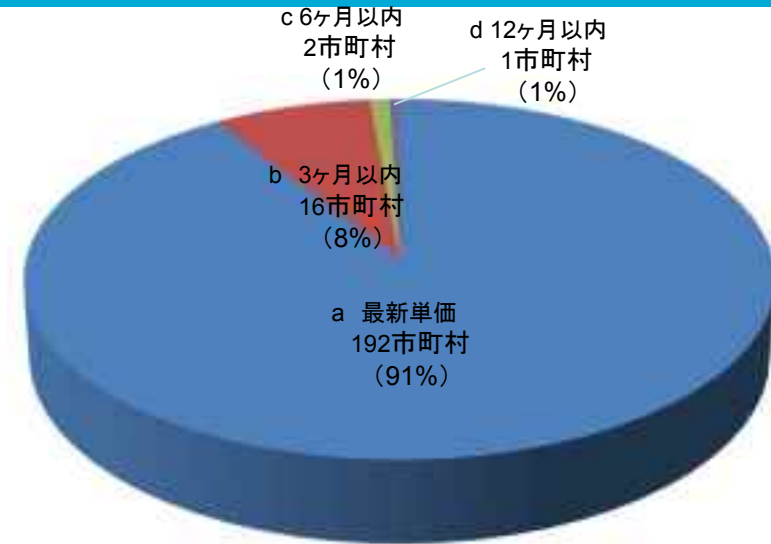
- 全府県で最新単価を使用している。

政令指定都市

- 全政令指定都市で最新単価を使用している。

市町村

- 最新単価を使用している  
191市町村(91%)H31.1 ⇒ **192市町村(91%)R1.6**
- 府県によりバラツキが見られる。



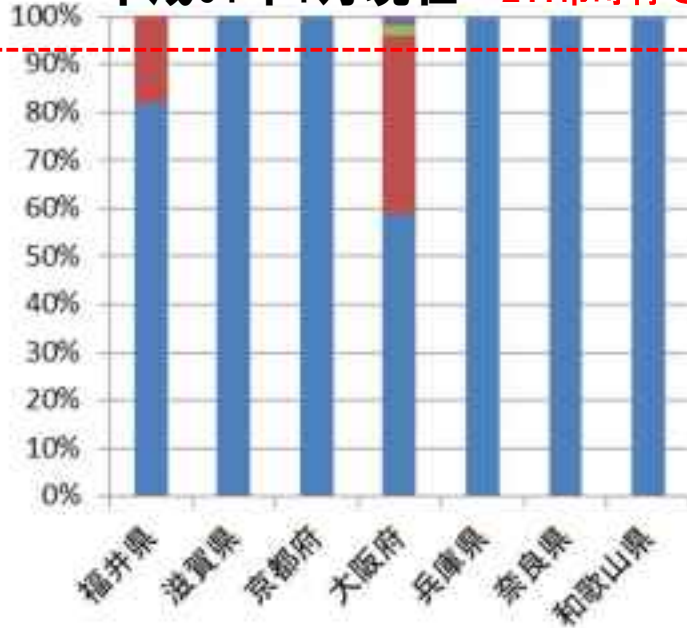
平成31年1月現在

各府県間で単価の更新頻度状況に乖離が見られる。

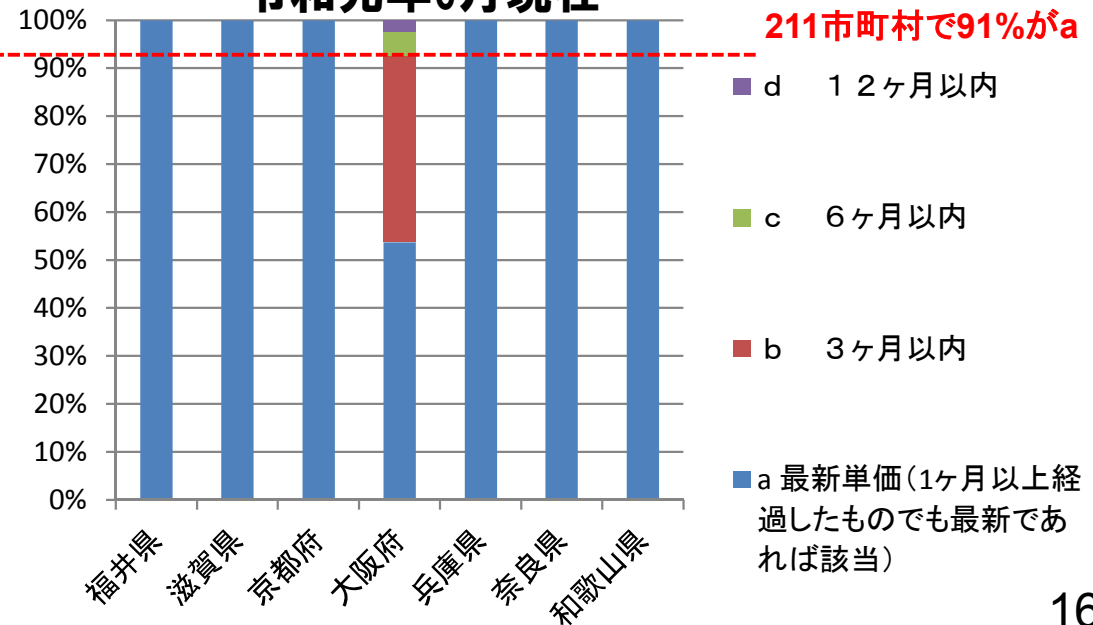
⇒ **最新単価の活用を推進**

※ 土木以外(建築・下水等)では、a以外の回答もあり、発注担当部署間のバラツキ(a、b混在)ある場合 ⇒ a:最新単価 に計上

平成31年1月現在 211市町村で91%がa



令和元年6月現在 211市町村で91%がa



## 運用指針本文:

- ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。
- ✓ 低入札価格調査制度の調査基準価格は中央公契連最新モデル(H29→H31一部改定)、最低制限価格においては中央公契連最新モデル(H29→H31一部改定)を参考に適切に見直す。

## 【指標分類】

(基準価格算定モデル(公契連モデル式の時点))

a:最新モデル(H31またはH29)同等。b:旧モデル(H28以前)同等。c:その他(非公表・独自モデル等)

(見直し予定)

a:H31.4までに見直し。b:見直し時期未定。c:見直し予定なし、または非公表



**【近畿目標】** 中央公契連モデルの見直しを踏まえ、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、その算定方式の改訂等により適切に見直す。  
ただし、中央公契連モデル H31.3.28一部改正。



# 低入札価格調査基準の改定(工事)

## 低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施  
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

## 低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70~0.90から0.75~0.92へ引き上げ
- あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入

H29.4.1~

<p><b>【範囲】</b></p> <p>予定価格の 7.0/10~9.0/10</p> <p><b>【計算式】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費 × 0.97</li> <li>・共通仮設費 × 0.90</li> <li>・現場管理費 × 0.90</li> <li>・一般管理費等 × 0.55</li> </ul> <p>上記の合計額 × 1.08</p>
--



H31.4.1~

<p><b>【範囲】</b></p> <p>予定価格の 7.5/10~9.2/10</p> <p><b>【計算式】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費 × 0.97</li> <li>・共通仮設費 × 0.90</li> <li>・現場管理費 × 0.90</li> <li>・一般管理費等 × 0.55</li> </ul> <p>上記の合計額 × 1.08</p>
--

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

## 【現状】

### 府 県・政令指定都市

- 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用している。

### 市町村

- 3市町村が最低制限価格のみ導入(H31.1調べ)⇒低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用(R1.6調べ)【大津市・東大阪市・加東市】

## 近畿ブロック発注者協議会調べ (R1.6)

府県・政令指定都市を除く

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿ブロック管内
低入札価格調査制度のみ導入	0	0	0	0	0	1	0	1
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用	7	4	5	16	15	7	10	64
最低制限価格制度のみ導入	10	15	20	25	25	31	20	146
いずれの制度も導入していない	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村数	17	19	25	41	40	39	30	211

# ダンピング受注の防止(基準価格を公契連最新モデル【H31またはH29】に更新活用)

## 【現在】

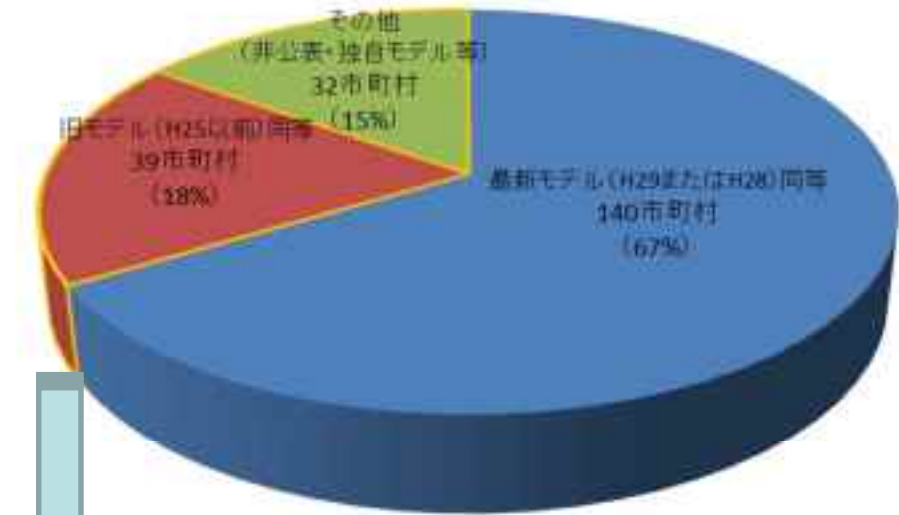
府 県・政令指定都市

- すべての府県・政令市で最新モデル(H31またはH29)を使用している。

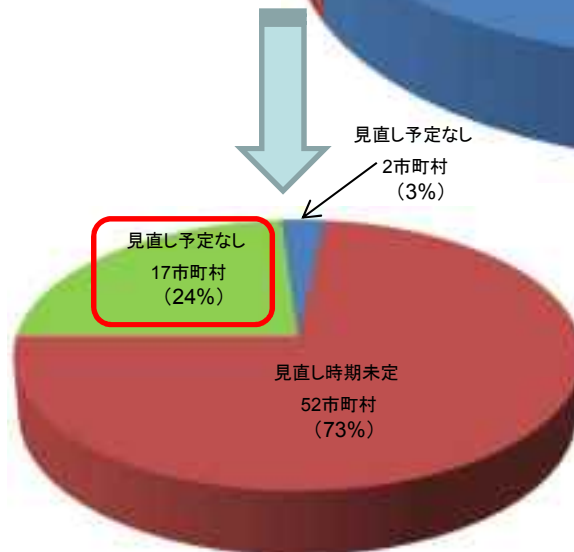
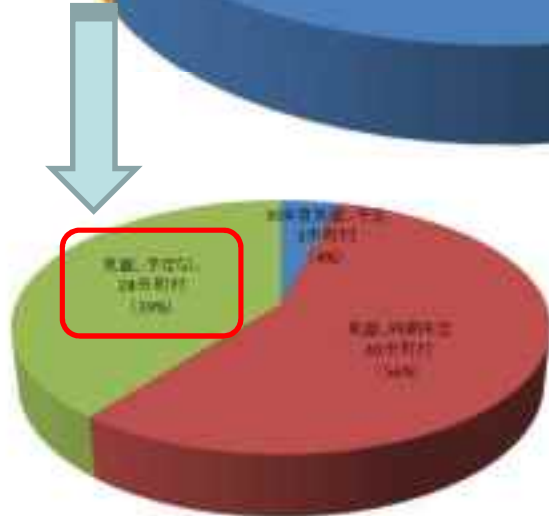
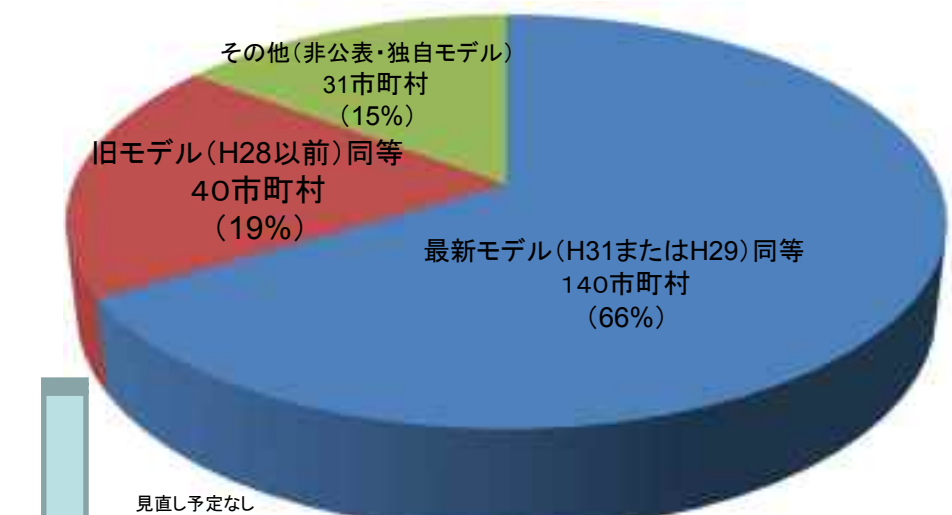
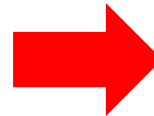
市町村

- 最新モデル(H31またはH29)を使用している  
140市町村(67%)H31.1 ⇒ 140市町村(67%)R1.6
- 旧モデル(H28以前)同等、またはその他(非公表・独自モデル等)のうち、見直しを予定していない市町村  
28市町村(39%)H31.1 ⇒ 17市町村(24%)R1.6

平成31年1月現在



令和元年6月現在



⇒ 「最新モデルへの見直し予定のない市町村に対し、「適切な見直し」について引き続き推進を図る。

# 入札契約方式の選択(総合評価落札方式の推進)

## 運用指針本文:

発注者は、発注する工事の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加しようとする者に対し**技術提案を求めよう努める。(※)**

公共工事の品質確保を図るためには、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。

(※)各地方公共団体で作成のガイドラインに規定された総合評価落札方式の対象となる工事



## 【近畿目標】

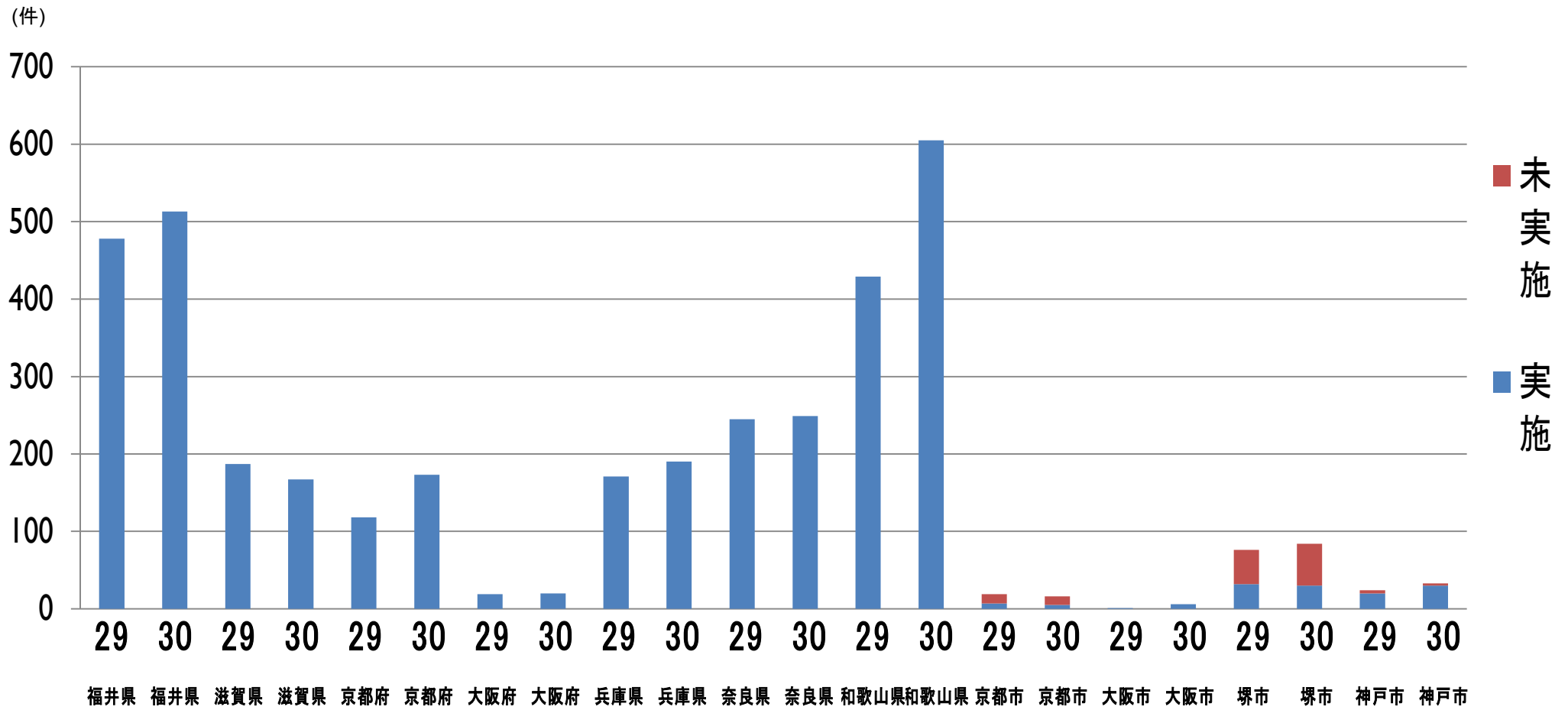
○府県政令市においては、各団体で策定しているガイドラインに基づく発注方式を選択することを推進する。

- ・ **一定規模以上の発注金額等(各府県市町村のガイドラインにおいて総合評価落札方式で発注することを規定されている金額等の条件)の場合、総合評価落札方式を原則として、工事件数、実施率を拡大する。**

○市町村においては、工事難易度・金額等から価格以外の性能を求める余地が少ないことから、市町村向け簡易型等の導入など、各公共団体の状況を踏まえ多様な入札契約方式について検討。

# 入札契約方式の選択(総合評価落札方式の推進)

近畿ブロック発注者協議会調べ(R1.6)



未実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	11	0	0	44	54	4	3
実施	478	513	187	167	118	173	19	20	171	190	245	249	429	605	7	5	1	6	32	30	20	30
実施率	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	37	31	100	100	42	36	83	91

# 入札契約方式の選択(市町村向け簡易型の概要)

## 市区町村向け簡易型(特別簡易型)の導入背景・内容

○市区町村によっては、技術系職員の不足等により公共事業発注のための体制が十分に整備されていない。



○総合評価方式の拡大を図るには、過重な事務負担を軽減しつつ、入札参加者の施工能力をより簡易に評価できる方式を導入する必要。



○このため、市区町村が発注することの多い技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事に活用される総合評価方式のタイプとして「市区町村向け簡易型(特別簡易型)」を新たに位置づける。



市区町村向け簡易型  
(特別簡易型)



簡易な施工計画を評価項目とせず、工事成績や施工実績等定量化された事項と入札価格により総合評価を実施

○併せて、ダンピング受注の排除のために、低入札価格調査制度を活用し、具体的な「失格基準」の設定を行い、当該基準を満たさない入札を自動的に失格とするなど、その適切な運用を図る。

## 市区町村向け簡易型(特別簡易型)の評価項目及び評価基準の設定例

評価項目		評価内容	評価基準	配点
企業 の 施工 能力	同種工事の 施工実績	過去5年間の同種工事の 施工実績	a 県又は市町村発注工事 の実績あり	5
	上平均値	過去5年間の同種工事の 評価の平均値	b その他の公共発注機関 の実績あり c その他工事施工実績	2
配 付 予 定 携 帯 機 器 の有無	同種工事の 施工実績	過去5年間の上記設備者 の施工実績の有無	a 県又は市町村発注工事 の実績あり	3
	の有無	手持携帯機種の保有「台数」	b その他の公共発注機関 の実績あり c その他工事施工実績 d 1級上・施工管理技士 又は技術士 e 2級上・施工管理技士	1
工 事 所 の 立 地	官署施設等の所在地	工事箇所が同一市町村中 にあり、5年間の所在地の 有無	a 同一市町村内にあり	0.5
	防犯施設等に 関する活動	過去5年間の防犯施設等に 関する活動実績の有無	b 同一市町村内になし	1
そ の 他	手持ち工事量	手持ち工事量(計画)A = 当該年度受注額 ÷ 過去5年間の工事受注額	a 0.25 b 0.5 c 0.75 d 1.0 e 1.25 f 1.5	1.5
			合計	20

○評価値＝価格評価点＋技術評価点(加算方式)  
 ・価格評価点:  $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$   
 ・技術評価点: 最高20点(上記評価項目・基準により算出)  
 評価値の最も高い者を落札者とする。

□参考資料 地方公共団体向け総合評価実施マニュアル  
<https://www.mlit.go.jp/common/000020197.pdf>  
 □相談窓口 メール  
[kkr-hinkaku@mlit.go.jp](mailto:kkr-hinkaku@mlit.go.jp)

# 地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～【第3版】

平成30年5月

土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室



1. 本事例集の趣旨・目的
2. 平準化の促進に向けた取組（さ・し・す・せ・そ）
3. 都道府県における取組状況
4. 都道府県における取組事例
5. 市区町村における取組状況
6. 市区町村における取組事例
7. 市区町村へのアンケート調査結果

【参考】 国土交通省における発注や施工時期の平準化

# 1. 本事例集の趣旨・目的

国土交通省では、平成28年4月に「地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～」を作成し、公表致しました。また、平成29年3月に新たに市区町村の取組事例を収集して充実を図り、第二版として作成し、公表致しました。

この事例集は、地方公共団体から「取組を進めるに当たって他の地方公共団体の取組事例を参考としたい」などの意見が多数寄せられたことから、これらのニーズに対応するため作成したものです。

年間を通じた切れ目のない公共工事の発注は、地域の担い手となる建設業者の経営の効率化及び安定化、公共工事の品質確保を図る上で重要であり、改正品確法においても、工事完成時期の年度末への集中を避けるため、発注・施工時期等の平準化に努めることとされています。

発注・施工時期等の平準化にあたっては、債務負担行為の積極的な活用、発注見通しの統合・公表、余裕期間の設定、適切な工期設定等により、発注時期及び工期末が一時期に集中しないように年間を通じた分散化を図る必要があります。

国土交通省においては、これまで国庫債務負担行為の活用として、平成27年度から、工期が12ヶ月未満の工事についても、必要に応じて、適正な工期を確保するため2カ年国債を設定するとともに、平成29年度当初予算では、新たにゼロ国債を設定するなど積極的に平準化の取組を推進しております。平成30年度予算においても、国庫債務負担行為の額を前年度より上積みするとともに発注見通しの統合・公表を拡大するなど、平準化の推進に積極的に取り組んでおります。

このような発注・施工時期等の平準化に向けた取組をさらに多くの地方公共団体に広げることが重要であることから、昨年に引き続き、地方公共団体が取り組む事例を収集し、本事例集をとりまとめたところです。

今般改訂した事例集では、都道府県の取組状況と共に、積極的に平準化を進めている市区町村の取り組みや工夫等を拡充し、取りまとめ致しました。

地方公共団体においては、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、一層の発注・施工時期等の平準化に向けた取組を進めるための一助として、引き続き、本事例集を活用して頂ければ幸いです。

# 1. 本事例集の趣旨・目的（関係法令等）

## 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）（抄）

（発注者の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

## 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成26年9月30日閣議決定）

（抄）

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

（3）計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

発注時期がある時期に過度に集中したり、根拠なく短い工期を設定すると、受注者側にとっては、人員や機械の効率的利用が困難となり、また、厳しい工程管理を強いられることにより効率的な施工体制が確保できないおそれがあり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることとなる。このため、発注者は、債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化を図るよう努めるものとする。また、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に依じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。

## 発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）

（抄）

Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施（発注や施工時期等の平準化）

（2）工事発注準備段階

地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等（以下「地域発注者協議会等」という。）を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、発注見通しについて地区単位等で統合して公表するよう努める。また、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める。

# 1. 本事例集の趣旨・目的

## 平準化の効果

年度内の工事量の偏りを解消し、年間を通じた工事量が安定することで以下のような効果が期待され、建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与（生産性の向上）することが考えられる。

（発注者）

- 人材・資材の効率的な活用の促進による入札不調・不落への対策
- 中長期的な公共工事の担い手確保対策
- 発注職員等の事務作業が一時期に集中することを回避

（受注者）

- 人材・資機材の実働日数の向上等による建設業の企業経営の健全化
- 労働者（技術者・技能者）の処遇改善（特に休日の確保など）
- 稼働率向上による建設業の機械保有等の促進（建設業の災害時の即応能力も向上）

## 平準化に向けた取組

平準化を進めるに当たっては、以下の取組が考えられる。

- ㊦ 施工時期等の平準化も踏まえた債務負担行為の活用
- ㊧ 余裕期間制度の活用等による工事着手時期の柔軟な運用
- ㊨ 適切な工期設定を行ったうえでの、繰越制度の適切な活用
- ㊩ 設計・積算を前年度までに完了させることによる早期発注
- ㊪ 計画的な事業の進捗管理と工事の計画的な発注

## 2. 平準化の促進に向けた取組（さ・し・す・せ・そ）

### （さ）債務負担行為の活用

- 年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。
- また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担行為も適切に活用する。

### （し）柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

- 工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手方式等を積極的に活用する。
- ※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

### （す）速やかな繰越手続

- 工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

### （せ）積算の前倒し

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始する。

### （そ）早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

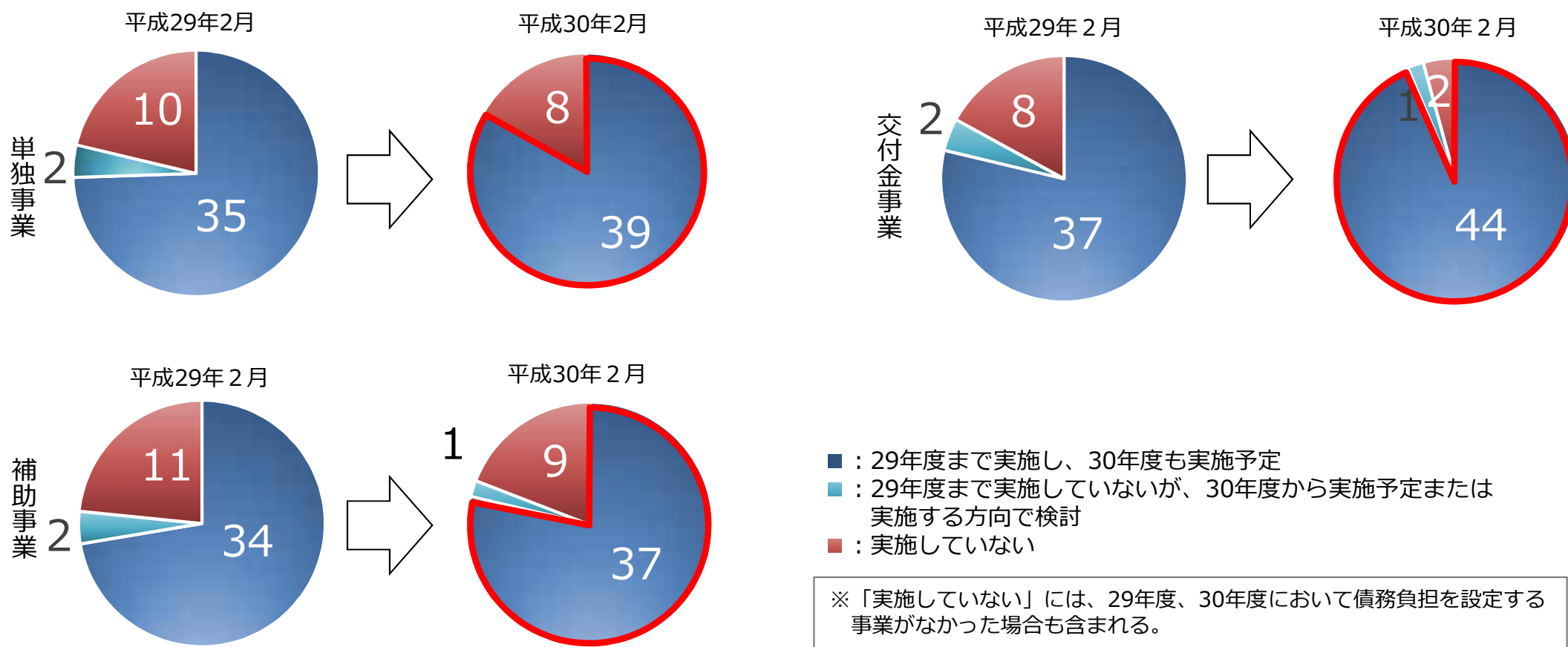
- 年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に4～6月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。



### 3. 都道府県における取組状況①

#### 【債務負担行為の活用状況】

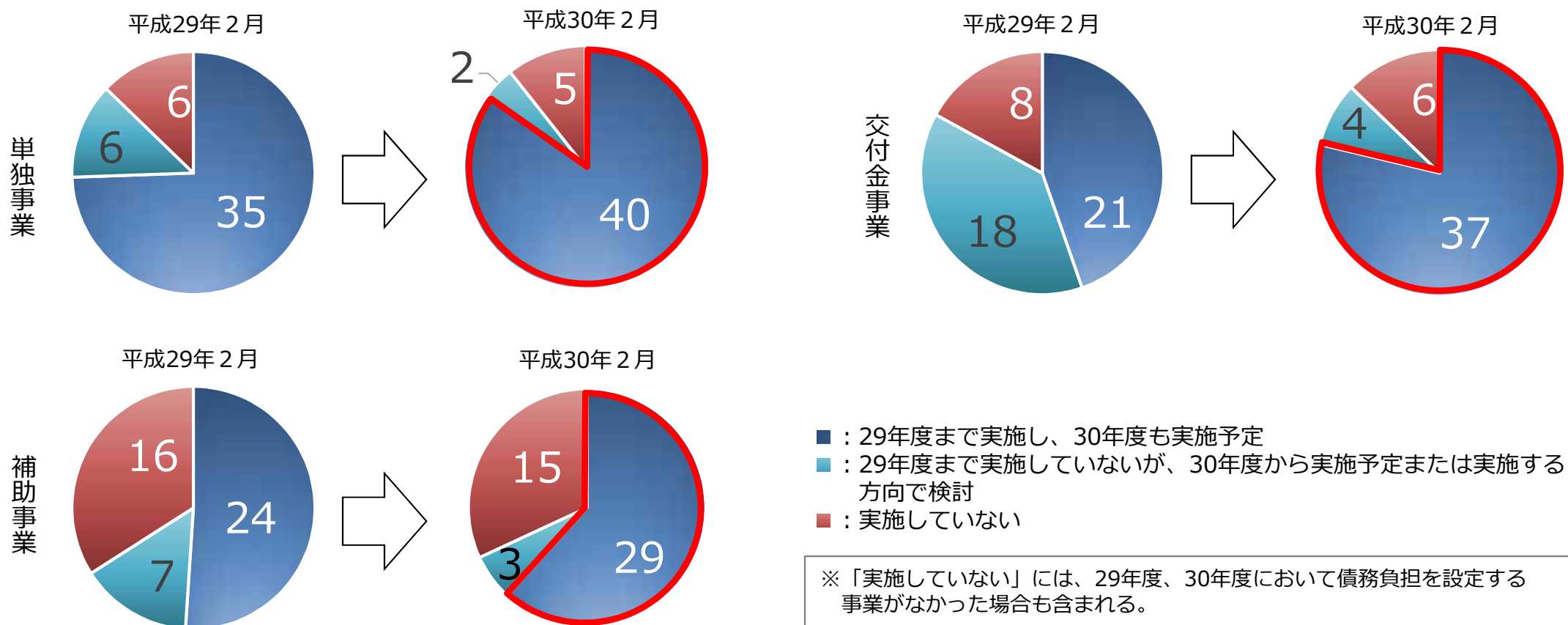
平準化の観点から踏まえた債務負担行為の活用を行っている都道府県は、単独事業では39団体、補助事業では37団体、交付金事業では44団体となっており、昨年2月時点と比較すると、全ての事業で債務負担行為を活用する団体が増加している。



### 3. 都道府県における取組状況②

#### 【ゼロ債務負担行為の活用状況】

平準化の観点から踏まえたゼロ債務負担行為の活用を行っている都道府県は、単独事業では40団体、補助事業では29団体、交付金事業では37団体となっており、昨年2月時点と比較すると全ての事業で増加している。特に交付金事業では、大幅に増加している状況。



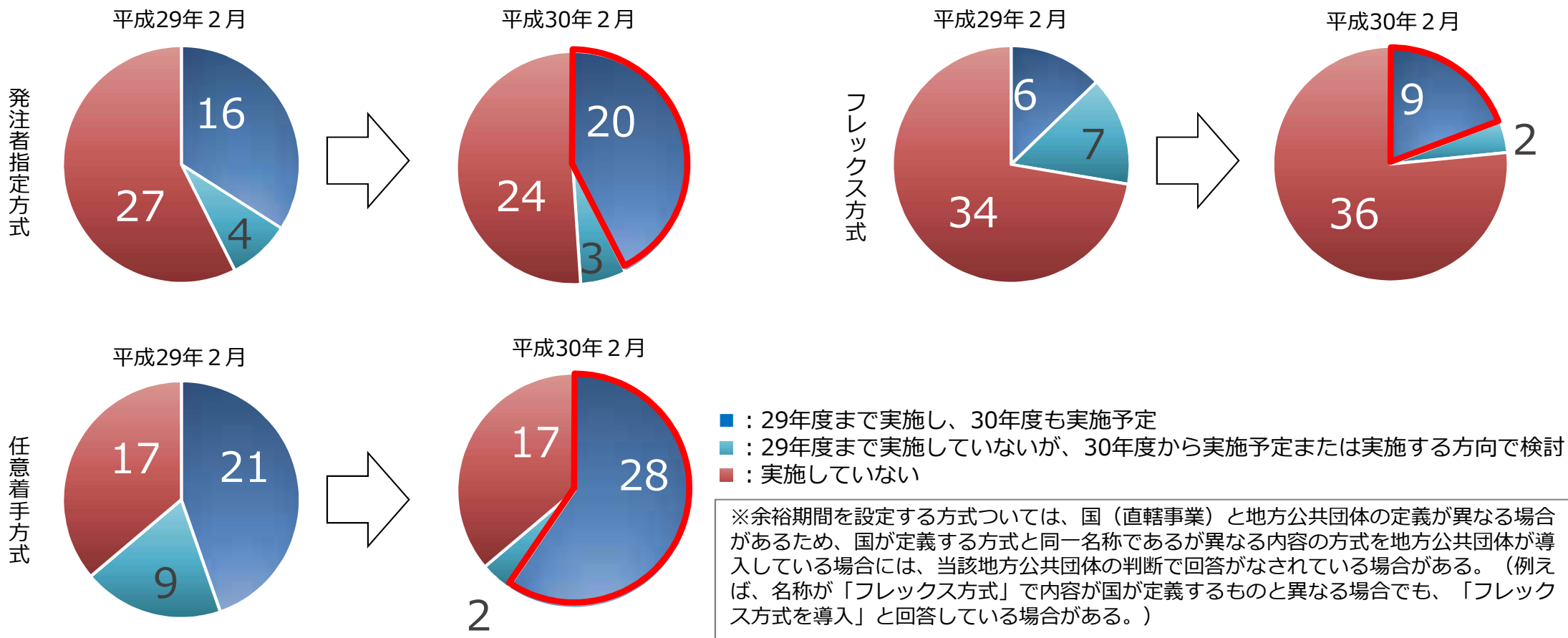


### 3. 都道府県における取組状況③

#### 【柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）】

余裕期間を設定する制度を導入している都道府県は、発注者指定方式では20団体、任意着手方式では28団体、フレックス方式は9団体となっており、昨年2月時点と比較するとそれぞれ増加している。

なお、いずれかの余裕期間を設定する制度を導入している都道府県は、昨年2月時点では30団体であったが、今年2月時点では37団体となっている。



### 3. 都道府県における取組状況④

#### 【速やかな繰越手続】

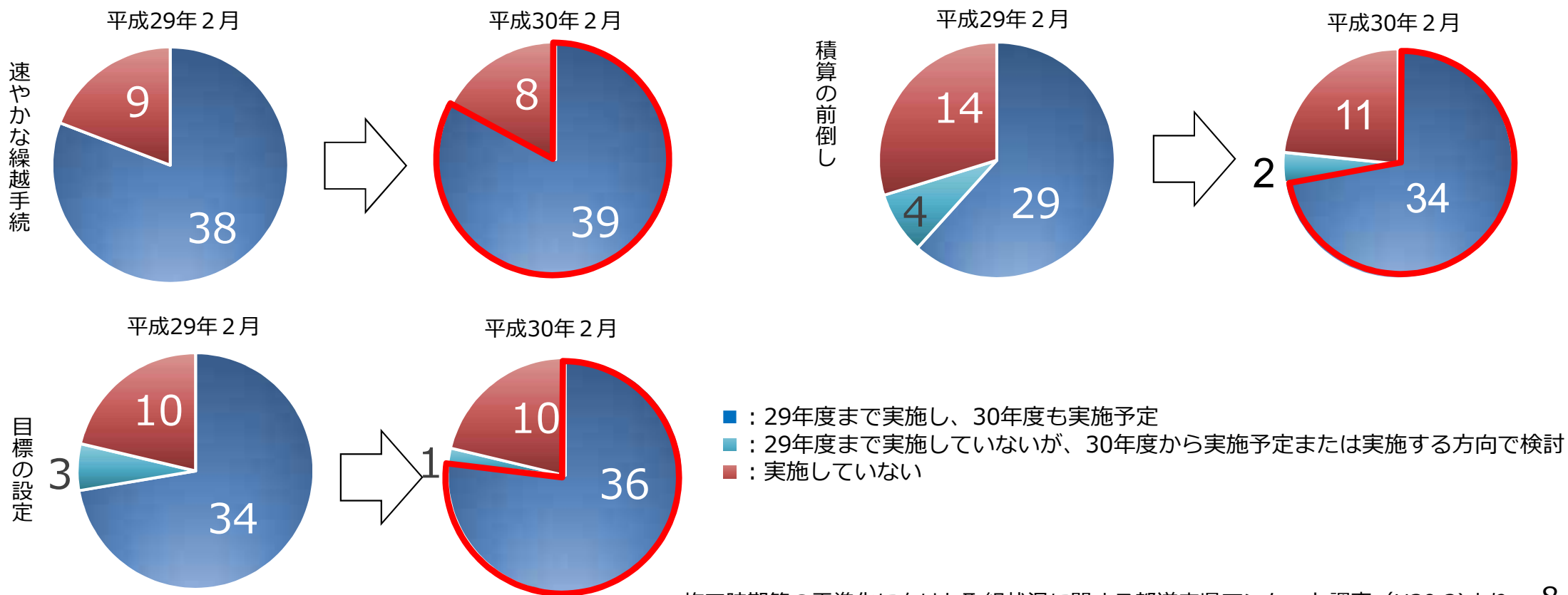
繰越制度の活用にあたり、これまで年度末直近の議会で行っていた手続きを、それ以前の議会で行っている都道府県は39団体で、昨年2月時点と比較すると増加している。早ければ、6月に手続きを行っている団体もある。

#### 【積算の前倒し】

年度当初に速やかに発注手続きを開始するため、前年度のうちに設計・積算を完成させる取組を実施している都道府県は34団体で、昨年2月時点と比較すると増加している。

#### 【早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）】

年度当初から予算執行のための執行率や契約率の目標を設定している都道府県は36団体ある。



# 4. 都道府県における取組事例①【債務負担行為の活用】

## 福島県

平成29年度12月補正予算において、初年度支出ゼロの債務負担行為を設定。

土木部 12月補正予算

初年度支出ゼロの債務負担行為を設定します。

### 事業の概要

○初年度支出ゼロの債務負担行為を設定します。

- ① 県単事業 限度額14.4億円(昨年度設定限度額10.1億円)
- ② 交付金事業 限度額10.6億円(昨年度設定限度額 4.5億円)

### 対象とする事業

次年度事業の契約を前年度1～3月に前倒しすることにより、年度初めの工事量確保と施工の平準化を図るため、以下に該当する工事等について、初年度支出ゼロの債務負担行為を設定するものです。

○会津地方など、積雪により施工期間が限られる豪雪地域において、降雪期前に工事を完了するために遡正工期を確保する必要があるもの。

- ・国道352号(南会津町)：雪崩対策工 等



○出水期を迎える前に河川内を掘削し、洪水被害の防止を図る必要があるもの。

- ・逢瀬川(郡山市)：河道掘削工 等



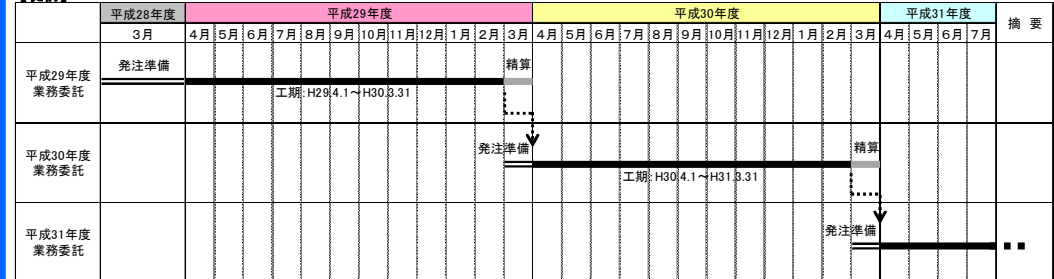
○その他、施工条件等から、早期に着手する必要があるもの。

(福島県HPより)

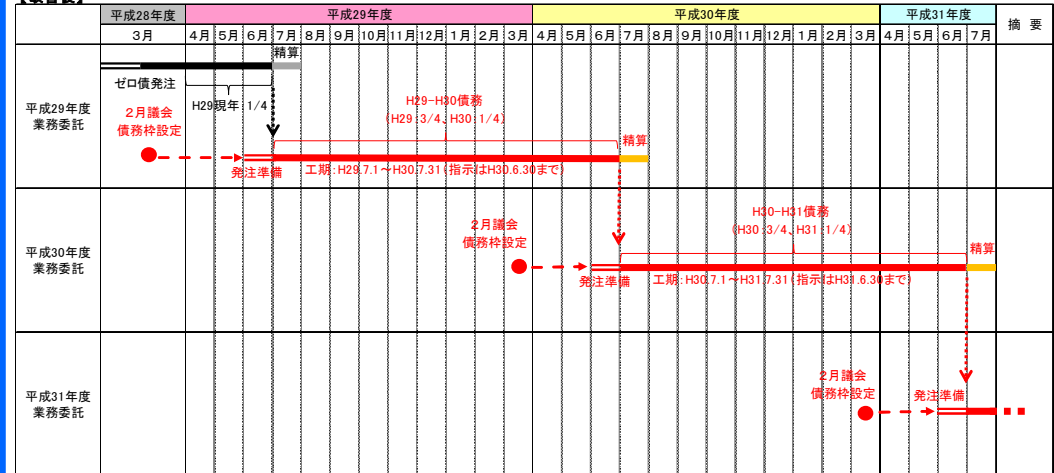
## 静岡県

道路維持管理業務については、4月1日から翌年3月末までの契約期間で業務を実施していたが、精算事務の関係上、年度末に道路に異常があった場合、業務対応ができず職員が直営で対応していた。平成28年度より、債務負担行為を適用し、7月から6月までの年度をまたぐ契約期間に変更し、年度末に発生した道路の異常への対応を迅速に行うとともに、発注時期の平準化を図っている。

【従前】



【改善後】



## 4. 都道府県における取組事例②【債務負担行為の活用】

### 青森県

平成29年度11月補正予算において、県事業の早期発注のため、社会資本整備総合交付金事業及び県費単独事業について債務負担行為を設定。

【社会資本整備総合交付金事業】	40億円
【県単独事業】	20億46百万円

### 秋田県

平成29年度12月補正予算において、社会資本整備総合交付金事業に関して債務負担行為の設定が可能となったことから、この制度を活用して前倒し発注を積極的に推進し、事業の平準化を図った。

【社会資本整備総合交付金事業】	14億54百万円
【県単独事業】	14億85百万円

### 群馬県

平成29年度11月補正予算において、年末から年度末にかけての公共事業発注の端境期対策として、ゼロ県債を活用し、中小企業への発注量を確保。（設定額：20億円）

### 埼玉県

平成30年度第一四半期の工事稼働件数の月別平均値を年間平均稼働件数の90%以上とすることを目標とし、平成29年度12月補正予算において、道路事業及び河川砂防事業(計16事業)でゼロ債務負担行為を設定。（設定額：32億62百万円）

### 千葉県

平成29年度12月補正予算において、舗装道路修繕事業、道路改良事業、河川改修事業、港湾維持事業など、多くの事業に平準化を目的としたゼロ県債を設定。（設定額：28億円）

### 新潟県

施工時期の平準化や、閑散期（第一四半期）における安定した工事量の確保に向け、平成29年度9月補正において、社会資本整備総合交付金事業について2カ年県債を設定するとともに、平成29年度12月補正予算においても、2カ年県債のほか、ゼロ県債を設定。（ゼロ県債設定額：77億円（社会資本整備総合交付金事業を含む））

### 富山県

平成29年11月補正予算において、冬期間に損傷した道路舗装の補修や区画線の引き直し、河川の浚渫・伐木などの県単独事業や、早期着手が必要となる国の社会資本整備総合交付金事業に係る公共事業について、年度間の切れ目のない発注と翌年度早期の工事着手を推進するため、ゼロ県債を設定。（設定額：21億円（うち社会資本整備総合交付金事業5億円））



## 4. 都道府県における取組事例③【債務負担行為の活用】

### 和歌山県

平成29年度において、平成30年度以降の債務要求額として、従来の基準による要求額（約173億円）とは別に、平準化を踏まえた債務負担として約90億円を計上。

また、平成30年度において、平成31年度以降の債務要求額として、従来の基準による要求額（約226億円）とは別に、平準化を踏まえた債務負担として約74億円を計上。

### 島根県

人材不足が顕著な建設業における安定的な雇用の確保のため、平成29年度11月補正予算において債務負担行為を設定し、平成30年度発注工事を一部前倒して年間工事量の平準化を図る。

（設定額：35.1億円）

### 岡山県

平成29年度11月補正予算において、年間を通じた工事施工時期の平準化を図るため、昨年度から実施してきた県単独事業へのゼロ県債の設定に加え、新たに社会資本整備総合交付金事業にもゼロ県債を設定。

【社会資本整備総合交付金事業】 13億4百万円

【県単独事業】 12億8百万円

### 香川県

平成28年度から、県単独事業に加え、翌年度に社会資本整備総合交付金事業として執行を見込む工事の一部について、早期着工による端境期における工事量の確保、施工可能時期を踏まえた適切な工期設定などを目的に、ゼロ債務負担行為を設定。

＜平成29年度ゼロ債務負担行為設定額＞

【社会資本整備総合交付金事業】 9億58百万円

【県単独事業】 8億28百万円

### 高知県

「建設業活性化プラン」に基づく公共工事の端境期対策として、繰越制度の柔軟な活用と併せて、次年度の地方特定道路整備事業（県単独事業）の一部を前倒して発注する。

H29	229箇所、181.4億円
	うち、県単独事業費6.4億円【債務負担】
H28	467箇所、288.02億円
	うち、県単独事業費1.02億円【債務負担】

### 福岡県

平成29年12月補正予算において、翌年度事業の早期発注と年間を通じた工事施工時期の平準化を図るため、社会資本整備総合交付金事業と県単独事業にゼロ県債を設定。

【社会資本整備総合交付金】 22億12百万円

【県単独事業】 54億12百万円

# 4. 都道府県における取組事例④【債務負担行為の活用】

## 佐賀県

平成29年度11月補正予算において、翌年度発注予定の事業を一部繰り上げて発注することにより、雨期前における浸水対策、防災対策、安全対策などの事業効果の早期発現を図るとともに、工事量の平準化や端境期における中小建設業者の受注機会の確保につなげるため、建設工事早期着手対策（ゼロ県債）として、道路整備交付金事業、河川整備交付金事業等の請負契約に係る債務負担行為を設定（設定額：18億75百万円）

## 長崎県

平成29年度11月補正予算において、端境期（4月、5月）における発注工事量の減少に対応し、発注可能な工事契約を前倒し実施するため、単独事業及び交付金事業にゼロ債務負担行為を設定。

【交付金事業】

道路橋梁街路事業（21億47百万円）、港湾事業（6億50百万円）、河川砂防事業（5億7百万円）

【県単独事業】

道路橋梁街路事業（13億74百万円）、港湾事業（80百万円）、河川砂防事業（2億50百万円）

## 熊本県

平成29年11月補正予算において、早期発注による年度前半の事業量確保を図り、県内景気の下支えに資するため、平成30年度の実施事業のうち早期実施が必要なものについて、ゼロ債務負担行為を設定。（道路新設改良費、治水堤防費、河川改良費、港湾建設費など）（設定額：12億85百万円）

## 宮崎県

翌年度発注予定の事業を一部繰り上げて発注することにより、出水期前に行う浸水対策、安全対策等の事業効果の早期発現を図るとともに、工事量の平準化を図るため、平成28年度より県単独事業に加え社会資本整備交付金等にも新たにゼロ県債を設定。平成29年度11月補正予算においては、さらに平準化を進めるためゼロ県債を増額設定。

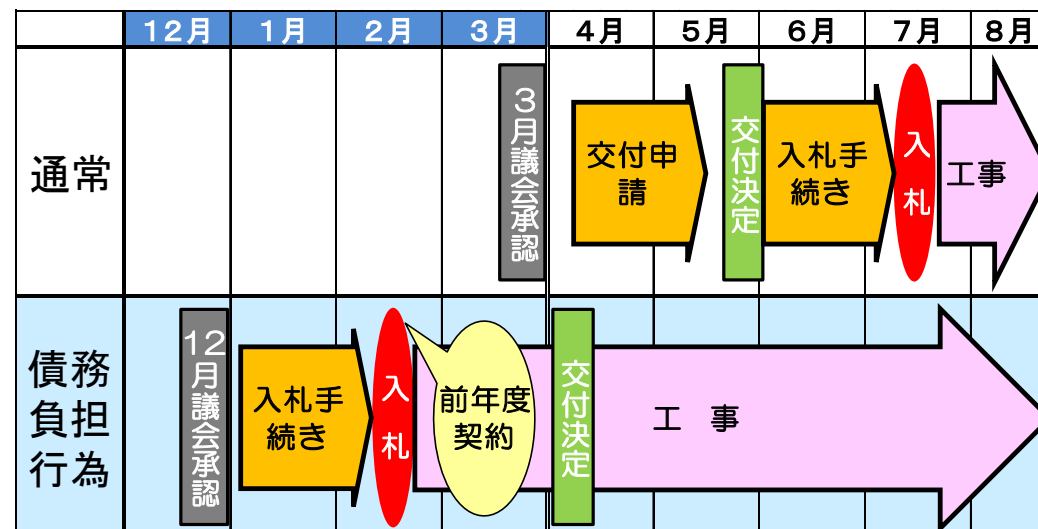
【交付金】19億33百万円（H28：10億円）

【県単独事業】15億45百万円（H28：14億66百万円）

## 鹿児島県

平成29年度12月補正予算において、公共事業及び県単公共事業の平準化等を図るため、債務負担行為（ゼロ県債）を設定。平成28年度からは交付金事業にも拡大。

（設定額：33億65百万円）

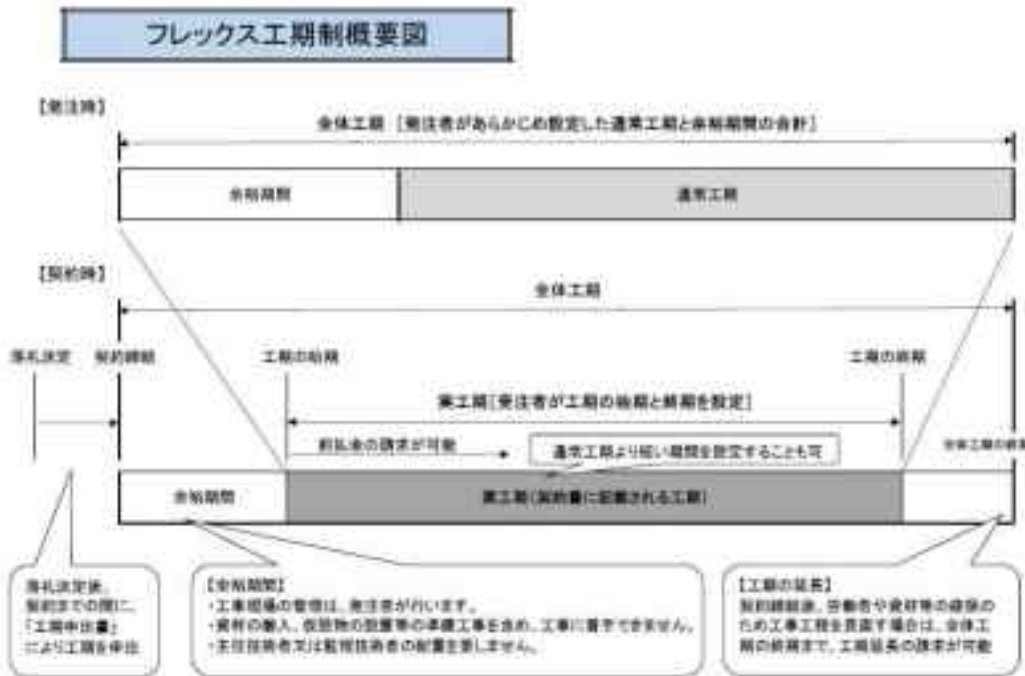




## 北海道

### フレックス工期制実施要領の制定

建設管理部が発注する工事において、発注者があらかじめ設定した全体工期内で受注者が工事の始期・終期を決定できるフレックス工期制を導入し、平成29年1月4日以後に公告等を行う工事から適用。



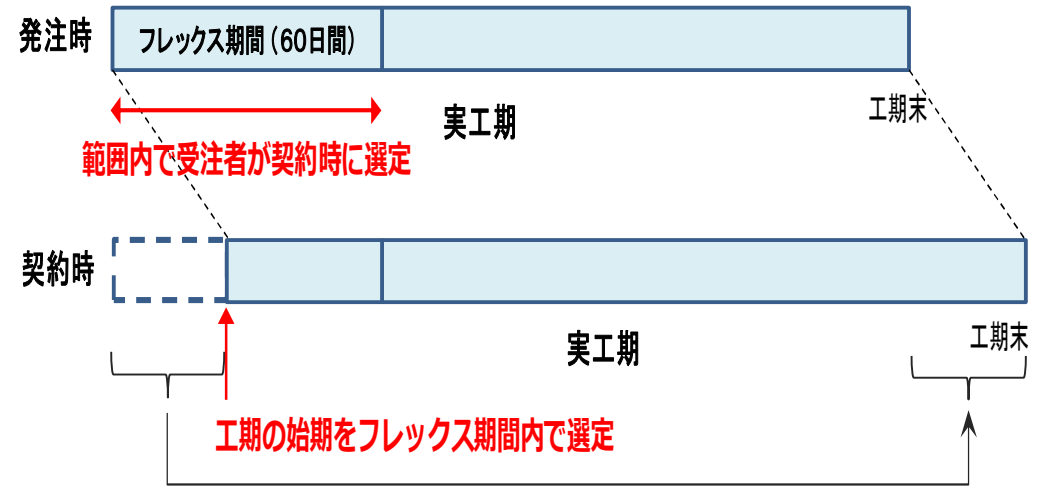
(北海道HPより)

## 和歌山県

### フレックス工期制度

- 入札公告に示した落札予定日から60日以内で任意に着工日を選択
- 書面による技術提案提出日から着工日の前日までの期間は主任技術者の配置不要
- 着工日から工期終了日までの期間は標準工期を確保
  - ※対象：受注者が一定の期間内で着工日を選択することが有益と認められる工事（入札公告で明示）

### 和歌山県のフレックス工期による契約方式（イメージ図）



※当初の着工日(通常は契約日の翌日)から受注者が選定した着工日までの期間の日数を追加

⇒ 実工期は変わらない

## 千葉県

### フレックス工期契約制度の適用拡大

これまで、「建築工事・建築設備工事」の発注において、『フレックス工期契約制度』を平成26年11月より導入していたが、平成29年1月1日より、県が発注する全ての建設工事に適用できることとし、受注者が工事着手時期を柔軟に設定することにより、技術者等を計画的に設置できるよう、対象工事を拡大。

本制度を適用する工事では、施工中の工事の完成時期や技術者を有効に活用するための配置などを勘案しながら、入札に参加することが可能となる。

## 新潟県

### 「施工時期選択可能工事制度」の拡充へ向けたモデル工事の実施

施工時期の平準化に向け、建設企業が有する人材・資機材等の安定的・効率的な活用ができるよう、施工時期選択可能工事制度の拡充へ向けたモデル工事を実施。

【対象工事】

平成30年1～3月に発注する予定価格250万円超3,000万円以下で債務負担行為を設定した工事を対象（随意契約は除く。）。

## 山形県

### 余裕期間制度の試行

#### 平成28年の状況

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、県土整備部及び各総合支庁建設部が発注する建設工事の請負契約において、発注者が示した工事着手期限までの間に、受注者が工事の始期を選択できる契約方式を平成28年11月1日から試行。

## 岩手県

### 余裕期間の設定

県土整備部が所管する県営建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、実工期の30%を超えず、かつ4ヶ月（120日間）を超えない範囲内で余裕期間を設定し、工事の始期日を指定することができる制度を平成29年2月より導入。

余裕期間を設定した工事のイメージ



#### 平成29年の状況

平成29年度末までに26工事で実施。試行を行った発注工事の受注者にアンケート調査を実施したところ、**全回答者から余裕期間制度を望む回答が得られたため、試行を継続。**

## 静岡県

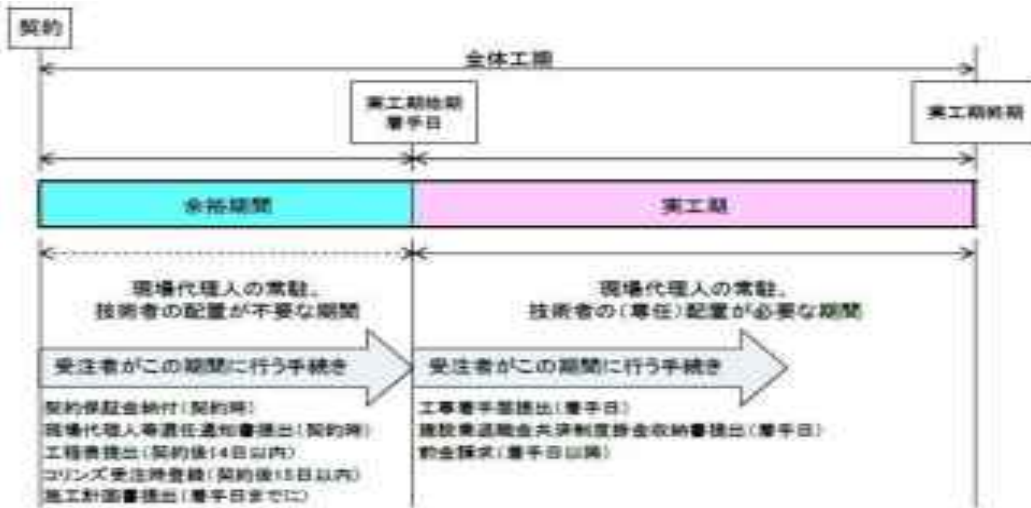
### 工事着手日選択型工事試行要領の策定

業務の平準化をさらに進めるため、新たに受注者が自由に着手日を選択することを可能とした工事着手日選択型工事試行要領を策定（平成28年4月1日施行）。受注者が、工事着手日選択可能期間内（90日以内）で工事着手日を選択し契約締結することが可能。平成29年度からゼロ債務負担行為予算による工事を対象に追加。（試行件数は各発注機関1件以上。）

## 三重県

### 建設工事における余裕期間制度の試行導入

早期に発注・契約を行い、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事を、平成28年9月1日以降に入札公告を行う県発注の建設工事において試行導入。



(三重県HPより)

## 兵庫県

### 余裕期間制度の試行

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる余裕期間（最大60日）を設定した工事を試行。

【実施時期】平成28年4月入札公告分から実施。

<参考>余裕期間制度を活用した工事



\* 余裕期間は、主任技術者等の配置は不要

(兵庫県HPより)

## 島根県

### 余裕期間制度の試行

受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、島根県土木部が発注する公共工事の一部を対象に、工事開始前に余裕期間（60日）を設定した工事の試行。

## 岡山県

### 余裕期間設定工事の試行導入

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、平成29年4月以降に発注する工事から余裕期間設定工事を試行。余裕期間設定工事では、受注者は、工事期間の30%かつ60日以内で発注者が設定した余裕期間内に、任意に工事開始日を選定することが可能。

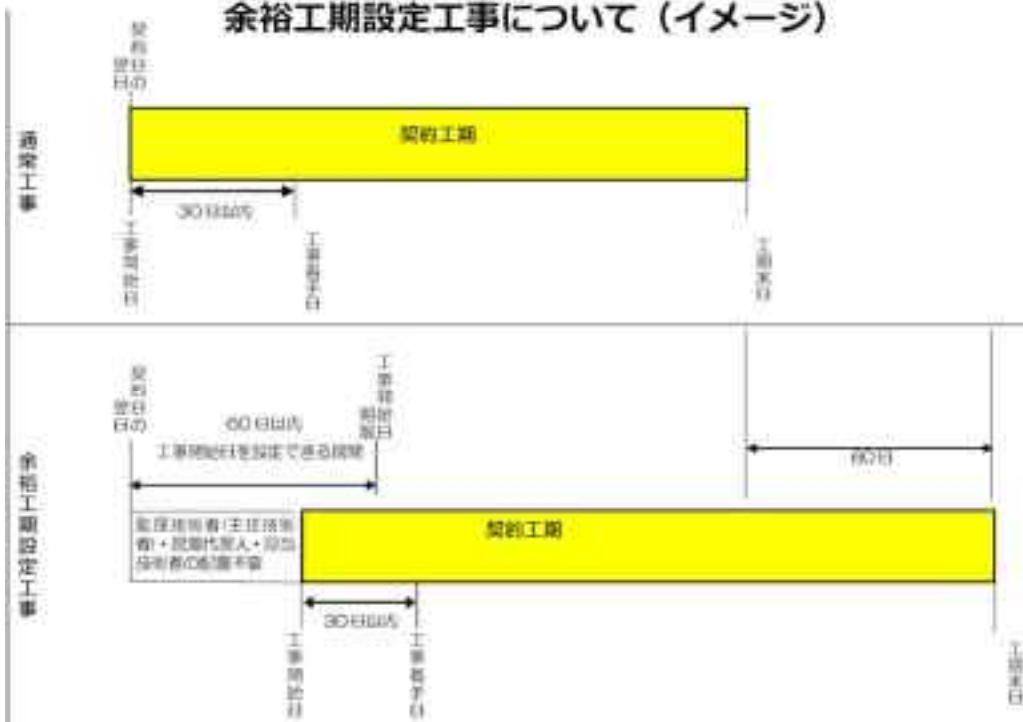
## 愛媛県

### 余裕工期設定工事の実施

改正品確法に基づく運用指針の趣旨を踏まえ、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定を行い、施工時期の平準化に努めるため、土木部発注工事において、工期に余裕期間を設定した工事を平成28年2月1日より試行。

平成29年度からは、全部局において全ての工事に原則適用することとして本格実施している。

#### 余裕工期設定工事について（イメージ）



(愛媛県HPより)

## 高知県

### 余裕期間の設定

円滑な施工体制の整備の観点から、年度後半（10月以降）に公告又は指名通知を行う工事で、技術者不足等により入札の不調・不落の発生が懸念される等、発注機関において必要と認められるもので、発注者が指定したものを対象とする、契約締結日から工事開始日までの間に、余裕期間を設定し、当該余裕期間については、技術者の配置を不要とした工事を実施。

#### <発注者指定方式>



#### <任意選択方式>



(高知県HPより)



## 4. 都道府県における取組事例⑨【速やかな繰越手続】

### 栃木県

平成29年度9月補正予算において、道路事業、河川事業及び街路事業等の繰越明許費（185億67百万円（土木費関係））を設定し、9月通常議会に提出。

### 群馬県

平成29年度9月補正予算において、道路維持修繕事業、河川改修事業や街路事業等に繰越明許費（11億13百万円（県土整備費関係））を設定し、9月定例議会に提出。

### 埼玉県

平成29年度12月補正予算において、年度内の完了が困難なことが明らかになった工事について適正工期を確保するため、道路事業及び河川砂防事業（計18事業）で繰越明許費55億47百万円（県土整備部関係）を設定し、12月議会に提出。

### 千葉県

平成29年度12月補正予算において、道路事業、河川事業、港湾事業、災害復旧事業等で繰越明許費137億76百万円（県土整備部関係）を設定し、12月定例県議会において提出。

### 石川県

平成29年度12月補正予算において、公共工事の通年施工対策の観点から、ゼロ県債（11億円）や繰越明許費（32億28百万円（土木費関係））を早期に設定し、12月定例議会に提出。

### 福井県

平成29年度12月補正予算において、用地交渉などにより工期が遅れている公共工事について、翌年度にわたり工事契約が可能となるよう繰越明許費（28億51百万円（土木部関係））を設定し、12月議会に提出。

### 岡山県

平成29年度9月補正予算において、道路整備事業等の繰越明許費（14億95百万円（土木部関係））を設定。また、平成29年度11月補正予算においても、地方道路整備事業等の繰越明許費（30億11百万円（土木部関係））を設定。

### 宮崎県

平成29年度9月補正予算及び11月補正予算において、公共道路新設改良事業、公共河川事業等の計17事業について繰越明許費（72億48百万円）を計上。

### 沖縄県

平成29年度9月補正予算において、道路事業、河川事業や街路事業等について繰越明許費（82億71百万円）を設定し、9月定例議会に提出。また、平成29年度11月補正予算においても、公園事業や港湾改修事業等の繰越明許費（60億76百万円）を設定し、11月定例議会に提出。

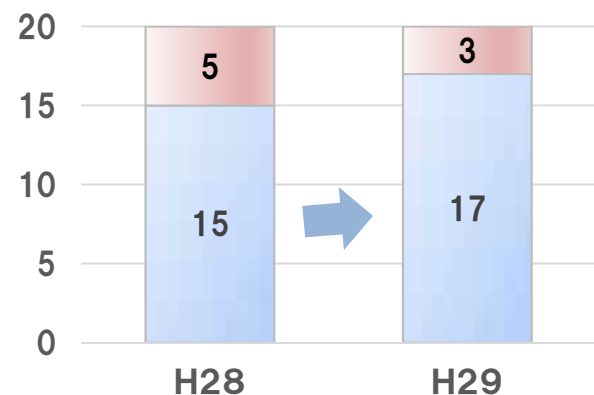
# 5. 市区町村における取組状況①

## 【政令指定都市の取組状況】

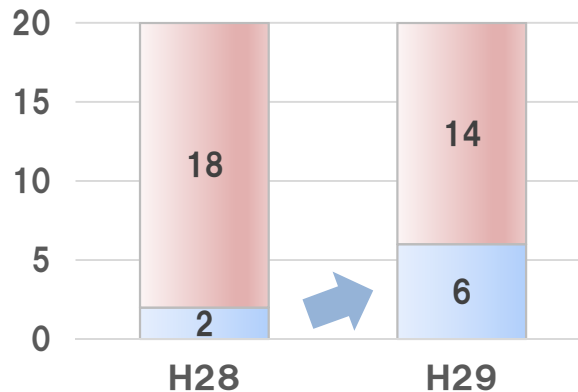
○すべての政令指定都市で、平準化を踏まえた何らかの取組を実施している。個別の取組状況をみると、債務負担行為を活用している政令指定都市が、平成29年には17団体まで増加している。

(凡例：■実施済み ■未実施)

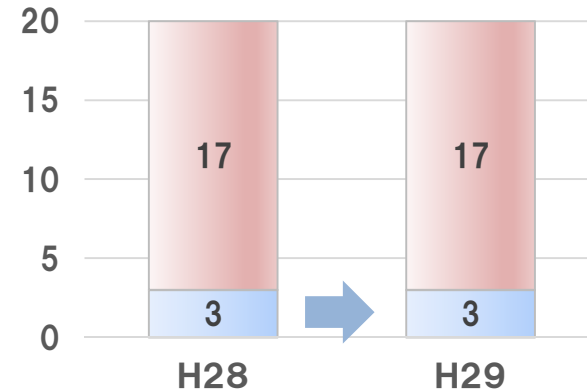
(n=20) 【債務負担行為の活用状況】



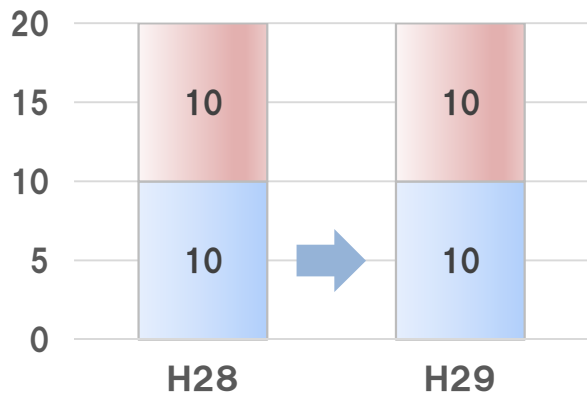
(n=20) 【柔軟な工期設定】



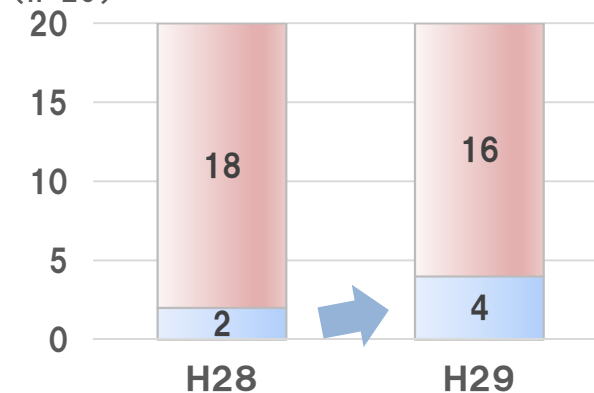
(n=20) 【速やかな繰越手続】



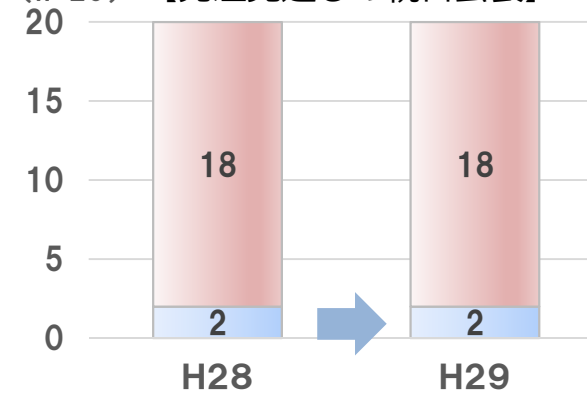
(n=20) 【積算の前倒し】



(n=20) 【執行率等の目標設定・公表】



(n=20) 【発注見通しの統合公表】

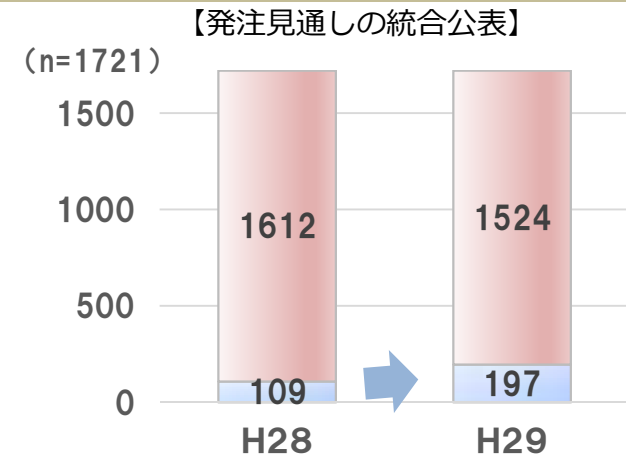
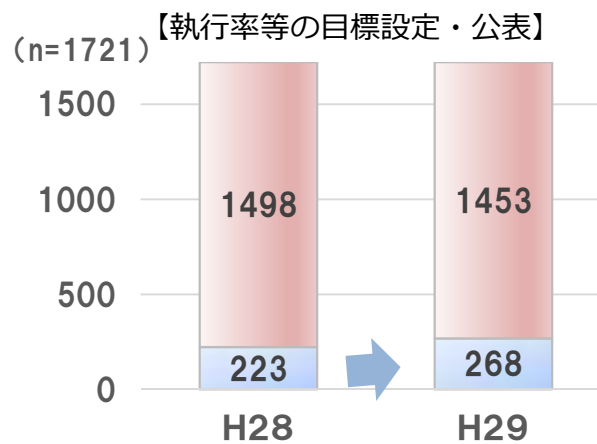
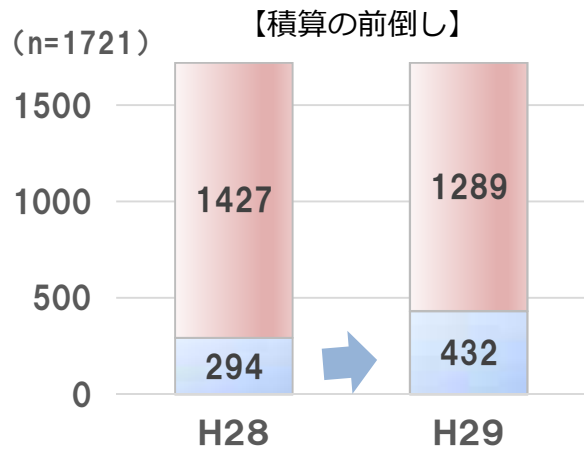
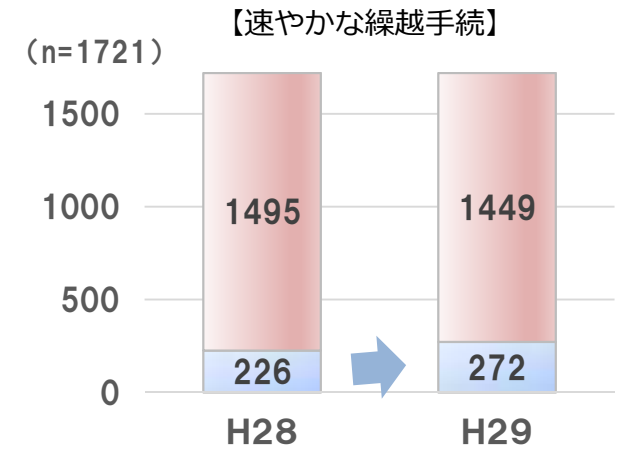
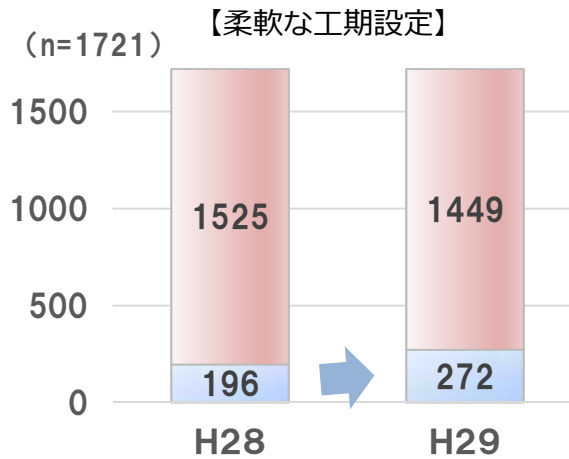
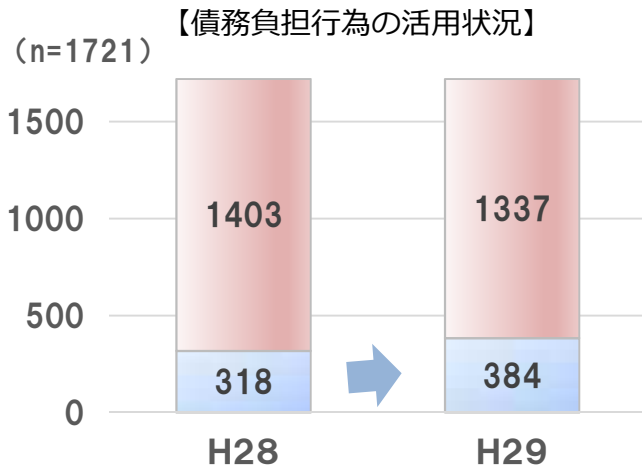




# 5. 市区町村における取組状況②

## 【市区町村の取組状況】

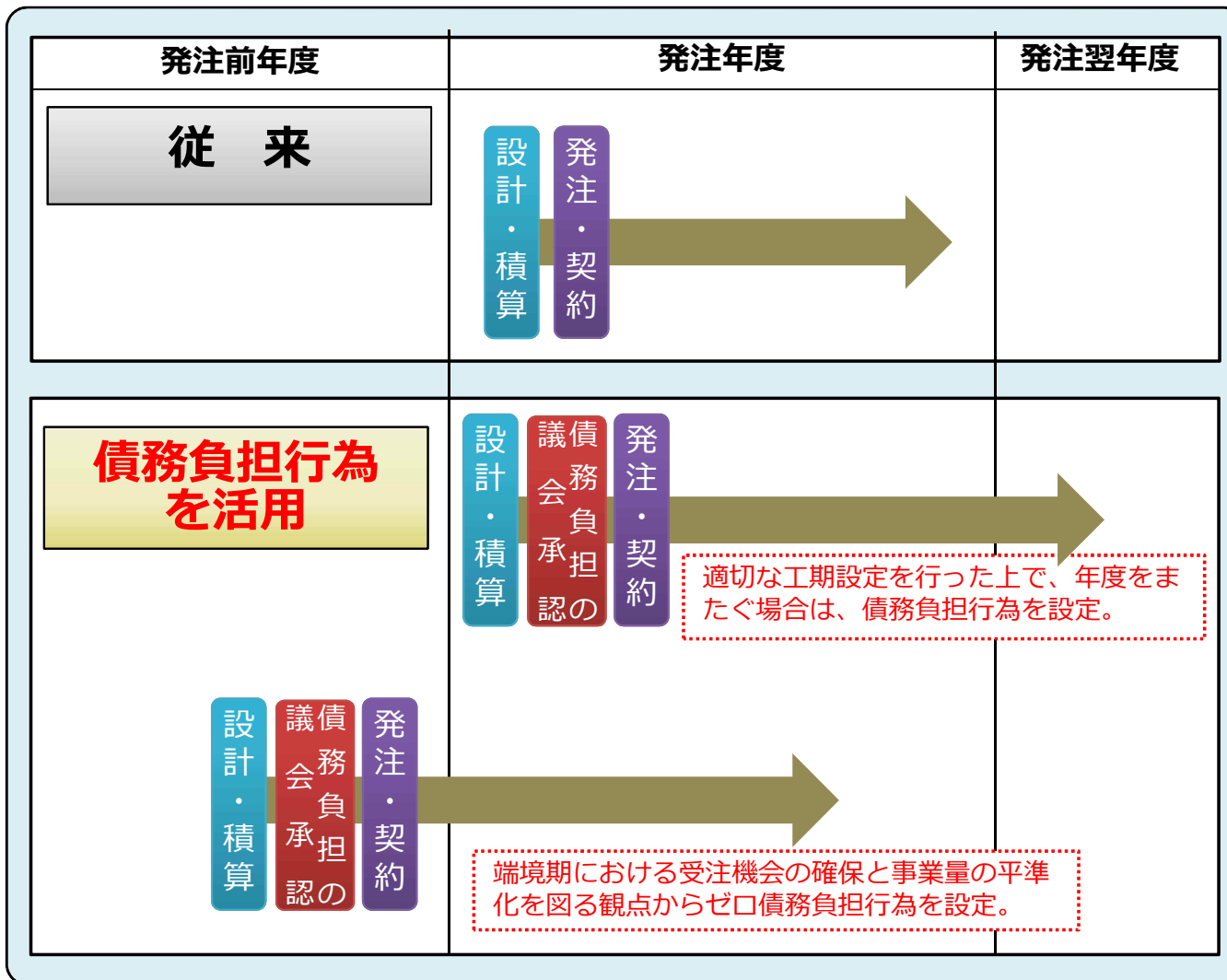
- 「さしすせそ」すべての分野で、H28調査時点と比較すると、H29において取り組まれている自治体数が増加した。
- 個別の取組状況では、積算の前倒しが432団体と最も取り組まれており、債務負担行為の活用が384団体と次いで多く取り組まれている。



(凡例：■ 実施済み ■ 未実施)

# 6. 市区町村における取組事例①【債務負担行為の活用】

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、債務負担行為の適切な活用を推進している。活用する分野等に工夫を凝らし、独自に活用方法を見出している市区町村も見受けられる。



- ### 市区町村の工夫
- ▶ **初年度に前払金が活用できない旨を公告**に記載・周知するほか、各年度の出来高予定額及び支払限度額に初年度0円との旨、公告・契約書にあらかじめ記載している（青森県八戸市）
  - ▶ 地域の要望・陳情に柔軟に早急に対応するため、**市内道路緊急補修事業に債務負担行為を設定**している（群馬県太田市）
  - ▶ 新年度にならないと前払金が活用できないため、**保証会社の制度を紹介**している（長野県長野市）
  - ▶ **計画的に工事路線を選定**することで、債務負担行為を有効的に活用している（東京都豊島区）
  - ▶ **契約担当、起工担当及び財政当局で調整**し、債務負担行為を活用している。（東京都世田谷区）

## 6. 市区町村における取組事例②【債務負担行為の活用】

平準化の観点から踏まえて債務負担行為（ゼロ債務を含む）を活用している政令指定都市は17団体、市区町村は384団体あり、中には交付金事業において債務負担行為を活用する団体もある。

### 北海道釧路市

建設業者等の経営環境の健全化や労働者の処遇改善、資機材確保の円滑化などを図ることを目的にゼロ市債を設定し、事業を実施（平成28年度：26事業 2億95百万円、平成29年度：23事業 2億59百万円）。平成30年度においても、引き続きゼロ市債を設定。

### 北海道帯広市

平成25年度以降、上下水道工事や舗装新設工事、特殊舗装道路改良工事等を中心に、ゼロ市債を活用した早期発注を実施している。（毎年度：約3億円～6億円程度(10件程度)）

### 青森県弘前市

建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ市債を活用した発注時期の平準化の取組を実施。

【債務負担行為（土木費関係）】（平成29年度：70百万円）

#### ◆ ゼロ市債による工事発注時期の平準化への取組について

弘前市では、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ市債を活用し、公共工事の発注時期の平準化に取り組んでいます。

#### 1. ゼロ市債とは

市の会計は「単年度会計」であり、原則、一年度ごとに歳入と歳出を決定しています。しかし、新年度予算が成立してから契約手続きをしても、年度当初から工事に着手することは難しいため、「ゼロ市債」では、「単年度会計」の例外である債務負担行為を設定することにより、前年度中に契約締結、工事着工が可能となります。債務負担を設定する年度には支出がゼロであり、前払金等の支出は翌年度4月1日以降になることから「ゼロ市債」と言われています。

#### 2. 発注方法

（青森県弘前市HPより）

### 福島県会津若松市

平成29年度12月補正予算において、早期発注による公共工事の発注時期の平準化を図るため、社会資本整備総合交付金事業（1事業）及び市単独事業（5事業）について債務負担行為（2億28百万円）を設定。

### 群馬県前橋市

平成29年度11月補正予算において、公共工事における発注の年度間平準化と来年度早期着工のため、道水路補修改良工事や土地区画整理事業等において、平成30年度を期間とするゼロ市債（3億14百万円（土木費関係））を設定。

## 群馬県富岡市

新年度で予定している工事等を現年度に前倒し発注し、公共事業の閑散期といわれる4月から6月期に施工することで平準化を図るとともに、工事等の早期完了・代金の早期支払いによる景気浮揚をねらいとして実施。（19事業 合計額1億30百万円）

## 東京都国分寺市

公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を実施。

ゼロ債務の活用による工事発注時期の平準化について

ゼロ債務の活用による工事の早期発注について

国分寺市では、公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を図るため、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を行っています。掲載は以下となります。

ゼロ債務の活用による工事の早期発注について

（東京都国分寺市HPより）

## 新潟県柏崎市

公共工事の早期発注と施工時期の平準化のため、新年度分の公共工事の契約や発注を今年度中に行う「ゼロ市債」を活用。新年度予算で行う市単独費の工事に、市議会の2月定例会議で債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を締結をすることにより、新年度当初の施工を可能にするもの。

（平成29年2月債務負担行為：工事12件、金額97百万円）

### ゼロ市債の活用による早期工事発注のお知らせ

市は、公共工事の早期完成を図るため、新年度分の公共工事の契約や発注を今年度中に行う「ゼロ市債」を活用します。

対象となる工事は、道路の区画線工事や漁港しゅんせつ工事など、早期に施工する必要がある工事や施工時期の限られている工事で、市単独費で行う工事です。

（新潟県柏崎市HPより）

## 静岡県浜松市

平成29年度9月、11月、2月補正予算において、早期発注や関係機関協議等による施工期間の制約への対応により平成30年度当初から工事に着手する事業に対し、積極的に「ゼロ市債」を活用。

平成30年度については、橋梁点検及び橋梁修繕、舗装修繕等の維持修繕に要する事業（25件、金額6億47百万円）で債務負担行為を設定。



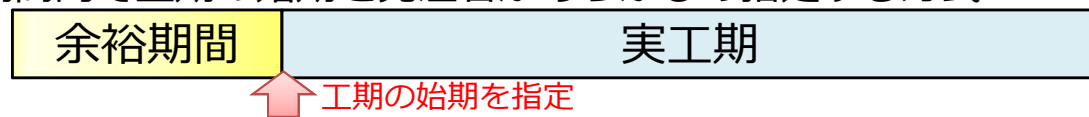
# 6. 市区町村における取組事例④【柔軟な工期の設定】

工事の性格等を踏まえ、受注者における建設労働者や建設資材などの確保のため、柔軟な工期を適切に設定することとしている。工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、受注者がより効率的かつ円滑な施工を確保できるように配慮している市区町村も見受けられる。

## 国土交通省における余裕期間制度

### 発注者指定方式

- 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



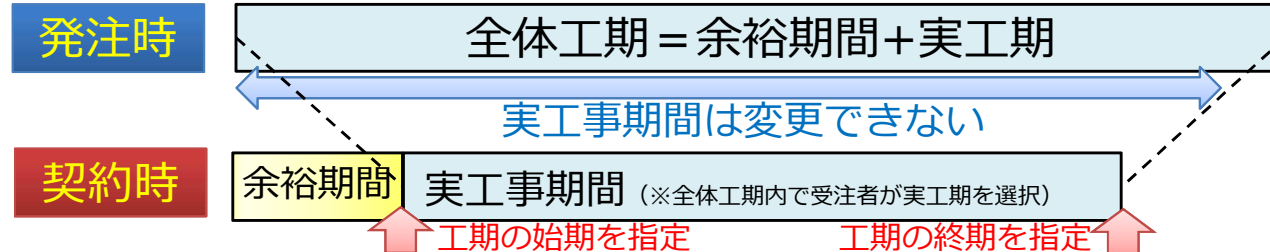
### 任意着手方式

- 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



### フレックス方式

- 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲  
 2. 技術者の配置:  
 (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)  
 (2) 実工期・実工期間: 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

## 市区町村の工夫

- 年度内に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても、諸条件を考慮して繰越が生じない工事を対象に、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に、3か月を超えない範囲で、労働者の確保や資材の調達に要する余裕期間を設定（福島県いわき市）
- 受注者の円滑な工事施工に資するため、受注者が建設資材の調達や労働力の確保等を計画的に行えるよう、建設工事に係る一般競争入札において、発注者が工事着手日を指定し、実工期の30%かつ4か月を超えない範囲で契約締結日から工事着手日の前日までを余裕期間として設定する余裕期間制度を導入（岐阜県岐阜市）
- 第4四半期に契約する工事について、3ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設けている（熊本県天草市）

# 6. 市区町村における取組事例⑤【柔軟な工期の設定】

計画的な発注による工事の平準化や受注者の円滑な工事施工体制の整備等の観点から、余裕期間を設定する工事を導入または試行する政令都市・市区町村は、278団体ある。

## 福島県いわき市

### 余裕期間の設定

年度内に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても、諸条件を考慮して繰越が生じない工事を対象に、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に、3か月を超えない範囲で、労働者の確保や資材の調達に要する余裕期間を設定。



(福島県いわき市HPより)

## 東京都葛飾区

葛飾区が発注する工事において、より円滑な工事の実施を促進するため、早期契約方式およびフレックス工期契約方式を実施。

### ①早期契約方式

契約締結日の翌日から葛飾区が指定する工事着手日の前日までの期間を工事着手待機期間として設定した上で、早期に工事発注。



### ②フレックス工期契約方式

工事開始時期及び工事完成期限が特定されない工事について、契約締結日から一定の期間内に受注者が工事着手日を任意に決定できる「フレックス適用期間」を設定。



(東京都葛飾区HPより)



## 6. 市区町村における取組事例⑥【柔軟な工期の設定】

### 宮城県仙台市

計画的な工事発注を促進するとともに、受注者の円滑な工事施工体制の整備を図ることを目的として、余裕期間を設定し、全体工期内で実工期の始期を発注者が予め指定する方式を導入。

### 新潟県長岡市

受注者が施工時期を選択することにより、その受注する工事の平準化及び労働環境条件の整備を進め、安全かつ効率的な施工を確保するため、最終完成期限までの範囲内で施工時期を選択することが可能な「施工時期選択可能工事」を実施。

### 静岡県浜松市

施工時期等の平準化をより一層推進するため、建設工事の一部において、発注者があらかじめ設定した工事着手日選択期間内で、受注者が工事着手日を選択し契約締結することができる着手日選択型工事を、平成28年8月1日より試行。（単年度工事のみならず、債務負担工事も対象）

### 広島県広島市

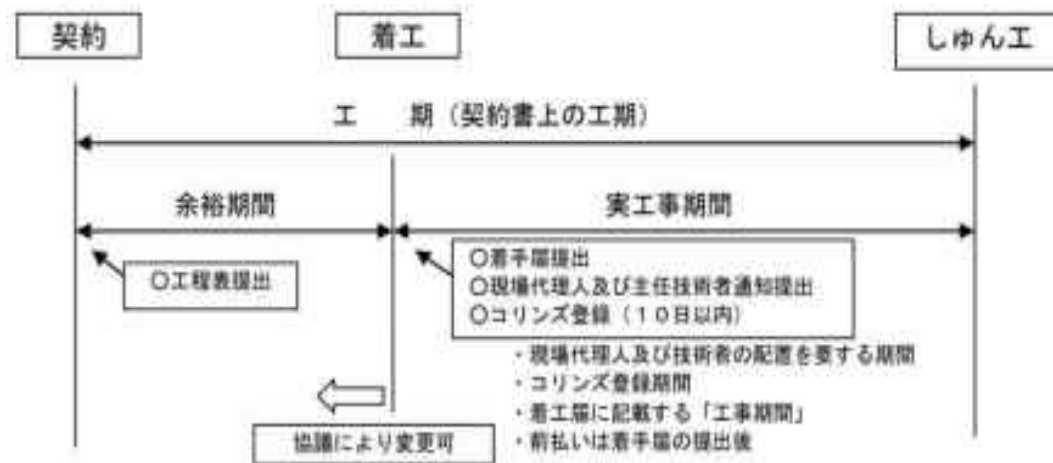
建築・設備工事の円滑な施工を確保するため、一部の建築・設備工事において、工期に余裕期間を設定した工事を試行。余裕期間は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働力確保等の準備を行うために、実際の工事期間前に3カ月を超えない範囲で設定。

### 福岡県古賀市

早期に発注し契約を締結することが可能であり、かつ、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保に寄与することが期待できるものを対象に、受注者が一定の期間の範囲内で工事着手日を選択できる契約方式（フレックス工期契約制度）を導入。

### 熊本県天草市

余裕期間は、工事ごとに発注者が判断し3カ月を超えない範囲で設定。余裕期間内に建設資材の調達や労働力が確保できた場合、施工担当課との協議により工事着工可。

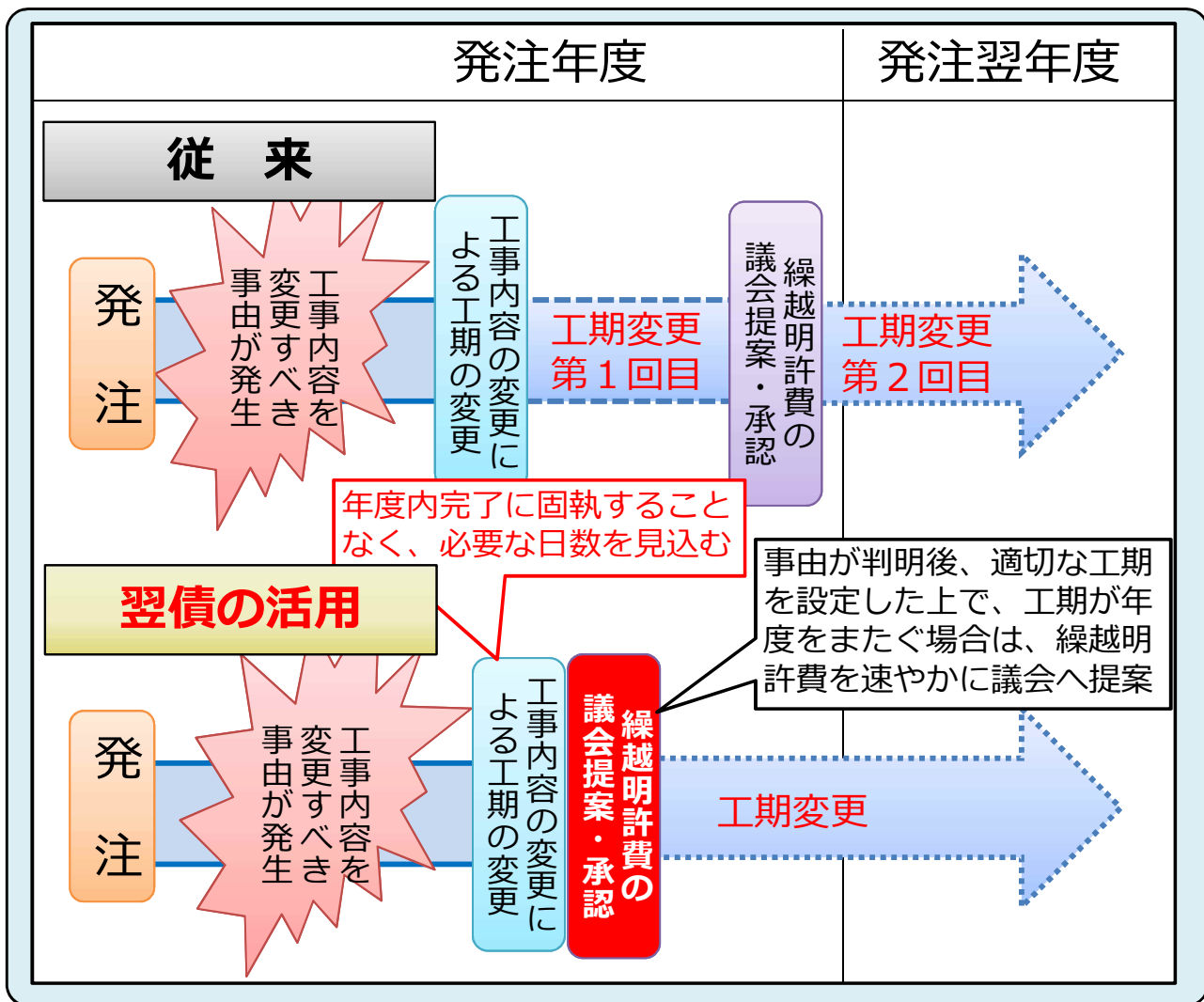


### 熊本県熊本市

受注者の円滑な施工体制整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に要する余裕期間を設定することができることとしている。余裕期間は、工事ごとに発注者が判断し、必要に応じて設定することとし、発注者指定方式、任意着手方式又はフレックス方式のいずれかの方式において設定する。

# 6. 市区町村における取組事例⑦【速やかな繰越手続】

工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、年度内に支出が終わらない場合には、繰越制度を適切に活用することとしている。市区町村においても、年度末間際での繰越手続や、年度内の工事完了に固執することなく、早い段階から必要日数を見込み、早めに議会（例えば12月議会等）に上程するなど、早期の繰越制度を活用している団体が複数存在している。



- ### 市区町村の工夫
- 工事又は業務を実施する中でやむを得ない理由により契約内容等の見直しが生じ、その結果、**年度内に支出が終わらない場合は、その段階で繰越手続を開始**(岩手県釜石市)
  - 工期を勘案し、年度内に工事の完了が見込めないことが明らかな事業は、年度末を待たずに繰越手続を実施。**平成29年度は、12月議会で一部対応**(栃木県さくら市)
  - 単年度工事完了に努めているが、発注後の現場状況を考慮し早々の**12月議会で繰越明許を活用し対応**している(奈良県生駒市)
  - 工期を勘案し、年度末までに繰越が必要と判断される事業はあらかじめ**前年12月の段階で議会手続きを経る**ことにより、適切に工期を設定することができた(沖縄県浦添市)

## 6. 市区町村における取組事例⑧【速やかな繰越手続】

工事等を実施する中で、やむ得ない事由により、当初想定していた内容を見直す必要が生じた段階で速やかに繰越手続を開始する政令指定都市・市区町村は、275団体ある。

### 北海道室蘭市

平成29年度12月補正予算において、市営住宅改修費や団地建替事業費に繰越明許費（3億27百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

### 京都府舞鶴市

平成29年度12月補正予算において、道路新設改良事業費について、繰越明許費（66百万円）（土木費関係）を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

### 山形県南陽市

発注後の現場の状況や、降雪の状況を考慮し、年度内に完了しないことが見込まれた場合、その段階で繰越手続を開始。平成29年度12月補正予算において、公園整備工事に繰越明許費（29百万円（土木費関係））を設定し、第3回定例会（12月）に提出。

### 広島県三次市

当初工期の最終を2月末日とし、標準工期がとれないものや発注済みで3月末日に完了できないものについては6月、9月又は12月議会で繰越の承認を受けるように工事担当課へ指示している。

平成29年度においては、9月補正予算において、小路美装化事業等について、繰越明許費（50百万円（土木関係費））を設定し、第3回定例会（9月）に提出。また、12月補正予算において、市道・橋梁改良事業について、繰越明許費（3億15百万円（土木関係費））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

### 埼玉県春日部市

平成29年度12月補正予算において、橋梁長寿命化修繕事業について、繰越明許費（3億18百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

### 熊本県天草市

平成29年度12月補正予算において、市道改良事業等について、繰越明許費（4億14百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

### 東京都八王子市

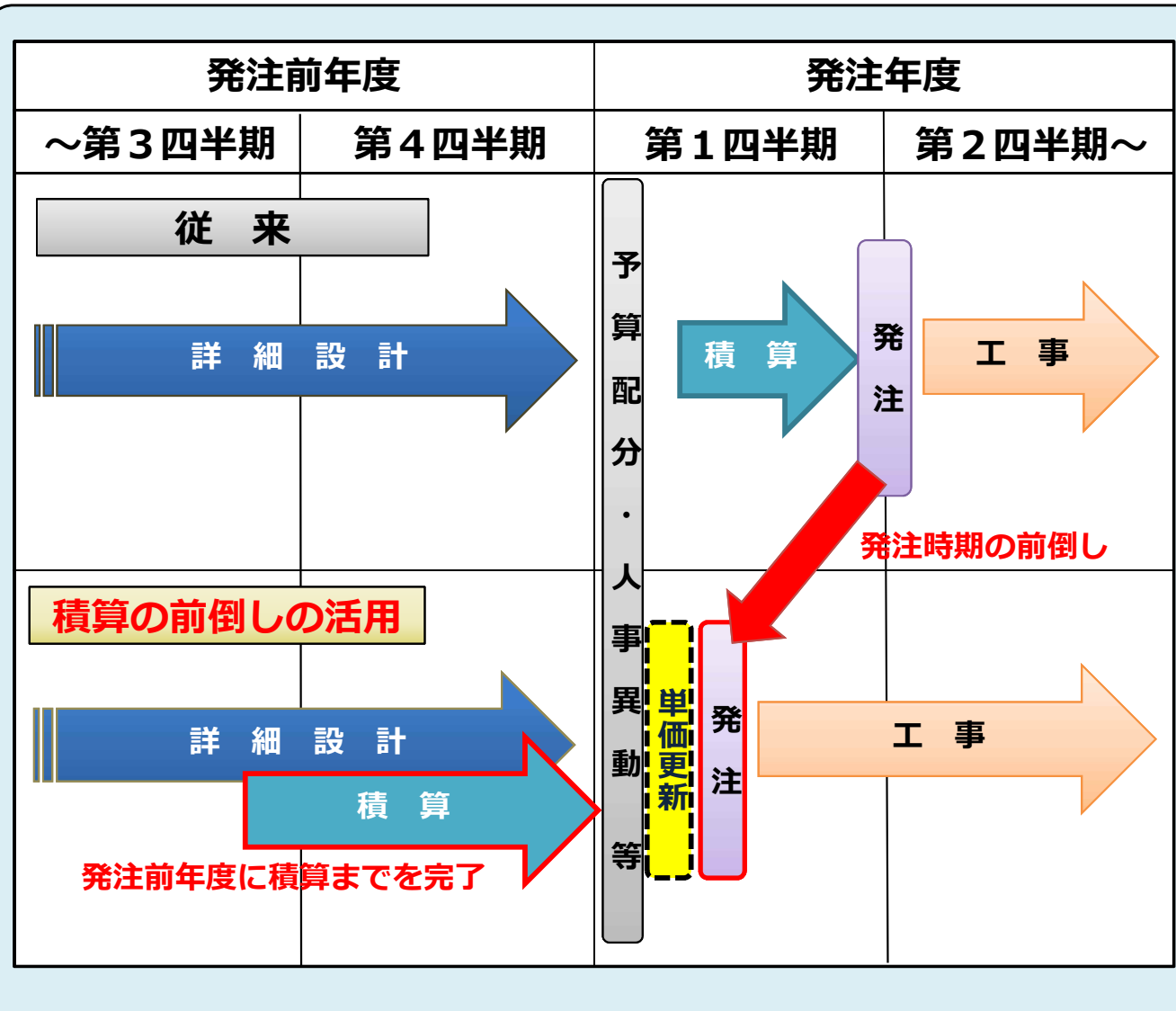
平成29年度11月補正予算において、台風第21号により被災した施設等の復旧事業費を計上すると共に繰越明許費（7億48百万円（土木費関係等））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

### 鹿児島県出水市

平成29年度12月補正予算において、一般道路整備事業等について、繰越明許費（1億50百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

## 6. 市区町村における取組事例⑨【積算の前倒し】

予算配分後、速やかに工事の発注手続きを開始できるよう、発注前年度のうちに積算までを完了する「積算の前倒し」を活用し、新年度に速やかに発注を行えるような工夫を実施している市区町村が多数見受けられる。



### 市区町村の工夫

- ▶ 前年度までに一定程度の積算を完了させ、最新単価の入力で完成できるよう下準備を行っている（茨城県東海村）
- ▶ 設計業務を早期発注（年内工期100%）することで、工事発注の積算、契約図書の作成時間を確保している（東京都府中市）
- ▶ 発注前年度のうちに設計・積算を完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を実施（京都府宇治市）
- ▶ 積算から入札までの時間が短縮され、年度当初の早期発注に繋がっている（福岡県柳川市）
- ▶ 工事担当者（職員）を対象とした実務担当者会議を毎年開催し、早期発注の意識共有を図っている（福岡県小郡市）



早期執行のために計画的に目標を設定し、受注者に対して情報を公開している市区町村が多くみられる。年末から年度末にかけて工期末が集中することが無いように事業量に留意している団体も見受けられる。

## 具体的な市町村取組例（発注見通しを公表している市の例）

平成30年度 発注見通し (HP掲載の抜粋)

事業名	事業内容	事業種別	事業費	事業期	発注見通し	発注
道路維持費	平成30年度 東谷ふれあい公園 ローター通り道路工事	ローター通り道路 一般	1,000万円	10/1~10/31	10/1	10/1
道路維持費	平成30年度 豊利町総合公園内いっぴろみず噴水工事	いっぴろみず噴水 一般	1,000万円	10/1~10/31	10/1	10/1
道路維持費	平成30年度 コーヒーの里の道路工事	道路 一般	1,000万円	10/1~10/31	10/1	10/1
道路維持費	平成30年度 豊利町総合公園内いっぴろみず噴水工事	いっぴろみず噴水 一般	1,000万円	10/1~10/31	10/1	10/1

4月の時点で半年先の発注見通しまで公表することで発注者に対して呼びかけを行うことにより、工事の平準化に資する

【運用上の工夫】上半期・下半期の年2回 → **四半期ごとの年4回更新の運用**  
 【掲載URL】<http://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/1100/26380.html>

建設工事発注予定情報

平成30年度 帯広市建設工事等 発注見通し (平成30年4月1日現在)

事業名	事業内容	事業種別	事業費	事業期	発注見通し	発注
道路維持費	平成30年度 帯広市建設工事等	道路 一般	1,000万円	10/1~10/31	10/1	10/1

工事によっては12月に開始する事業まで掲載。

【運用上の工夫】発注見通しに特記事項欄を設け、**国の交付金の内示状況により取り止め等が見込まれる場合は、特記事項にその旨を記載**している。  
 【掲載URL】<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/soumubu/keiyakukanzaika/b060401kensetsu.html>

平成30年度 公共工事発注見通し

平成30年度 三条市公共工事発注見通し一覧表

事業名	事業内容	事業種別	事業費	事業期	発注見通し	発注
道路維持費	平成30年度 三条市建設工事等	道路 一般	1,000万円	10/1~10/31	10/1	10/1

【運用上の工夫】発注見通しの公表回数を増やすため、**様式を改善し、担当課の負担を軽減**した  
 【掲載URL】<http://www.city.sanjo.niigata.jp/category00001170.html>

## 市区町村の工夫

- **設計金額が250万円以上の工事について、年2回（4月、10月）発注見通しの公表**を行っている。（北海道音更町）
- **予算編成時より平準化会議を行い、年間の発注見通しを公表**するほか、発注予定時期を過ぎても入札契約依頼がない場合、**随時ヒアリングで状況を確認**している（北海道帯広市）
- 各事業担当課の年間工事発注見通しを**集約して、市のホームページに公開**している。**併せて、事業担当課へ早期発注を働きかけ**ている。（岩手県宮古市）
- 各部署で年度当初の発注目標を設定し、**工事担当職員の意識を高め**、早期発注に努めている。（奈良県生駒市）
- **地方整備局がとりまとめる発注一元化に参画**し、計画的な執行を進めている。（福岡県小郡市）

## 月別の工事量の格差改善に向けた取組（横浜市）

横浜市は、道路修繕工事、学校営繕工事、公共建築物の保全工事などにおいて、債務負担行為を設定し、月毎の工事量の格差を改善する取組を実施している。

### OPEN YOKOHAMA

横浜市における発注・施工時期の平準化に向けた取組

#### 1 現状

- 従前から早期発注などに取り組んでいる。
- 多くの工事が単年度工期のため、年度の工事量の格差が生じている。

#### 2 取組の方向性

- ① 早期発注
- ② 発注時期の分散
- ③ 年度を跨ぐ工事発注

#### 3 取組内容

当初予算で道路修繕工事、学校営繕工事、公共建築物の保全工事などで債務負担設定し、年度を跨ぐ工事を発注

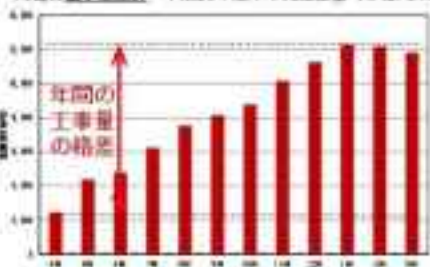
※債務負担設定することにより、年度を通じて計画的に工期の分散が図れる。

#### 4 取組の効果

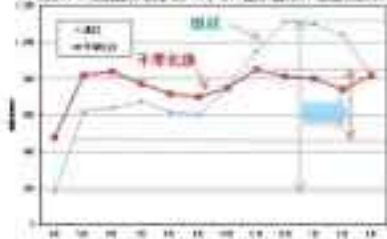
道路修繕工事で、工期の分散と債務設定による効果を試算

月毎の工事量格差を改善

月別の工事量格差 平成26年度本市発注工事（3億円未満）



平準化効果のイメージ  
（平成26年度道路修繕工事の月別の工事量計画を比較）



※出典：横浜市HP

## 発注情報一元化の例（埼玉県、大分県）

都道府県によっては、市区町村の発注情報を収集し、一元化することで、受注者に分かりやすく紹介している取組も見受けられる。

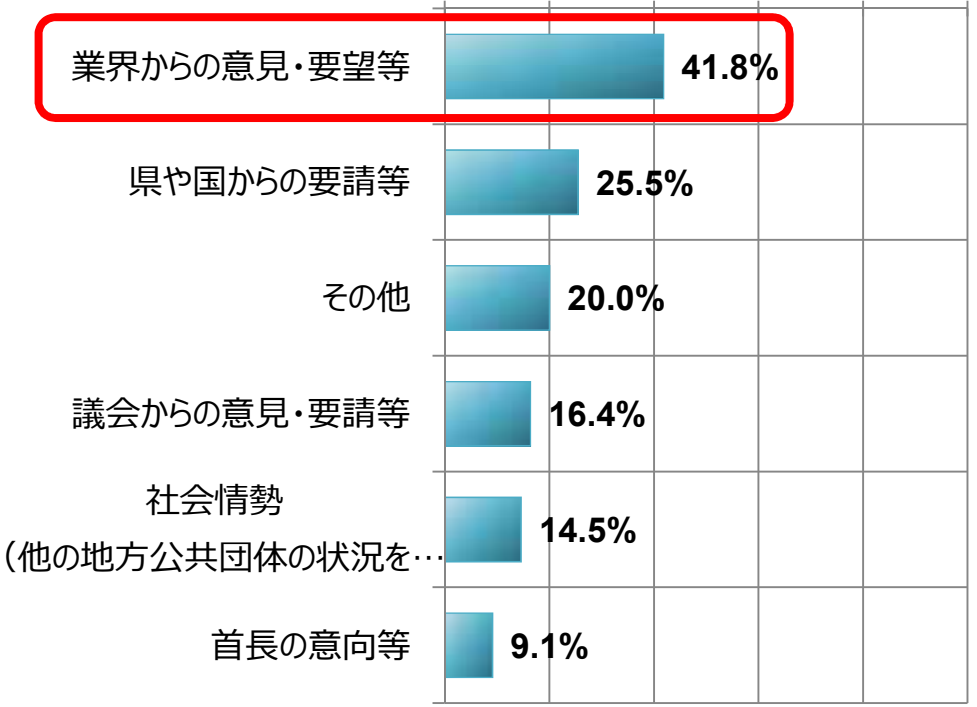
県内の市町村等の情報をまとめて統合することにより、発注情報の効率化を図っている。



## 平準化に向けた取組の導入契機に関する市区町村からのご意見

業界からの意見・要望等が取組を導入する契機となったとの回答が最も多かったほか、県や国で先行して実施している状況を勘案して導入した等の回答が続いている。

回答：55自治体（重複あり）      0%    20%    40%    60%    80%    100%



- **業界からの意見・要望等**
  - ・年度当初の閑散期（4～6月）における技術者の効率的な配置
  - ・現状では工事の端境期があるので、年間を通じて平均的な発注を要望
  - ・公共事業の品質確保のため、発注や施工時期の平準化の要望がある。
- **県や国からの要請等**
  - ・県において施工時期の平準化に努めるために余裕工期制度が制定されたことを受け、当市でも同様の制度を導入するきっかけとなった。
- **その他**
  - ・独自の下請契約の実態調査では、過半数が「早期発注をさらに増やしてほしい」との回答があり、更なる実施が望まれている。
- **議会からの意見・要請等**
  - ・市民ニーズへの対応、品質の確保、コストの縮減、地元企業の発展などの効果に関する意見があった。
  - ・受発注者双方にメリットがあり、受注者の企業経営の健全化や労働者の処遇改善、稼働率の向上にもつながるとの意見があった。
- **社会情勢**
  - ・寒冷地帯固有の問題として、土木工事期間の制約があり、冬期における雇用確保が恒常的な課題となっていた。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果（H30.2）

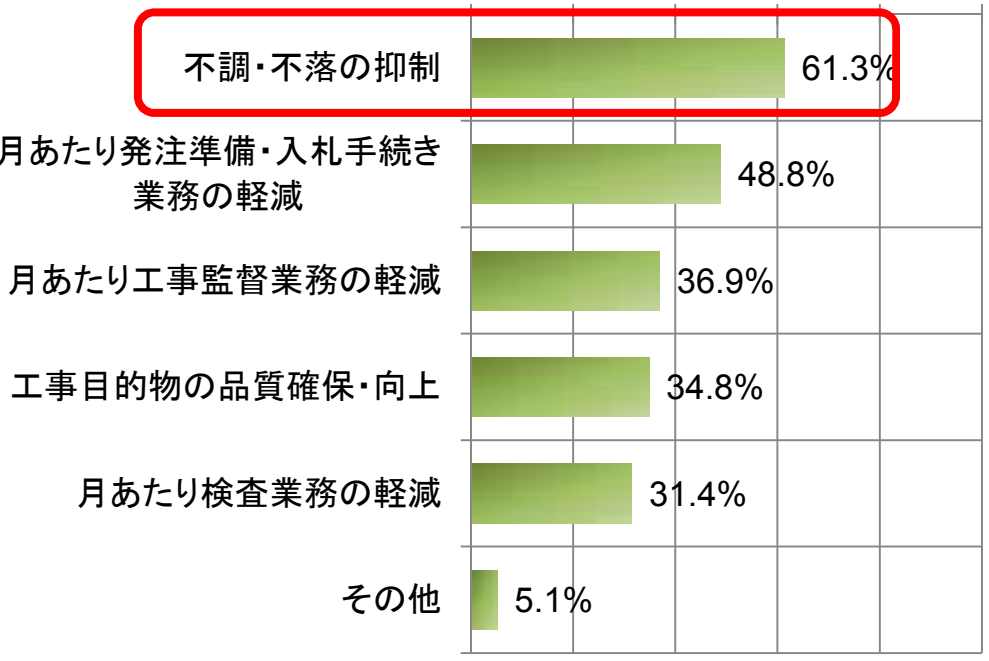
Q. 平準化に向けた取組を導入する契機を選択の上、具体的な導入経緯や背景について回答してください。  
 選択肢：業界からの意見・要望等／議会からの意見・要望等／首長の意向等／社会情勢（他の地方公共団体の状況を考慮等）  
 ／県や国からの要請等／その他（複数回答可）  
 母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

# 7. 市区町村へのアンケート調査結果②【平準化の促進により期待する効果】

## 平準化の促進により期待する効果に関する市区町村からのご意見

平準化の取組により、不調・不落の抑制につながるという意見が多かったほか、工事発注や監督業務の軽減により、工事目的物の品質向上に期待するといった意見が多くみられた。

回答: 55自治体(重複あり)    0%    20%    40%    60%    80%    100%



- 不調・不落の抑制
  - ・第1四半期に工事発注を例年より多く行うことにより、請けてもらえる業者が増えたため、不調・不落が少なくなった。
  - ・工事発注が集中すると業者の手持ち工事が飽和状態となり、入札不調が発生するが、発注の平準化及び発注見通しの公表により不調が低減。
  - ・大型建築工事については全国の情勢に影響を受けやすいので、余裕工期等の平準化への取組によって不調を抑える効果はあった。
- 月あたり発注準備・入札手続き業務の軽減
  - ・2、3月に工事発注できたため、年度当初の多忙な時期の工事発注量が減少した。
  - ・積算ミスの減少にもつながっている。
  - ・債務負担を設定している工事に関しては地域の要望や陳情に対して柔軟な対応が可能になった。
- 月あたり工事監督業務の軽減
  - ・工事着手まで協議時間がとれることにより、スムーズな施工ができた。
  - ・工事件数が平準化され、職員の時間外勤務が減少した。

### ● 工事目的物の品質確保・向上や、月あたり検査業務の軽減等

・余裕を持った工期設定にて丁寧な作業が行われ、品質が向上。人材の安定確保、コスト縮減、災害時等への対応の提供、地域経済の活性化が期待できる。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果 (H30.2)

Q. 平準化に向けた取組を実施する上で、期待している効果を回答してください。

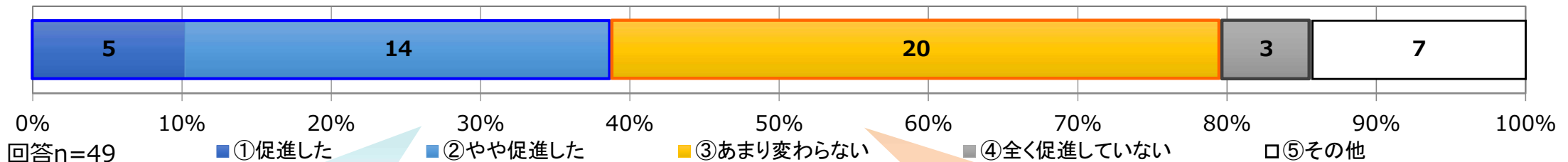
選択肢：月あたり発注準備・入札手続き業務の軽減／月あたり工事監督業務の軽減／月あたり検査業務の軽減／工事目的物の品質確保・向上／不調・不落の抑制／その他（複数回答可）

母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

## 7. 市区町村へのアンケート調査結果③【取組導入後の平準化の促進状況】

### 取組導入後における促進状況に関する変化について

- 促進した、やや促進したとの回答と、あまり変わらないとの回答がほぼ同数となっている。
- 促進した、との回答における自由意見では、工事の閑散期がなくなったとの意見もある一方、小中学校の工事や、出水期を避けるべき工事等、平準化が困難な事業について、課題として挙げられている。



#### ● 促進した・やや促進した

- ・ 第1四半期に工事発注があるため、工事の閑散期がなくなった。
- ・ 特定の時期に工事が著しく集中するといった事態が緩和され、年間の工事計画の平準化に多少効果があったと考えている。
- ・ 庁内で「工事発注時期の平準化に関する会議」を開催し、平準化の取組を喚起。財政サイドにも出席を求めている。結果、不調、不落が少なくなった。
- ・ 業界から、第1四半期も技術者を配置できたとの声があった。

#### ● あまり変わらない

- ・ 災害復旧や社会情勢等の影響に左右されやすい。
- ・ 小中学校の工事など、工事が限定される（夏休みなど）ものや、出水期を避けて行う必要がある工事が多いため、平準化に取組める事業が少ないことから、あまり変わらない。
- ・ 補助事業においては申請手続きなどの関係により、実際の発注が下半期に集中してしまう。
- ・ 平準化が原因と言えるはっきりとした効果はまだ出ていないと感じる。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果（H30.2）

Q. 平準化の取組の導入後、促進状況に関して選択の上、回答理由を回答してください。

選択肢： 選択肢：①促進した／②やや促進した／③あまり変わらない／④全く促進していない／⑤その他

母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。



適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為（2か年国債やゼロ国債）を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

## 平準化に向けた3つの取組

### ①国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための**国庫債務負担行為（2か年国債（※1）及びゼロ国債（※2））を上積みし、閑散期の工事稼働を改善**

〈2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債〉

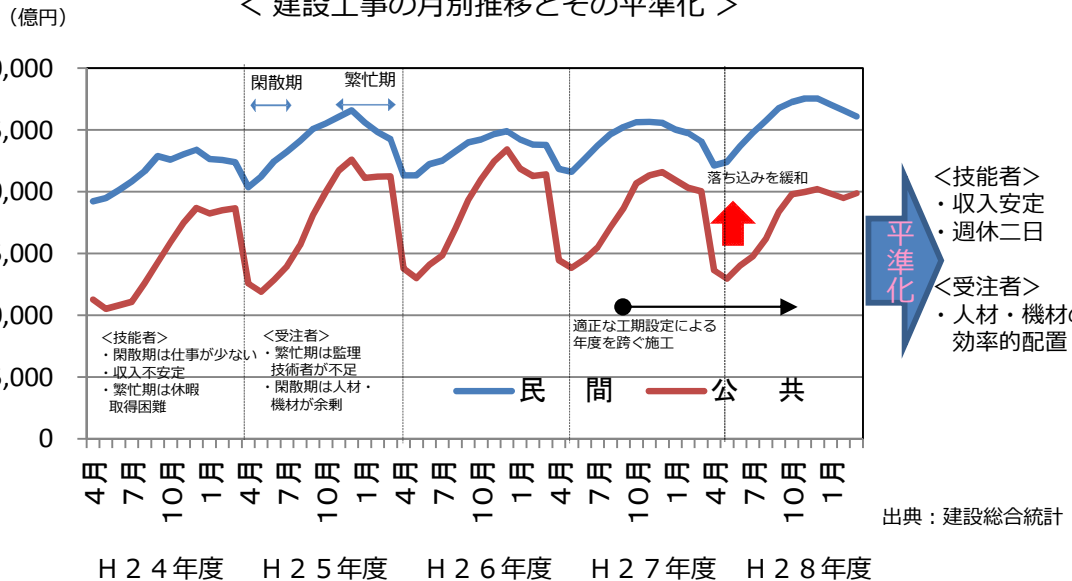
H27年度：約200億円 ⇒ H28年度：約700億円

⇒H29年度※：約2,900億円 ⇒ **H30年度：約3,100億円**

※H29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定  
※H30年度の内訳は、2ヶ年国債約1,740億円、ゼロ国債約1,345億円

（参考）  
補正予算でのゼロ国債（29年度：1,567億円）も活用し、平準化に取り組む

＜建設工事の月別推移とその平準化＞



### ②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

全ブロックで実施している国、地方公共団体等の**発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大**

※参加状況の推移：H29.3末時点：約500団体（約25%）→H30.4時点：約1070団体（約54%）  
国、特殊法人等：138/206、都道府県：47/47、政令指定都市：19/20、市町村：871/1722（H30.4時点）



（参考）東北地方の事例

➡ 業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配について大変役立っているとの評価

### ③地方公共団体等への取組要請

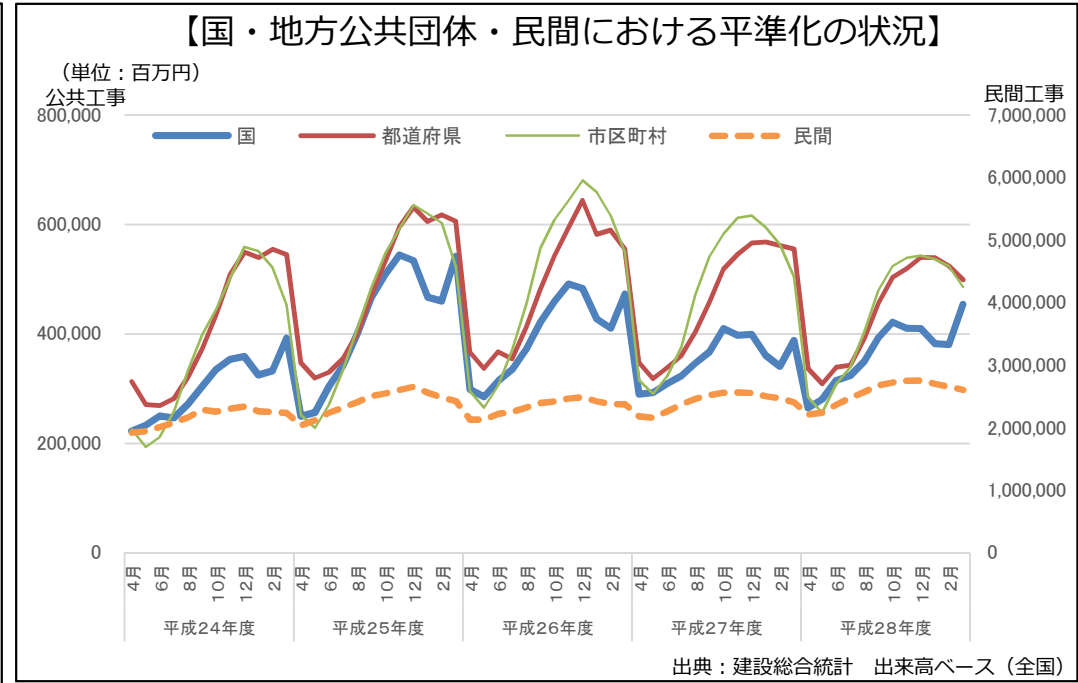
各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、**平準化の取組の推進を改めて要請**

※1：国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担（契約）することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

※2：国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

## 取組状況（地方公共団体における平準化に向けた取組の促進）

- H28.1 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知
- H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ
- H28.5 都道府県と、工事の性格や地域の実情等を踏まえ、更なる平準化に努めるよう申合せ
- H28.10 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.11 都道府県と、債務負担行為の活用や適切な工期の設定、繰越制度の適切な活用等により、更なる平準化に努める旨を申合せ
- H29.2 総務省と連名で、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請
- H29.3 都道府県及び市区町村が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集第2版をとりまとめ
- H30.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請



## 公共工事の円滑な施工確保について（抜粋）（平成30年2月2日 国土入企第26号）／都道府県・指定都市あて通知

4. 施工時期等の平準化について 施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、**「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」**（平成28年2月17日付け総行行第41号・国土入企第17号）において通知した内容を踏まえ、また**「余裕期間制度の活用について」**（平成28年6月24日付け事務連絡）も参考に、**債務負担行為の積極的な活用、余裕期間の設定、繰越制度の適切な活用**等により、施工時期等の平準化に努めること。また、受注者側が計画的に施工体制を確保できるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して**発注見通しを統合して公表**する取組に参加する等必要な措置を講ずるよう努めること。

## 施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について（平成28年2月17日 国土入企第17号）／都道府県、指定都市あて通知

### 1. 計画的な発注の推進

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、早期発注や債務負担行為の適切な活用により、計画的な発注に努めること。なお、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関しては、地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができるところであり、契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定して事業を実施することも可能であること。

### 2. 適切な工期の設定

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意の上、工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定すること。

- (1) 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込むこと。
- (2) 降雪期については、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから、必要な日数を見込むこと。
- (3) 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込むこと。

### 3. 余裕期間の設定

余裕期間については、柔軟な工期の設定等を通じて建設資材や建設労働者などの確保に資するものであり、工事の性格等を踏まえて適切に設定すること。

### 4. 工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応

- (1) 複数年度にわたる工期や業務の履行期間を設定する必要がある場合は、債務負担行為等を適切に活用すること。
- (2) 工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、適切な工期を設定した結果、年度内に支出が終わらない場合には、繰越制度を適切に活用すること。

## 余裕期間制度の活用について（平成28年6月24日）（別添抜粋）／都道府県、指定都市あて事務連絡

### 1. 余裕期間制度とは

余裕期間制度は、契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間※1を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度である。柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで、受注者側の観点から平準化を図ることに資すると考えており、工事の発注において、積極的に活用することとしている。

余裕期間制度には、次の方法がある。

- ① 発注者が工事の始期を指定する方法（以下「発注者指定方式」という。）
- ② 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法（以下「任意着手方式」という。）
- ③ 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の中で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法（以下「フレックス方式」という。）

※1「余裕期間」：契約期間内であるが、工期外であるため、受注者は監理技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間である。  
工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことができる。

2. 以降は、以下のURLからご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001135341.pdf>



令和元年8月 7日

# 基準・要領・システム等の標準化・共有化



## 工事成績評定基準の統一化・標準化

- ✓ 国と府県の工事成績評定基準は大枠では標準化されているが、考査項目別運用表の個別項目については必ずしも標準化されていない。
- ✓ 試行としてH28年度は兵庫県、H29年度は和歌山県・大阪市と個別項目のすり合わせを実施
- ✓ H30年度に残り5府県・3政令市において実施済

## 工事関係様式の統一化・標準化

- ✓ 受注者の省力化を考慮し、工事関係様式の標準化を検討
- ✓ 試行としてH28年度は和歌山県、H29年度は京都府・奈良県・神戸市と工事様式のすり合わせを実施
- ✓ H30年度に残り4府県・3政令市において実施済

## 地方公共団体等への技術支援

- ✓ 出前講座（適正な検査と工事成績評定について 等）
  - ・ H29年度出前講座の開催状況：7団体で334名の参加
  - ・ H30年度出前講座の開催状況：8団体で433名の参加
- ✓ 自治体職員の本官工事検査への臨場立会
  - ・ H29年度臨場立会実績：15件4自治体(32名)参加
  - ・ H30年度臨場立会実績：7件5自治体(14名)参加

◆【工事監督検査基準・様式の標準化・統一化】として、下記についてH28より検討。

- ①『工事成績評定基準』（考査項目別運用表の統一化・標準化）
- ②『工事関係様式』（工事関係様式の統一化・標準化）

◆H29より他府県・政令市に展開。

◆H30はすべての地方公共団体との工事関係様式について統一化を実施。

◆R 1は運用状況を確認し、課題を把握したうえでフォローアップを行う。

## 【今後のスケジュール】



# 工事監督検査基準・様式の統一化・標準化【運用開始予定時期】

府県・政令市	工事検査基準等の統一化・標準化 【R3年度内に運用開始を目標】		工事関係様式の統一化・標準化 【R2年度内に運用開始を目標】	
	実施時期	進捗状況	実施時期	進捗状況
福井県	H30実施	現行98%	H30実施	現行52%
		H31.4運用開始済み		—
滋賀県	H30実施	現行99%	H30実施	現行55%→見直し予定87%
		—		H31.4一部運用開始済み R1.10全面運用開始予定
京都府	H30実施	現行97%→見直し予定98%	H29実施	現行81%→見直し予定87%
		システム改良必要。時間を要する		契約部局と調整予定
大阪府	H30実施	現行85%→見直し予定98%	H30実施	現行61%→見直し予定94%
		連続性・公平性が課題		R2.4運用開始に向け調整中
兵庫県	H28実施	現行100%	H30実施	現行90%
		H30.4運用開始済み		H30.10運用開始済み
奈良県	H30実施	現行100%	H29実施	現行100%
		H31.4運用開始済み		H31.4運用開始済み
和歌山県	H29実施	現行98%	H28実施	現行84%→見直し予定97%
		R1.6運用開始済み		見直し時期未定
京都市	H30実施	現行99%→見直し予定99%	H30実施	現行74%→見直し予定94%
		R1.10運用開始に向け調整中		R1.10運用開始に向け調整中
大阪市	H29実施	現行100%	H30実施	現行52%→見直し予定74%
		—		R2.4より随時運用開始に向け調整中
堺市	H30実施	現行92%→見直し予定94%→97%(調整中)	H30実施	現行94%→見直し予定97%
		R3.4運用開始に向け調整中		見直し時期未定
神戸市	H30実施	現行98%	H29実施	現行90%
		H31.4運用開始済み		H30.4運用開始済み

■ : 運用開始済み(7/11地方公共団体)

■ : 運用開始済み(4/11地方公共団体)

※H31.4からの時点更新部分は赤字(R1.6.14時点)

# 工事検査関係講習会開催状況

## H29年度 工事検査関係講習会開催状況

自治体向けに工事検査を中心とした出前講座を実施。7団体へ8回、合計334名が受講。

依頼元	実施日	参加人数	聴講対象者
兵庫県	平成29年 5月29日	23	兵庫県に入庁10年目の職員
奈良県	平成29年 6月16日	83	奈良県及び市町村の土木工事検査担当職員
奈良市	平成29年 9月11日	34	奈良市企業局職員
和歌山県	平成29年 9月12日	74	和歌山県及び市町村の土木・農林関係公共工事の検査業務に従事する技術職員
大阪市	平成29年 9月27日	37	工事請負契約の監督事務に従事する職員
茨木市	平成29年11月 2日	36	茨木市職員
堺市	平成29年11月 7日	9	堺市検査担当職員
兵庫県	平成29年12月 6日	38	兵庫県出納局工事検査室、土木事務所副所長

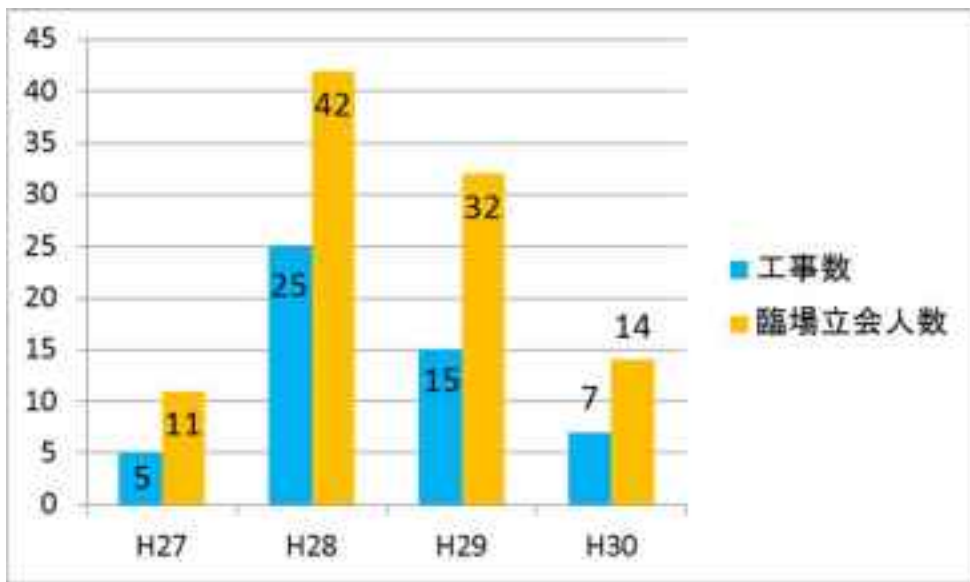
## H30年度 工事検査関係講習会開催状況

自治体向けに工事検査を中心とした出前講座を実施。8団体へ8回、合計433名が受講。

依頼元	実施日	参加人数	聴講対象者
兵庫県	平成30年 6月21日	18	兵庫県に入庁2年目の職員
伊賀市	平成30年 6月27日	25	伊賀市の工事監督及び検査を担当する職員
奈良県	平成30年 6月29日	64	土木工事検査を担当する県職員及び市町村職員
和歌山県	平成30年 8月 1日	77	和歌山県の土木・農林関係公共工事の検査業務に従事する技術職員
尼崎市	平成30年 9月13日	51	尼崎市の技術職員
大阪市	平成30年 9月20日	34	工事請負契約の監督事務に従事する職員
大阪府市町村公共 工事検査業務連絡 協議会	平成30年11月 1日	85	大阪府内自治体の公共工事の検査業務に従事する職員
福井県	平成31年 1月21日	79	福井県及び、福井県内市町職員

# 自治体職員の整備局発注工事検査への臨場立会

## H29年度・H30年度 自治体職員の整備局発注工事検査への臨場立会



番号	年月日	工事	発注事務所	臨場立会者	人数
1	H29.7.5	道路改良工事	浪速	奈良県	2
				堺市	1
2	H29.7.7	トンネル工事	奈良	奈良県	3
3	H29.8.9	トンネル工事	奈良	奈良員	3
4	H29.8.10	トンネル工事	奈良	奈良県	3
5	H29.8.29	道路改良工事	浪速	和歌山県	2
6	H29.8.31	トンネル工事	豊岡	兵庫県	2
				和歌山県	2
7	H29.9.8	道路改良工事	浪速	和歌山県	2
				堺市	1
8	H29.9.15	河道掘削工事	紀南	和歌山県	2
9	H29.9.19	砂防堰堤工事	六甲	兵庫県	2
10	H29.9.28	トンネル工事	奈良	奈良県	2
11	H29.10.30	橋梁下部工事	和歌山	和歌山県	2
12	H29.11.10	トンネル工事	奈良	奈良県	2
13	H29.11.28	堰耐震補強工事	淀川	堺市	1
14	H29.11.30	砂防工事	紀伊山系	奈良県	1
15	H29.12.11	砂防工事	紀伊山系	奈良県	1
合計					32



番号	年月日	工事	発注事務所	臨場立会者	人数
1	H30.7.10	浚渫工事	紀南	和歌山県	1
2	H30.7.13	橋梁下部工事	和歌山	和歌山県	1
3	H30.7.26	トンネル工事	豊岡	兵庫県	1
				滋賀県	1
4	H30.7.27	橋梁上部工事 (工場検査)	豊岡	和歌山県	1
5	H30.7.30	橋梁下部工事	和歌山	和歌山県	1
6	H31.1.9	地盤改良工事 【ICT検査】	福知山	京都府	3
				舞鶴市	3
7	H31.1.17	道路改良工事 【ICT検査】	浪速	京都府	2
合計					14



令和元年8月 7日

# 発注情報の一括公表の取組み

---



# 施工時期の平準化について

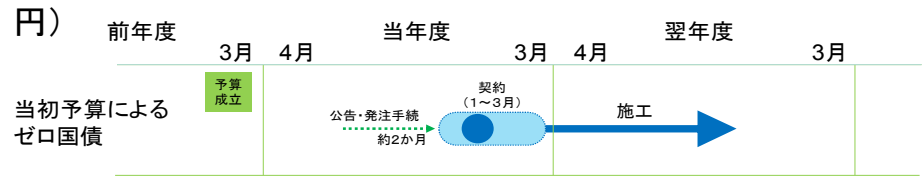
適正な工期を確保するための2か年国債(国庫債務負担行為)やゼロ国債を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

## 平準化に向けた取組み

①2か年国債※1の更なる活用  
 適正な工期を確保するための2か年国債の規模を維持

	H28	H29	H30	R1
全国	約700億円	約1,500億円	約1,740億円	約2,098億円
うち、近畿	約35億円	約197億円	約156億円	約254億円

②当初予算における『ゼロ国債※2』の設定  
 平準化に資する『ゼロ国債』を昨年度より引き続き設定  
 (約1,095億円)



	H29	H30	R1
全国	約1,567億円	約1,345億円	約1,095億円
うち、近畿	約143億円	約151億円	約103億円

③地域単位での発注見通しの統合・公表  
 国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取り組みを、令和元年度内に市町村を含めた250機関全ての実施を目指す

④地方公共団体等への取組要請  
 各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、  
平準化の取組の推進を改めて要請 発注者協議会等において要請

※1: 国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。  
 ※2: 国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

# 近畿地整管内発注情報統合状況

近畿地方整備局HP <http://www.kkr.mlit.go.jp/> H29.7.18より公開



# 近畿地整管内発注情報統合状況

## <参考例：大阪府内の発注情報 統合公表資料>

四半期毎に情報を更新  
(4月、7月、10月、1月)

### ※大阪府内の発注の見通し

- ① 平成31年4月1日以降に公告する見込みの工事を記載しています。
- ② 予定価格が250万円を超える「土木」、「建築」の工事を記載しています。
- ③ ここに記載する内容は、平成31年4月1日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。各発注機関毎の情報更新頻度は「※注意事項」の通りです。
- ④ 台着している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお願い致します。

□各発注期間の見直し公表ページはこちら（詳細については、こちらをご覧ください。）

近畿地方整備局	近畿府庁	京都府庁	大阪府
近畿建設局	大阪府庁	京都府庁	大阪府
大阪府庁	近畿府庁	近畿府庁	大阪府庁
近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁
近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁
近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁
近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁
近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁
近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁
近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁

追加の発注機関一覧（ページへ飛ぶことができます。）

近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁
近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁
近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁
近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁
近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁
近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁

発注機関	発注機関名	発注機関種別	工事名称	工事種別	工事種別	入札形式	工事種別	入札予定	工期	概要	概要	備考
大阪府	近畿地方整備局	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁
大阪府	近畿地方整備局	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁
大阪府	近畿地方整備局	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁	近畿府庁

# 近畿地整管内 一括公表拡大(参画団体一覧表)

令和元年7月29日現在

	発注 機関数	うち 参画数	参 画	未参画数	未 参 画
国	14	14	近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局、第五管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿中部防衛局、近畿管区警察局、近畿財務局、大阪国税局、近畿経済産業局、近畿地方環境事務所、大阪高等裁判所	0	
県	7	7	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	0	
政令市	4	4	京都市、大阪市、堺市、神戸市	0	
市町村 ※政令市を除く	211	211	<p>■福井県内 福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町</p> <p>■滋賀県内 大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町</p> <p>■京都府内 福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町</p> <p>■大阪府内 岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p> <p>■兵庫県内 姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町</p> <p>■奈良県内 奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村</p> <p>■和歌山県 和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町</p>	0	
特殊法人等	14	14	(独)水資源機構、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)、新関西国際空港(株)、(独)京都国立博物館、(独)奈良国立博物館、(独)京都国立近代美術館、(独)国立国際美術館、(独)奈良文化財研究所、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、(国)日本原子力研究開発機構敦賀廃止措置実証本部、(地)日本下水道事業団、(独)都市再生機構	0	
計	250	250		0	

令和元年8月 7日

## 近畿地方整備局 営繕部からの情報提供

- |                     |      |
|---------------------|------|
| 1. 営繕工事における働き方改革の取組 | P1～  |
| 2. 官庁営繕の技術基準        | P13～ |
| 3. 公共建築相談窓口一覧       | P15  |





# 営繕工事における働き方改革の取組

建設業の働き方改革における今後の取組の方向性を受け、営繕工事における働き方改革の取組をパッケージ化

## 建設業における取組

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(第1次改訂)

適正な工期設定・  
施工時期等の平準化

必要経費への  
しわ寄せ防止の徹底

生産性向上

下請契約における  
取組

適正な工期設定等  
に向けた発注者支援の  
活用

## 営繕工事における取組

(凡例：2019年度からの取組—下線・太字)

### ○ 適正な工期設定

- ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」を踏まえた適切な工期設定。必要な工期延期。
- ・各工程の施工期間の確保(監督職員が実施工程表で確認。なお、概成工期を発注時に設定)

### ○ 週休2日の推進

- ・公共建築工事標準仕様書等において原則週休2日を適用
- ・週休2日促進工事(労務費の補正・モニタリング等)を実施、モニタリング結果に応じ必要な改善

### ○ 施工時期等の平準化

- ・債務負担行為(適正な工期確保、完成時期の分散化にも寄与)や余裕期間制度の活用(原則化)

### ○ 予定価格の適正な設定

- ・『営繕積算方式』活用マニュアルの改訂

### ○ ICTの積極的な活用等

- ・施工BIMの試行改修工事に拡大(試行)、BIMを用いた基本設計(試行)
- ・情報共有システムの活用(必要な機能要件を明確化、全国で本格活用)
- ・電子黒板の活用(原則全ての営繕工事で本格活用)
- ・発注・完成時の評価による施工合理化技術の導入促進(発注時の評価を改修S型に拡大、  
発注・完成時の評価・加点対象の例示技術を追加)
- ・ICT建築土木の試行・BIMガイドラインの改定・生産性向上に配慮し、改訂した仕様書の適用
- ・生産性向上技術の導入に関する調査検討

### ○ 書類の簡素化

- ・書類の簡素化(運用の徹底)、省略・集約可能な書類等を明確化(運用の徹底)
- ・国の統一基準として工事の標準書式を制定

### ○ 設計意図の的確な反映(建築固有の対応)

- ・設計者から施工者等への遅滞ない設計意図伝達(報告書の期限を遵守する旨を規定)
- ・関連する工事間での納まり等の調整を効率化(施工図作成ガイドラインやBIMの活用)
- ・関係者間の情報共有や検討を迅速化(会議の早期開催、ASP等の活用)

公共建築工事、民間建築工事の発注者への普及促進

# 予定価格の適正な設定(『営繕積算方式』活用マニュアルの改訂)

## 『営繕積算方式』活用マニュアルについて

国の統一基準である公共建築工事積算基準とその運用にかかる各種取組をセットした『営繕積算方式』を解説したもの。

- 共通仮設費の適切な積み上げ
  - 物価スライド
  - 適切な工期設定
  - 最新単価の適用
  - 見積活用方式
  - 積算条件の明示
  - 市場単価補正方式
  - 地域外労働者の確保費用の計上
  - 適切な数量算出
  - 工期連動型共通費積算方式
- 等

## 改訂概要

公共建築工事の円滑かつ着実な実施に有効と考えられる取組を整理し、以下の内容に関する記述の充実を図った。

- 復旧工事の特徴と留意すべき事項、主な対応策
- 見積活用方式の対象工事の明確化
- 工事量が少量・僅少等の場合の単価補正
- 小規模長期工事における共通仮設費・現場管理費の加算

## 普及・促進に向けた取組

- 府県・政令指定都市への参考送付
- 今後、各種会議等における説明や、公共建築相談窓口による個別相談対応

# 復旧工事の特徴と留意すべき事項、主な対応策

復旧工事の特徴	留意すべき事項	主な対応策※
1. ・改修工事を中心であり、小規模工事が含まれる。 ・発注時期が集中する（資材や労働者が不足する。）。	実勢価格や現場実態を的確に反映した <u>適正な予定価格の設定</u>	(1)②～⑥ (2)④
2. 当初の工期設定を現実に則ったものにするのが困難である。	現場実態を考慮した <u>適切な工期設定</u> 及び <u>柔軟な工期延長の対応</u>	(3)①②
3. 発注時の想定と実際の施工条件が異なるものが多い。	<u>適切な条件明示と契約変更の実施</u>	(2)②③ (4)

※番号は次ページの各種取組一覧の番号を示す。

## ○ 実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定

### (1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定

- ① 入札日直近の最新単価を採用(予定価格が事前公表であっても、直近の予定価格に基づき修正公告等)
- ② 工事内容や施工条件に応じた適正な単価を設定するため、市場単価を補正する「**市場単価補正方式**」の採用
- ③ 工事量が**少量、僅少等**の場合の**単価補正等**
- ④ 材料価格・複合単価・市場単価について、専門工事業者・メーカー等から見積りの提出を求め、単価設定で考慮
- ⑤ 見積単価は、過去の工事実績に加え、変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮して適正に設定。
- ⑥ 実勢価格の把握が困難な場合には、入札参加者から見積りを収集して予定価格に反映する「**見積活用方式**」の採用

### (2) 現場実態を反映した共通費(共通仮設費、現場管理費)の算定及び条件明示

- ① 揚重機、仮設用借地等に要する費用について、現場の実情に応じて算定し、共通仮設費に積み上げ設計変更も可能)
- ② 共通仮設費の積み上げ項目等について、施工条件明示、公開数量書への明記に係る取組
- ③ 遠隔地から労働者を確保するための費用(旅費や宿泊費)を設計変更し、共通費に積み上げ
- ④ **小規模長期工事**における**共通仮設費・現場管理費の加算**

### (3) 現場実態を考慮した適切な工期の設定

- ① 工事内容、施工条件等を踏まえた適切な工期設定及び柔軟な工期延長の対応の徹底
- ② 工期延長にともない増加する共通費(共通仮設費、現場管理費)について、「**工期連動型共通費積算方式**」で増額変更

## ○ 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更

- (4) 施工条件の変更に伴う適切な設計変更
- (5) 物価変動に伴うスライド条項の適切な運用

## ○ 適切な数量の算出

### (6) 設計図書に基づく数量の適正な算出

- 予定価格算出の前提となっている数量の適正な算出、施工条件等が施工実態と乖離している場合は適宜見直し

# 見積活用方式の対象工事の明確化

○ 営繕工事における入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の活用

※ 「営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について」(平成26年2月6日付国営計第118号)より

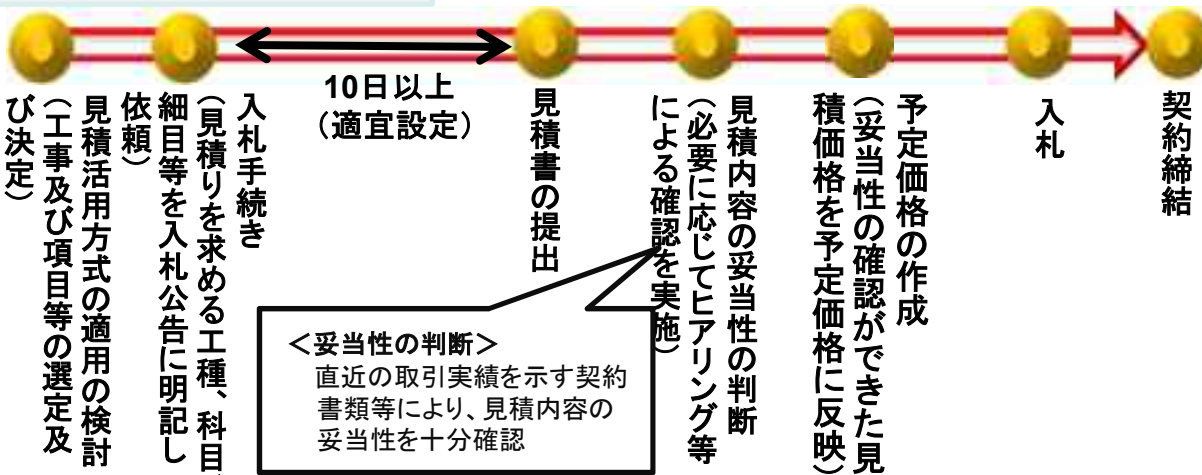
## ◆ 「見積活用方式」の概要

公共建築工事積算基準類に基づく価格(以下「標準積算」という。)と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積書を用いて予定価格を設定する方式

## ◆ 対象工事及び項目

- 対象工事 : (1) **標準積算と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落になった工事**  
 (2) **過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事** (当初発注からも適用可能)  
 なお、予定価格その他の条件を変更することができない場合(予算決算及び会計令 第九十九条の二に該当する場合)、本方式を採用することはできない。
- 対象工種 : 直接工事費のうち、現場条件等から標準積算の材料単価、複合単価、市場単価及び見積単価に乖離がある項目並びに共通仮設費、現場管理費の積み上げ部分  
 例) 鉄筋工事(加工組立)や型枠工事の単価

## ◆ 手続きの流れ



## 「見積活用方式」の適用明記

入札説明書に「見積活用方式」を適用する旨と見積項目を明記

様式-2  
 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
 ○〇地方整備局  
 ○〇事務所長 殿  
 (株)〇〇〇〇 印

見積書の提出について

標記について、〇〇〇工事の見積書を提出します。

1. 見積項目(例)

番号	種目	科目	細目(名称)	摘要(仕様)	数量	見積価格(税抜)		備考	見積価格を記載できない理由	見積資料番号
						単価	金額			
※発	※発	※発	※発	※発	※発	※発	※発	※発	※発	※発
A1	庁舎	躯体	型枠	普通合板型枠基礎部	1,611㎡	〇〇円	〇〇円	※発	※発	※発
A2	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠地上軸部	10,172㎡	〇〇円	〇〇円	※発	※発	※発
A3	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠基礎軸部	178㎡	〇〇円	〇〇円	※発	※発	※発

【凡例】 ※数量:公共建築数量積算基準による数量とする  
 ※発:発注者が記載する項目  
 ※入:入札参加者が記載する項目  
 見積書有効期限:平成〇〇年〇〇月〇〇日  
 ※入札書の提出期限を記入する

1. 見積項目(例)

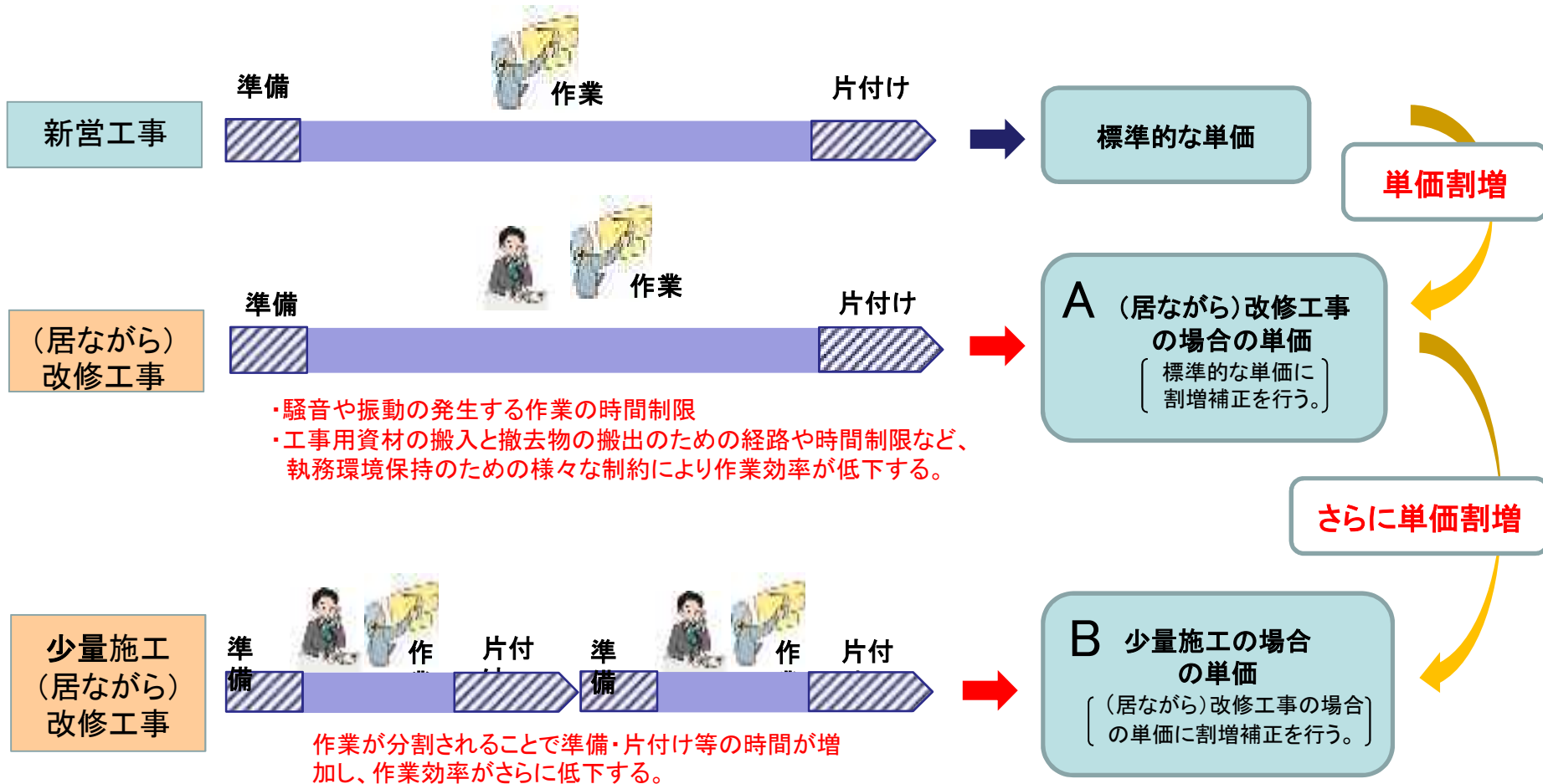
番号	種目	科目	細目(名称)	摘要(仕様)	数量	見積価格(単価・価格)
※発	※発	※発	※発	※発	※発	※入

# 工事量が少量・僅少等の場合の単価補正①

○ (居ながら)改修※<sup>1</sup>や少量施工※<sup>2</sup>の場合、作業効率が低下することを考慮し、複合単価及び市場単価の割増補正を行う。

※<sup>1</sup> 建物内に執務者がいる状態で行う改修工事

※<sup>2</sup> 部屋の使い勝手により作業が分割されるなど、同一施工できる部位の施工数量が少量の場合(全体の施工数量が少量の場合を含む。)





# 工事量が少量・僅少等の場合の単価補正②

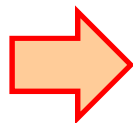
## A (居ながら)改修工事の場合の単価

現場の施工条件に合った単価を設定するため、複合単価及び市場単価に割増係数を乗じる(改修補正)。

例) 天井ロックウール吸音板張り 79.0mm フラット 下張GB-NC9.5共 の場合

市場単価

新営工事を対象にした単価  
単価 2,480円/㎡



改修補正

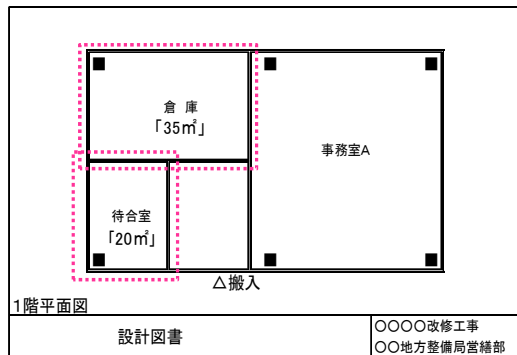
単価 2,480円/㎡ × 1.12★ = 2,777.6円/㎡ → 2,780円/㎡

工種毎に設定※1

★内外装工事の場合

## B 少量(概ね100㎡以下)施工の場合の単価

施工条件等により同一に施工できる各部位の施工数量が少量(概ね100㎡以下)の場合、(居ながら)改修工事に用いる複合単価及び市場単価にさらに割増係数を乗じる。



例) 工程上、同一に施工できるビニル床タイルの施工数量※2が55㎡の場合

ビニル床タイル 1,400円/㎡ (標準的な単価)

→ 1,400円/㎡ × 1.08★ = 1,512 → 1,510円/㎡ (改修補正)

★内外装工事(ビニル系床材)の場合

改修補正

工種毎に設定※1

(参考) 少量施工を考慮しない場合  
価格 1,510円 × 55㎡ = 83,050円



少量施工の場合の単価補正

単価 1,510円 × 1.3※3 = 1,963円/㎡ → 1,960円/㎡  
価格 1,960円 × 55㎡ = 107,800円

※2 施工数量については、床、壁、天井部位ごとの同種工事の合計数量とする。

※3 建築内装工事の場合は、割増係数は1.3を基本として運用。(国土交通省)

# 工事量が少量・僅少等の場合の単価補正③

○ 工事量によっては、施工に必要な労務、材料及び機械器具等の費用によって算定する。

## 僅少等施工

僅少施工  
改修工事

施工量が1日あたりの作業量に満たない作業  
(工事量が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等)

### 僅少施工の場合の価格設定

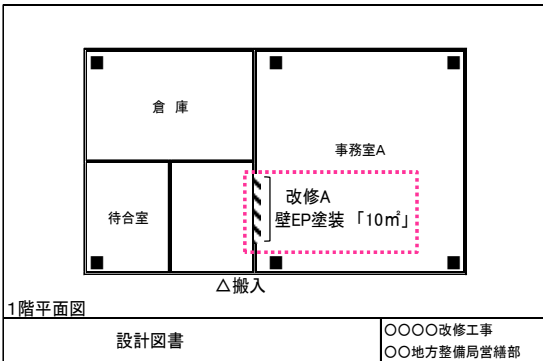
施工に最低限必要な単位の材料、労務及び機械器具等の費用を実情に合わせて計上

## 《僅少(概ね10㎡以下)施工の積算方法》

最低限必要な人工数と材料費等を計上する。

○ 施工条件等により同一に施工できる各部位の施工数量が**僅少(概ね10㎡以下)**※の場合、施工に最低限必要な単位の材料、労務及び機械器具等の費用を実状に応じて計上する。 ※ 施工数量については、1日あたりの施工量を考慮して設定する。

例1) 僅少のEP塗装の施工(10㎡)場合



EP塗装 880円/㎡ (標準的な単価)  
→ 880円/㎡ × 1.14 = 1,003.2 → 1,000円/㎡ (改修補正)

工種毎に設定

### 改修補正

(参考) 僅少施工を考慮しない場合  
価格 1,000円 × 10㎡ = **10,000円**

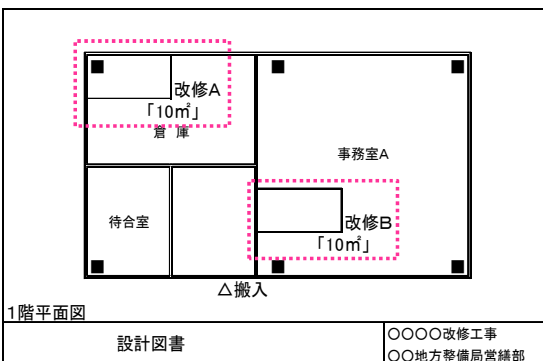
### 僅少施工の場合の補正

労務費 塗装工 27,300円(東京)  
27,300円 × 0.5人工 × 4回※1 = **54,600円**  
材料費 塗料 350円/kg × 4kg※2 = 1,400円  
シーラー 360円/kg × 4kg※2 = 1,440円  
∴材料費 → (1,400円 + 1,440円) = **2,840円**  
下請経費等 (54,600円 + 2,840円) × 0.22 = **12,636.8円**  
合計 54,600円 + 2,840円 + 12,636.8円 = 70,076.8円  
→ **70,100円**

※1: 塗装は工程を考慮

※2: 4kg缶(メーカー少量販売単位)

例2) 工程上、同一に施工できないビニル床タイルの施工が2か所(10㎡ずつ)ある場合



ビニル床タイル 1,400円/㎡ (標準的な単価)  
→ 1,400円/㎡ × 1.08 = 1,512 → 1,510円/㎡ (改修補正)

工種毎に設定

### 改修補正

(参考) 僅少施工を考慮しない場合  
価格 1,510円 × 20㎡ = **30,200円**

### 僅少施工の場合の補正

労務費 内装工 26,700円(東京)  
26,700円 × 1人工 = **26,700円**  
材料費 ビニル床タイル(1㎡あたり) 1.05㎡ 810円/㎡ × 1.05 = 850.5円  
接着剤(1㎡あたり) 0.3kg 197円/kg × 0.3 = 59.1円  
∴10㎡あたり材料 → (850.5円 + 59.1円) × 10㎡ = **9,096円**  
下請経費等 (26,700円 + 9,096円) × 0.19 = **6,801.24円**  
小計 26,700円 + 9,096円 + 6,801.24円 = 42,597.24円  
→ 42,600円/か所  
合計 42,600円 × 2か所 = **85,200円**

# 小規模長期工事における共通仮設費・現場管理費の加算

○ 営繕工事の工期が長期となる小規模改修工事における、共通仮設費及び現場管理費について、率による算定のほかに、必要となる費用を積み上げにより加算する。

※「工期が著しく長期となる小規模改修工事の共通費算定」の試行期間の延長について(通知) (平成28年3月25日付国営積第29号、国営整第299号)より  
 (対象工事) 工事費が概ね60,000千円以下の建築改修工事並びに概ね50,000千円以下の電気設備改修工事及び機械設備改修工事のうち、工期の設定が共通費基準の共通仮設費率及び現場管理費率の上限値となる期間を超える工事。

## <工事費の試算>

直接工事費 2,300万円程度、工期 9か月の改修工事で試算

【工事費】

標準積算 【工期 9か月】



100%

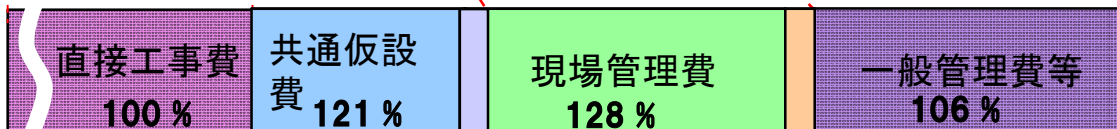


106%

小規模改修共通費加算による積算

【工期 9か月】

みなし上限期間: 7か月  
 みなし超過期間: 2か月



加算

加算

○ 直接工事費から「みなし上限期間」を確認し、対象工事の工期からみなし上限期間を差し引き、「みなし超過期間」を算定  
 ○ みなし上限期間とみなし超過期間を用いて、共通仮設費・現場管理費を算出(揚重機械器具等の率に含まない項目は別途積み上げが必要)

例) 直接工事費 2,300万円程度、工期 9か月の場合、みなし上限期間は7か月、みなし超過期間は2か月となる※

建築改修工事	
直接工事費の目安	みなし上限期間
~ 4,000 千円	3か月
~ 6,000 千円	4か月
~ 10,000 千円	5か月
~ 16,000 千円	6か月
~ 25,000 千円	7か月
~ 37,000 千円	8か月
~ 50,000 千円	9か月
~ 60,000 千円	10か月

※

注) 建築、電気設備、機械設備それぞれに設定

### 【 共通仮設費の算定 】

$$\text{直接工事費 (千円)} \times \text{共通仮設費率} \times \left( 1 + \frac{\text{みなし超過期間(か月)}}{\text{みなし上限期間(か月)}} \right) = \text{共通仮設費 (千円)}$$

(みなし上限期間を算定式の工期(T)に代入)

### 【 現場管理費の算定 】

$$\text{純工事費 (千円)} \times \text{現場管理費率} \times \left( 1 + \frac{\text{みなし超過期間(か月)}}{\text{みなし上限期間(か月)}} \right) = \text{現場管理費 (千円)}$$

(みなし上限期間を算定式の工期(T)に代入)

- ・みなし上限期間：共通仮設費率及び現場管理費率が上限となる期間
- ・みなし超過期間：みなし上限期間を超える期間
- ・みなし上限期間+みなし超過期間=工期

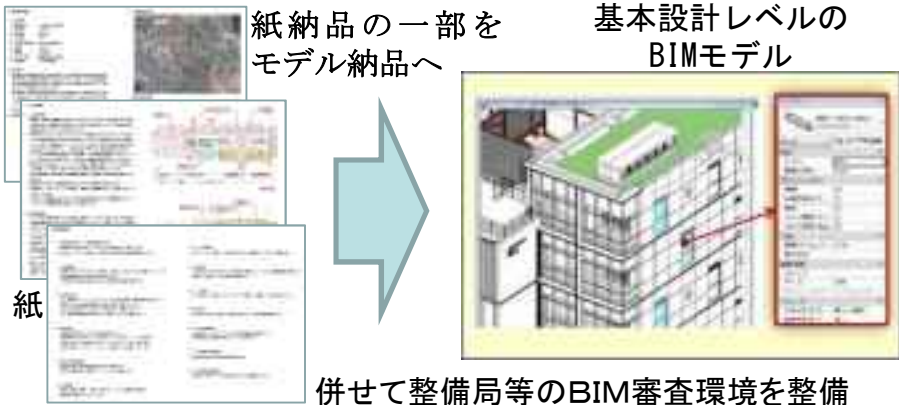
# 営繕工事において生産性向上技術の活用拡大(1)

～建築分野のi-Construction 更なる拡大へ活用方針を改定～

## ① BIMの新たな取組(2019年度)

### ● BIM※1を用いた基本設計図書の作成及び納品(試行・新規)

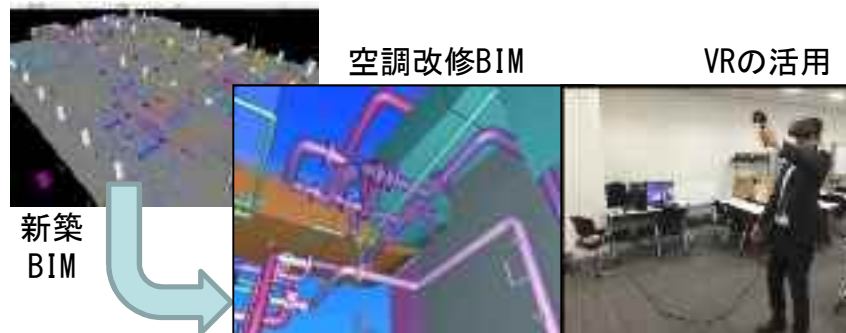
紙納品の一部を  
モデル納品へ  
基本設計レベルの  
BIMモデル



※1 BIM: Building Information Modeling

### ● 施工BIMを改修工事に拡大(試行・新規)

新築⇒大型空調衛生設備改修工事にも発注者指定を拡大。  
必要に応じVR、AR、MR※2を併せて活用。



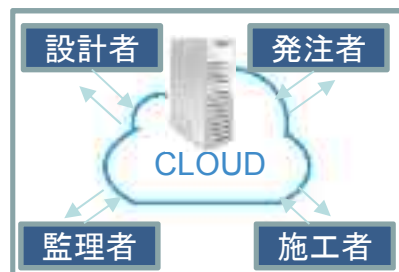
※2 VR: 仮想現実、AR: 拡張現実、MR: 複合現実

## ② 情報共有システム・電子小黒板の本格活用(2019年度)

### ● 情報共有システムを活用した工事関係図書、電子納品等の本格活用(新規)

全ての整備局等で情報共有システム(ASP)の運用方法を策定

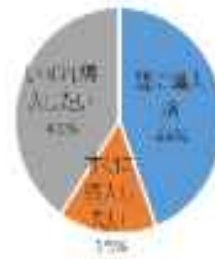
新たにASP機能要件書(営繕工事版)を策定



情報共有システムの更なる活用促進

### ● 電子小黒板の本格活用(新規)

全地整で勉強会実施



原則全ての営繕工事で電子小黒板を活用



# 営繕工事において生産性向上技術の活用拡大(2)

～建築分野のi-Construction 更なる拡大へ活用方針を改定～

## ③発注・完成時における施工合理化技術の更なる導入促進(2019年度)

### ●発注時に施工合理化技術を評価する対象工事の拡大

入口評価

新営工事（建築・電気・機械各工事の入札契約方式がS型※3によるもの



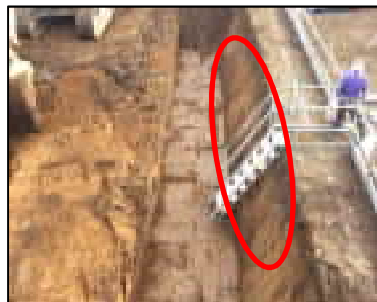
新営工事**及び改修工事**（建築・電気・機械各工事の入札契約方式がS型によるもの

### 改修S型にも拡大

※3 S型:入札契約方式が技術提案評価型S型を指す。

## ④ICT建築土工の試行継続(2019年度)

### ●ICT建築土工を活用した施工(試行・継続)



オープンカット法面整形(60°3D) つぼ堀 床付け(3D:2D+深さ)

### 対象工事において試行継続

### ●発注・完成時における評価・加点の対象となる例示技術の追加

入口評価

出口評価

入札説明書等に次の技術を例示(青字追加)

プレキャスト化、プレハブ化、配管等のユニット化、自動化施工(ICT建築土工、床コンクリート直均し仕上げロボット、追従運搬ロボット、自立運搬ロボット、溶接ロボット、ケーブル配線用延線ロープ敷設ロボット、天井裏配線作業ロボット、装着型作業支援ロボット等)、BIMの活用、小黑板情報を活用した工事写真アルバムの作成

### 受注者からの技術提案を誘導

左官工による床仕上作業



コンクリート床仕上げロボット



ケーブル配線用延線ロープ敷設ロボット



天井裏配線作業ロボット



### 評価・加点の対象とする技術の例

# 今後の官庁営繕におけるi-Construction 推進ロードマップ

凡例：  
赤字はH31新規

準備  
受注者提案

試行  
導入・実施

施策項目		H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32以降 2020以降	
方針	■営繕工事における生産性向上技術の活用方針						 H30方針公表 H31方針公表	 H32方針公表予定	
	① BIMの取組								
① BIMの取組	■BIM	 設計業務・工事共導入を可能とした							
	設計BIM							 基本設計業務で試行	
	施工BIM	 新築工事で試行						 改修工事に試行拡大	
	整備局等のBIM審査環境の整備								
② 電子情報共有システムの活用	■情報共有システム(ASP)								
	情報共有システム(ASP)の活用	 導入を可能とした 発注者指定できる旨を通知 一部の工事で導入を指定						 全整備局で運用方法作成	
	営繕工事版 ASP機能要件書	 営繕ASPIに必要な機能を検討						 機能要件書策定	
③ 施工合理化促進	■電子小黑板					 導入を可能とした 一部の工事で試行	 全ての工事に導入		
	■入口対策(総合評価)で施工合理化技術の評価 ロボット活用ほか【受注者提案を誘導】					 新築S型に導入	 評価対象技術の明確化	 改修S型に拡大	
④ ICT	■出口対策(工事成績評定)で施工合理化技術の評価 ロボット活用ほか【受注者提案を誘導】					 全工事に導入	 評価対象技術の明確化		
	■ICT建築土工	 一部の工事で試行						 試行継続	 ICT建築土工施工要領検討
技術基準等	■官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン	 策定						 改定：発注者指定に対応・施工BIM対応	
	■BIM適用事業における成果品作成の手引き(案)								
	■生産性向上技術の導入に関する手引き							 有識者検討会 第1回 第2回	 中間報告 第3回 第4回 手引きの作成・公表



国土交通省では、国家機関の建築物の整備や保全指導等を効率的かつ的確に実施するため、計画、設計、施工、保全等の各分野において、技術基準（基準・要領・資料※）を定めています。

これらの技術基準を活用することにより、国家機関の建築物の整備や保全について一定の方向性と水準の確保を図るとともに、災害に対する安全の確保、利用者の利便性の向上、環境への配慮等、社会的要請に的確に対応するよう努めています。

## 官公庁施設の建設に関する法律(官公法)

### 営繕計画書に関する意見書制度

### 国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準

### 国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準

- ・新営予算単価
- ・新営一般庁舎面積算定基準
- ・緊急度判定基準

等

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・建築設計基準、建築設備設計基準
- ・公共建築工事標準仕様書 (建築・電気・機械)
- ・公共建築改修工事標準仕様書 (建築・電気・機械)
- ・公共建築木造工事標準仕様書
- ・公共建築設備工事標準図 (電気・機械)
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築工事積算基準等資料
- ・営繕工事写真撮影要領

等

(凡例：2019年度に改訂された基準等—下線・太字)

- ・各所修繕費要求単価
- ・庁舎維持管理費要求単価
- ・建築保全業務共通仕様書

等

〈技術基準〉

官庁営繕の技術基準等を、主に使用する時期や目的で整理した一覧を掲載しています。

＞ 官庁営繕の技術基準一覧 (<http://www.mlit.go.jp/common/001206234.pdf>)  
 ご不明な点がございましたら、「公共建築相談窓口」へお問い合わせください。

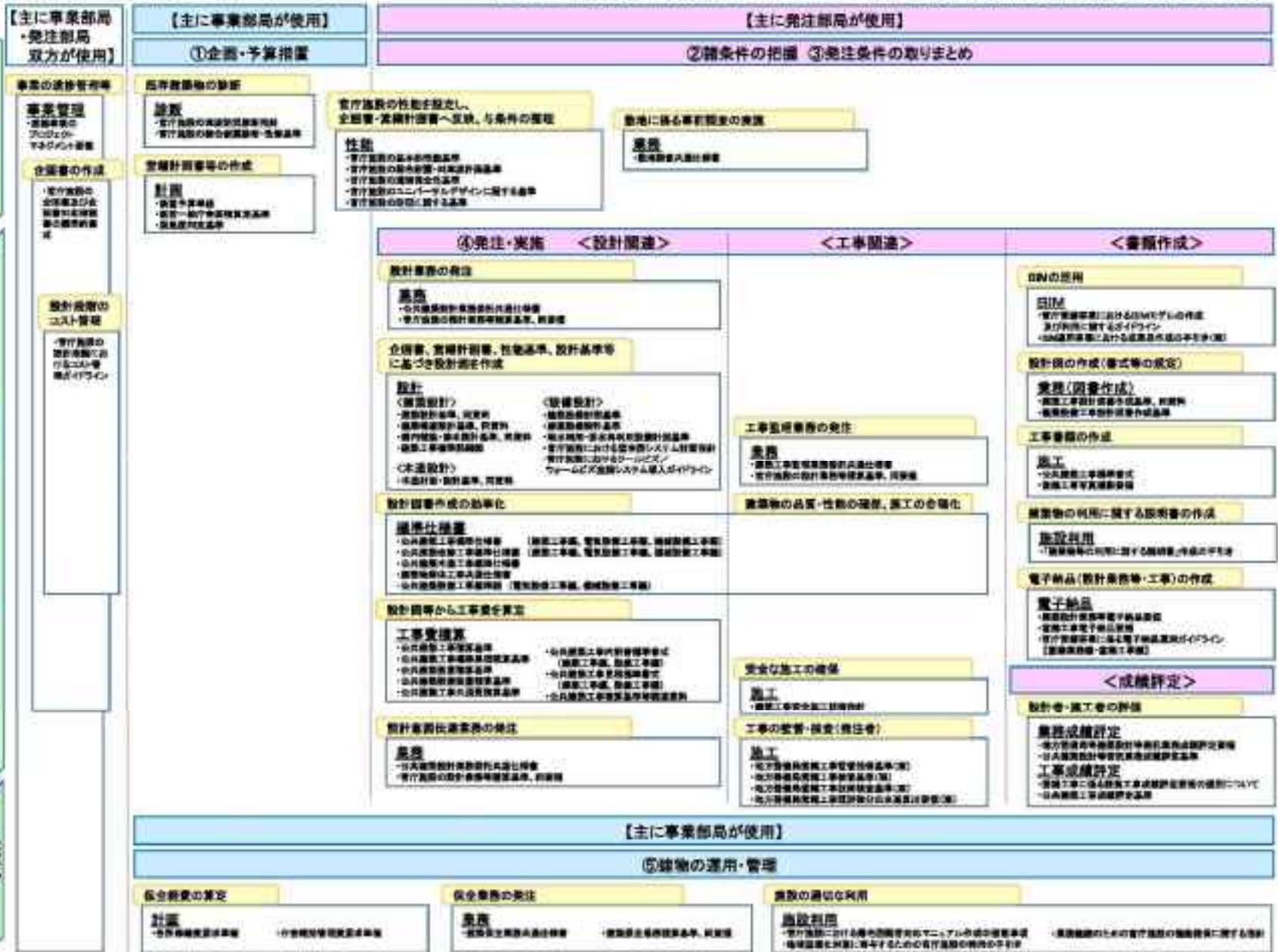
## 官庁営繕の技術基準等一覧

【この図は一般的な官庁施設(事務所舎)の整備において、各技術基準等を主に使用する時期・目的等で整理したものです。】

企画立案段階

設計段階・工事段階

完成  
引渡し以降





## 公共建築相談窓口一覧

組織	窓口	電話	内線	対象地域	
本省	大臣官房官庁営繕部	計画課	03-5253-8111	23224	全国
			23227		
北海道開発局	営繕部	営繕調整課	011-709-2311	5730	北海道
東北地方整備局	営繕部	計画課	022-225-2171	5153	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
		保全指導・監督室		5513	
関東地方整備局	盛岡営繕事務所	技術課	019-651-2015	—	岩手県、青森県、秋田県
	営繕部	官庁施設管理官	048-601-3151	5114	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
		計画課課長補佐		5153	
		保全指導・監督室室長補佐		5513	
	東京第一営繕事務所	技術課長	03-3363-2694	—	埼玉県、東京都(練馬区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区、港区)
	東京第二営繕事務所	技術課長	03-3531-6550	—	千葉県、東京都(荒川区、台東区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、中央区)
	甲武営繕事務所	技術課長	042-529-0011	—	山梨県、東京都(中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区、目黒区、特別区以外)
	宇都宮営繕事務所	技術課長	028-634-4271	—	栃木県、茨城県
	横浜営繕事務所	技術課長	045-681-8104	—	神奈川県
長野営繕事務所	技術課長	026-235-3481	—	長野県、群馬県	
北陸地方整備局	営繕部	計画課	025-280-8880	—	新潟県、富山県、石川県
	金沢営繕事務所	技術課	076-263-4585	—	石川県、富山県
中部地方整備局	営繕部	計画課	052-953-8197	—	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	静岡営繕事務所	技術課	054-255-1421	—	静岡県
近畿地方整備局	営繕部	計画課長	06-6942-1141	5151	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
		計画課課長補佐		5153	
		保全指導・監督室	06-6443-1791	—	大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡を除く)、兵庫県、和歌山県
	京都営繕事務所	保全指導・品質確保課	075-752-0505	—	京都府、福井県、滋賀県、奈良県、大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡)
中国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	082-221-9231	—	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	岡山営繕事務所	技術課長	086-223-2271	—	岡山県、鳥取県
四国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	087-851-8061	5153	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	092-471-6331	5153	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
		保全指導・監督室室長補佐		5513	
	熊本営繕事務所	技術課長	096-355-6122	—	熊本県、大分県
	鹿児島営繕事務所	技術課長	099-222-5188	—	鹿児島県、宮崎県
沖縄総合事務局	開発建設部	営繕課	098-866-0031	5152	沖縄県

令和元年8月 7日

# 近畿地方整備局のi-Conの取組み



# I. 平成三十年度の取組について

---

## ① i-Constructionの取組概要

# ICT活用工事(一般土木C・Dランク)実施状況

○平成28年度～平成31年3月31日時点における、ICT活用工事(土工)で一般土木C・D等級での受注実績は各府県ごと以下に示すとおりである。

○平成29年度はICT実施業者のうち約5割が新規参入業者であり、平成30年度においては、約4割が新規に参入しており、年々、中小企業へもICT土工が浸透している。

H31.3.31時点

年度 受注者 本店府県	H28		H29				H30			
	① ICT実施 工事件数	② ICT実施 受注者数	① ICT実施 工事件数	② ICT実施 受注者数	③ H29新規参入 業者数	④(③/②) H29新規参入 業者数の割合	① ICT実施 工事件数	② ICT実施 受注者数	③ H30新規参入 業者数	④(③/②) H30新規参入 業者数の割合
福井県	17件	11者	12件	6者	2者	33%	21件	11者	4者	36%
滋賀県	8件	7者	5件	5者	2者	40%	4件	3者	1者	33%
京都府	15件	10者	25件	13者	7者	54%	41件	20者	9者	45%
大阪府	10件	8者	10件	7者	3者	43%	13件	8者	2者	25%
兵庫県	7件	5者	19件	11者	9者	82%	23件	15者	6者	40%
奈良県	5件	5者	10件	8者	4者	50%	14件	11者	3者	27%
和歌山県	16件	12者	30件	16者	7者	44%	43件	22者	7者	32%
三重県	0件	1者	0件	0者	0者	-	4件	3者	3者	100%
その他	0件	0者	0件	0者	0者	-	1件	1者	1者	100%
合計	78件	59者	111件	66者	34者	52%	164件	94者	36者	38%



1	(株)坂本土建	34	(株)長村組	67	岸本建設(株)	100	(株)大和建設
2	(株)道端組	35	玉井建設(株)	68	大起建設(株)	101	(株)山上組
3	坂川建設(株)	36	吉村建設工業(株)	69	(株)巴建設	102	鳳隆建設(株)
4	(株)松田組	37	公成建設(株)	70	(株)川嶋建設	103	木下建設(株)
5	(株)富士土建	38	協栄建設(株)	71	(株)西山工務店	104	(株)浅川組
6	田中建設(株)	39	西田工業(株)	72	関西建設工業(株)	105	(株)尾花組
7	(株)坪内建設	40	河守工業(株)	73	(株)香山組	106	(株)海邊組
8	丸岡土建(株)	41	(株)大伸建設	74	窪田工業(株)	107	丸山組(株)
9	兵庫建設(株)	42	丸正建設(株)	75	株本建設工業(株)	108	井筒建設(株)
10	(株)関組	43	青松建設(株)	76	(株)中村建設	109	(株)池田土木
11	(株)西村組	44	(株)渋谷組	77	(有)セイシン創建	110	(有)崎建設
12	(株)清水組	45	(有)洛陽建設	78	池田建設(株)	111	福興建設(株)
13	(株)大和田建設	46	三丹開発(株)	79	(株)神崎組	112	三友工業(株)
14	西尾建設工業(株)	47	(株)河野建設	80	(株)田村組	113	(株)東組
15	角谷木材建設(株)	48	(株)総進建設工業	81	大喜建設(株)	114	(株)野平組
16	(株)三好土木	49	(株)城産組	82	美樹工業(株)	115	田中建設(株)
17	石黒建設(株)	50	(株)広川組	83	(株)ノバック	116	(株)小池組
18	(株)高野組	51	(株)西口建設	84	工成建設(株)	117	(株)小森組
19	(株)金子工務店	52	(株)富士興業	85	川西土木(株)	118	益田工業(有)
20	(株)大山建設	53	新和建設(株)	86	(株)森長組	119	(株)合同興業
21	八田建設(株)	54	鈴木建設(株)	87	(株)松田組	120	(株)川合組
22	(株)昭建	55	大勝建設(株)	88	(株)大給組	121	(株)堀組
23	(有)竜王興産	56	井上工業(株)	89	家島建設(株)	122	(株)平岡広建設
24	(株)内田組	57	(株)シマ	90	但南建設(株)	123	(株)田所建設
25	杉橋建設(株)	58	南海辰村建設(株)	91	(株)米杉建設	124	(株)かねやす建設
26	西村建設(株)	59	中林建設(株)	92	松塚建設(株)	125	(株)田中組
27	(株)桑原組	60	(株)久本組	93	(株)中和コンストラクション	126	木原造林(株)
28	(株)松浦組	61	河本興業(株)	94	(株)田原建設	127	(株)夏山組
29	(株)第一土木	62	国営建設(株)	95	(株)城内組	128	(株)伊藤組
30	(株)吉川組	63	(株)豊国	96	奈良県緑化土木(同)		
31	(株)仁木総合建設	64	壺山建設(株)	97	(株)山村組		
32	金下建設(株)	65	奥村組土木興業(株)	98	(株)ゴセケン		
33	(株)平和建設	66	ヤマト工業(株)	99	(株)高崎組		

## <施工性向上>

ICT土工の活用効果として、全国の直轄工事における従来施工とICT施工の施工時間を比較した結果、**約3割縮減**。

H28年度工事では、28.3%の縮減効果。

H29年度工事では、31.2%の縮減効果。

H28年度 (N=181) ※平均土量30,294m<sup>3</sup>



【出典】第5回ICT導入協議会 【資料-1】H28年度ICT土工の分析とH29年度の予定

H29年度 (N=274) ※平均土量38,471.9 m<sup>3</sup>



※測量計算: 従来施工は横断図作成と丁張り計算、ICT施工は3Dデータ作成し起工測量結果と統合

※施 工: 従来施工は通常機械稼働日と丁張り作業、ICT施工はICT機械稼働日と機器設定作業

【出典】第7回ICT導入協議会 【資料-1】ICT活用工事の実施状況とH30年度の予定

## <工事成績：品質向上>

近畿地方整備局管内におけるH29年度完成工事において、ICT実施工事と未実施工事の工事成績平均点を比較した結果、ICT実施工事の方が**2点**高かった。特に、出来形管理で**1.3点**と最も大きい点差が発生していた。

## <事故：安全性向上>

近畿地方整備局管内におけるH28年度及びH29年度、H30年度に完成したICT実施工事（H28:22件、H29:90件、H30:167件）では、第三者や管理施設の損害事故など計7件（H28:3件、H29:4件、H30:18件）の事故はあったが、ICT工種に係る**事故ゼロであった**。

## 現場の声

- a社: 測量や丁張設置作業、出来形検査の頻度を**軽減**または**削減**することで、重機と作業員の接触災害の**危険性を低減**させ、**安全に施工**することができた。
- b社: 機械作業に並行して行う測量作業が不要となり、共合作業に起因する事故・災害もなく**安全**であった。

## ②普及に向けた取組状況

---

近畿地方整備局では、i-Construction普及促進に向け、技術者の育成に取り組んでおり、平成30年度において実施した講習会は **87回開催し、約3,200人が受講**。

※ 回数は発注者、施工者で重複もあり。

## 発注者向け

47回 延べ1,400人参加

### (実施内容)

- ・ ICT活用工事の基礎、監督検査
- ・ PCを使った3次元データを作成
- ・ BIM/CIM活用に向けた講習



2018.10.31  
建通新聞 1面

近畿の自治体から  
技術系職員85人が参加  
近畿地整のi-Con講習会



バックホウ  
シミュレータ

## 施工者向け

47回 延べ1,800人参加

### (実施内容)

- ・ ICT活用工事の基礎
- ・ ICT建機、ICT検査機器体験型講習

### (実施団体)

各府県建設業協会、道路建設業協会、  
測量設計業協会、レンタル協会など



3次元データ  
作成講習

ICT建機講習



## 講習会参加者アンケート等の結果

### □ 3次元設計データ作成について

- ・「3次元設計データ作成が不安」
- ・「3次元データをどうやって自社で簡単に作成するか」
- ・「現状では外注に依頼するしか無いため自社で完結できるようにしたい。」
- ・「3次元設計データ作成(応用編)」「ソフトの詳細な使用方法」を知りたい。

### □ ICT施工活用全体として

- ・「概略はわかったが、現場への導入方法等の詳細な内容を知りたい。」
- ・「会社の体制がまだまだ追いついていない。各自の平均レベルを底上げが必要。」
- ・「現場の人向けの講習」をして欲しい。
- ・「工事受注後の実務的な内容の講習。⇒施工計画書の作成方法、事前協議の進め方、出来形管理関係に関する具体的な事例で。」をして欲しい。
- ・「導入するにあたってのプロセスシミュレーション」
- ・「ノウハウが無い業者は外注が多くなるため、費用面での負担が大きくなるように思う。」

## 地方展開モデル事業取組支援により得られた知見

### □ 3次元設計データの内製化

- ・ 3次元設計データを内製化できれば、コスト削減や土工以外の工種にも活用が出来るため、省人化や工期短縮に有効。

### □ 施工計画の重要性

- ・ 小規模の現場でICT効率化の効果を上げるには、事前の施工計画立案段階で、ICT建機の導入時期・期間の検討、ICT適用範囲の決定、ICT建機能力を見据えたダンプ配置検討等各種の検討が重要。

### □ 他工種でのICT活用

- ・ 小規模の現場でICT効率化の効果を上げるには、ICT土工のみならず他工種でのICT活用も重要。そのためには、3次元設計データを施工者自らが扱える必要性がある。

## その他施工者の経験(雑誌掲載) 例)月刊建設 2019 Vol.63



### □ ICT活用施工における課題

- ・ 3次元設計の作成に時間を要する。測量・設計技術を理解できる人材を育てる必要性がある。
- ・ 生産性向上のための工夫として、導入時期や他工種での活用が有効。



管内府県及び政令都市の担当者へICT普及への課題について、H30年8～10月にヒアリングを実施。

## □ ICT活用に消極的な理由：

- 「ICT対象工種での発注自体が無い。あっても、規模が小さく、ICT導入により生産性が上がるとは思えない」  
⇒ICT工種拡大。
- 「従来施工より高い費用で施工する理由として生産性向上は弱い。それよりも、整備延長や整備範囲を優先したい。」
- 「3次元設計と起工測量の積算は、現時点では見積によるものとなっている。変更ありきの発注は出来ない。」  
⇒参考歩掛は積算基準書に掲載。

## □ 地方整備局(国土交通省)への要望

- ①ICT活用対象工事の発注予定件数の公表をして欲しい。  
⇒H31.01月よりPPIへICT活用対象を明記。
- ②積算と実質費用の比較(見える化)。どの規模であれば、採算がとれるのか。  
⇒積算例示をHP等に掲載を検討。
- ③小規模土工に対応する建機や工種があれば、発注できるかも。  
⇒5,000m<sup>3</sup>未満積算区分。小規模ICT建機の開発状況の情報提供OR共有を検討。
- ④ICT活用工事の検査に不安がある。  
⇒近畿地方整備局各事務所の検査へ府県職員の出向。

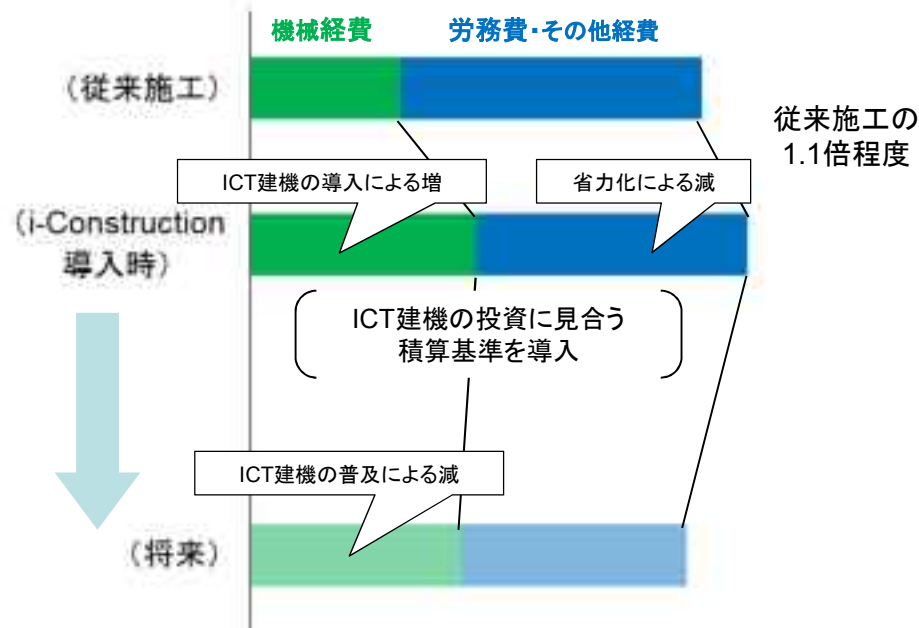


# ICT活用効果(ICT活用工事にかかる費用)

## <ICT活用工事にかかる費用について>

- ・平成28年度より、ICT活用工事を実施しているところ。  
ICT土工 (H28~) ICT舗装 (H29~) ICT浚渫 (H30~)
- ・現在は、ICT普及に向けて、ICT建機への加算額などを積算で計上している。
- ・将来的にICT活用工事が一般化されていけば、ICT活用工事を実施すると施工性が向上することから、省力化により労務費がコストダウンするのに加え、ICT建機普及により機械経費もコストダウンしていく。

路体(築堤)盛土(15,000m<sup>3</sup>)の場合の試算



※比較用の試算のため、盛土工のみで試算している。  
実際の工事では、ICT建機で行わない土砂の運搬工等の工種を追加して工事発注がなされる。

# 入札情報サービス(PPI)に「ICT活用工事」を明記

○平成30年度1月公表より下記のように、工事発注見通しにおいてICT活用工事である旨を明示して、公表しているところ。

入札情報サービス	
発注の見通し	入札公告等
発注の見通し	入札の経過
発注の見通し	入札の経過
発注の見通し(工事)案件概要	
発注機関	国土交通省近畿地方整備局
留意事項	国土交通省近畿地方整備局における平成30年度の工事の発注の見通しを下記の通り公表する。 なお、ここに記載する内容は、平成30年01月07日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの掲載と異なる場合、又はここに掲載されていない工事が発注される場合があります。 また、主要建設資材需要見込み量は、公表時点の概算の見込み数量であり、公表後変更することがあります。
担当部・事務所	事務所
工事名称	工事
工事場所	自: 室:
入札契約方式	一般競争入札(標準型)
工事種別/工事の業種	一般土木工事
入札予定時期	第4四半期
工期	約6ヶ月
概要	盛土工20,000m <sup>3</sup> 、盛土材改良40,000m <sup>3</sup> (工事発注規模) 2億円以上3億円未満 週休2日対象工事(発注基準型) <b>ICT活用工事(土工)</b>

2019年1月公表より、「ICT活用工事」を明記

## II. 令和元年度の実施方針について

### ① i-Constructionの推進



○i-Constructionを「貫徹」させ、建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指す  
○令和元年度は、ICT施工の工種拡大、現場作業の効率化、施工時期の平準化に加えて、測量から設計、施工、維持管理に至る建設プロセス全体を3次元データで繋ぎ、新技術、新工法、新材料の導入、利活用を加速化するとともに、国際標準化の動きと連携

## i-Construction



### 社会への実装

{ ロボット、AI技術の開発 }



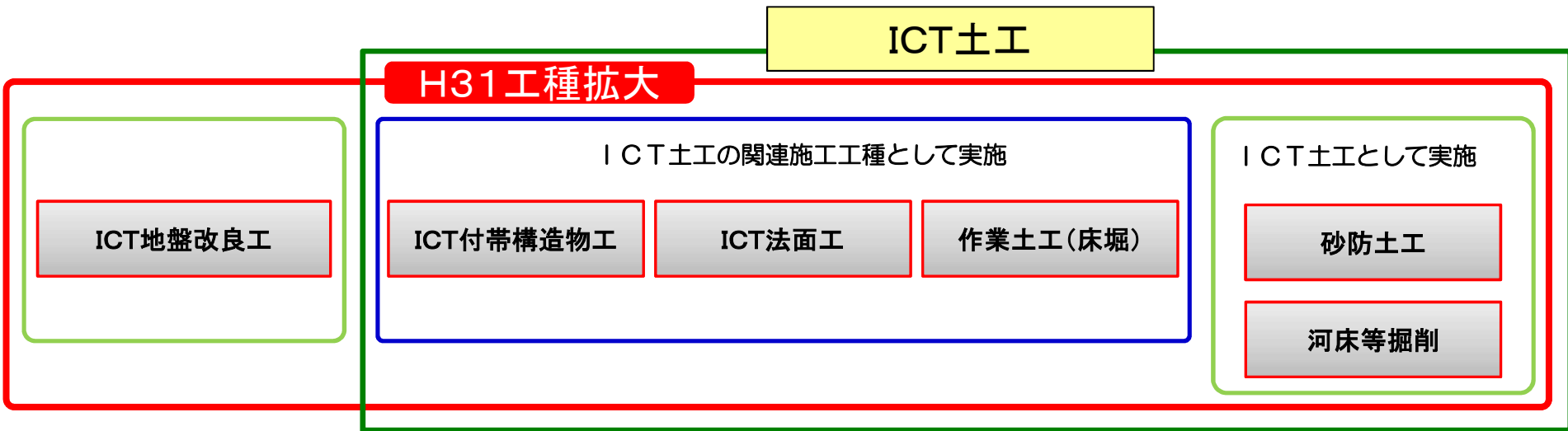
{ 自動運転に活用できるデジタル基盤地図の作成 }



{ バーチャルシティによる空間利活用 }

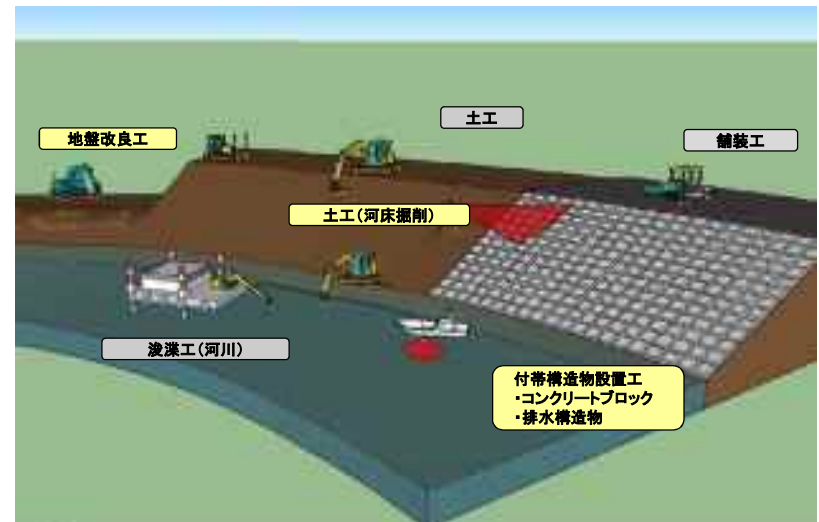


# ICT土工の適用範囲拡大について



道路工事の現場で施工されている全ての工種にICTを活用し、生産性向上を図る取組みを推進

河川工事の現場で施工されている全ての工種にICTを活用し、生産性向上を図る取組みを推進



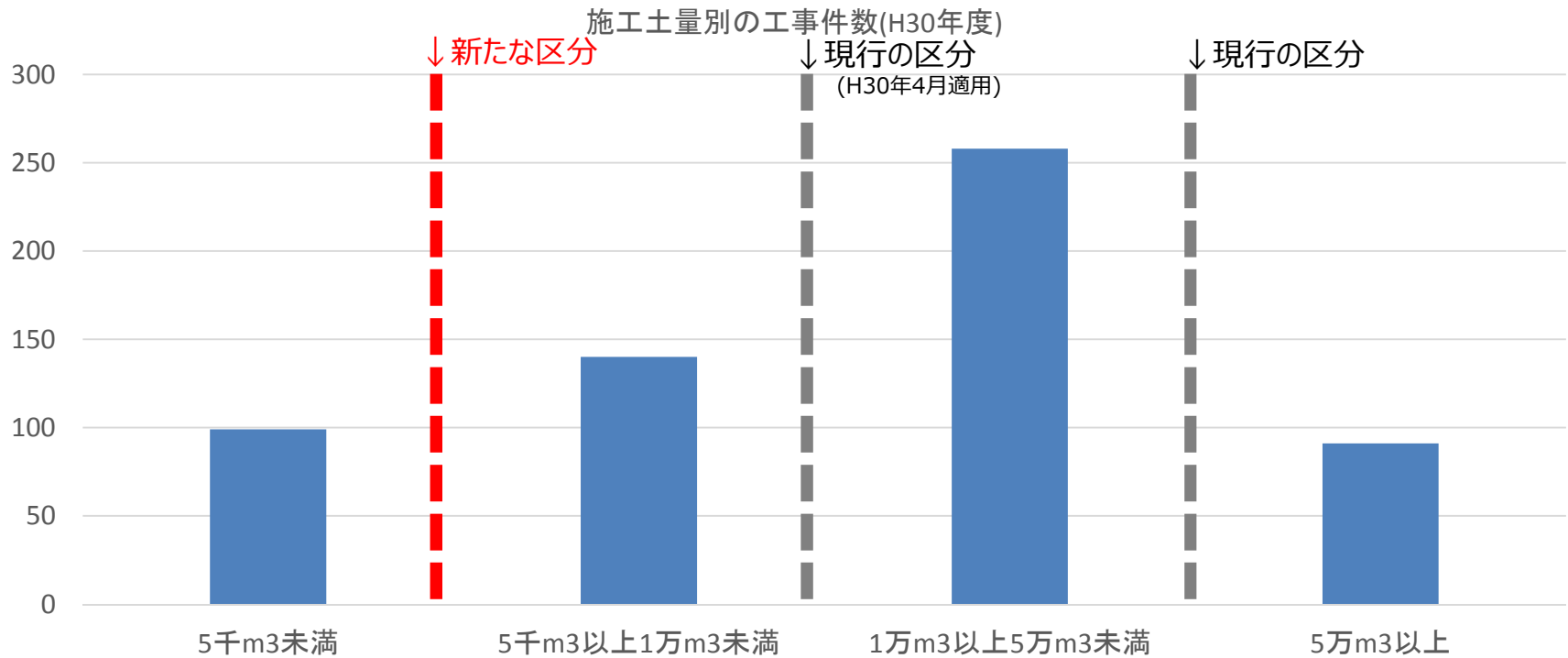
平成31年度より適用

# ICT施工の更なる普及(小規模施工の区分の新設)

## ICT施工の対策

○中小企業がICT施工を実施し易い環境を構築するため、施工土量の区分による施工の効率性等が異なる実情を踏まえ、土工（掘削）について、小規模施工の区分を新設

## 土工（掘削）の現状



※H30年度発注ICT土工（H30.10月時点）



**小規模5千m3未満の区分を新設**



施工状況等により使用割合が大きく変化していることから、ICT施工を普及拡大する観点も踏まえ、**積算基準、要領を改訂し、ICT建機の稼働率を用いた施工数量による変更精算** とするとともに、**施工区分の細分化や単価の更新**を実施。

## 積算対応 (H30.2の発注工事から精算対応を開始)

施工タイプ	積算	備考
通常施工	通常歩掛(通常建機100%)×施工土量	
ICT施工	ICT歩掛( <b>ICT建機100%</b> )× <b>施工土量α</b> + 通常歩掛(通常建機100%)× <b>施工土量β</b>	α:βは実態(実績)に合わせて設定(精算)

## 単価

※単価等の数値は、現時点の参考値

単位: 円/m<sup>3</sup>

施工タイプ	5万m <sup>3</sup> 以上	5万m <sup>3</sup> 未満 1万m <sup>3</sup> 以上	1万m <sup>3</sup> 未満 5千m <sup>3</sup> 以上
通常	147	207	253
ICT	233	348	420

## 受注者が提出する稼働実績の資料(イメージ)

	2/1(木)	2/2(金)	2/3(土)	2/4(日)	2/5(月)	2/6(火)	2/7(水)	台数	総々 稼働使用台数
ICT建機	1	1	休工	休工	1	1	2	6	9
通常建機	1	1	休工	休工	1	0	0	3	

【ICT建機稼働率、施工数量の算出】

$$\cdot 6 \text{ (ICT建機)} \div 9 \text{ (総々使用台数)} = 0.666 \Rightarrow 0.66$$

$$\cdot 10,000\text{m}^3 \times 0.66 = 6,600\text{m}^3 \text{ (ICT建機)}$$

$$\cdot 10,000\text{m}^3 - 6,600\text{m}^3 = 3,400\text{m}^3 \text{ (通常建機)}$$

施工の実態を踏まえ

## 施工区分の細分化 単価の更新

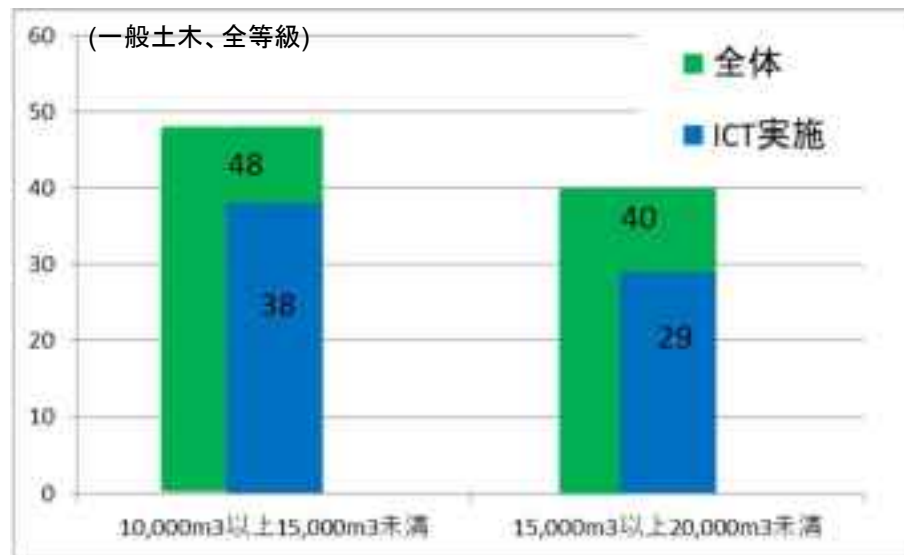
H31.4から、5千m<sup>3</sup>未満の新設・単価の更新

施工タイプ	5万m <sup>3</sup> 以上	5万m <sup>3</sup> 未満 1万m <sup>3</sup> 以上	1万m <sup>3</sup> 未満 5千m <sup>3</sup> 以上	5千m <sup>3</sup> 未満
通常	147	207	253	<u>297</u>
ICT	233	348	420	<u>487</u>

単価は、掘削(土砂、オープンカット、障害なし)の例

●ICT対象工事においてICT工事を実施した企業は67%であり、**過半数以上の企業で実施**されているところ。

●施工者希望型において、対象土量が1万m<sup>3</sup>や1.5万m<sup>3</sup>となれば、約7～8割の工事ICTを活用している。



## <今後の対応>

- 10,000m<sup>3</sup>以上から発注者指定型として発注する。
- 対象土量が1,000m<sup>3</sup>未満については、小規模土工の歩掛制定などを踏まえた実施状況を見ながら今後検討していく。

## 令和元年度ICT活用工事(土工)発注等の予定

地整	発注年度	発注者指定型	施工者希望 I 型	施工者希望 II 型	合計
近畿	H28(発注実績)	3	33	73	109
	H29(発注実績)	49	64	60	173
	H30(発注実績)	78	106	81	265
	R1(発注予定) ※4月 発注予定ベース	73	100	65	238

## 令和元年度ICT活用工事(舗装)発注等の予定

地整	発注年度	発注者指定型	施工者希望 I 型	施工者希望 II 型	合計
近畿	H29(発注実績)	2	4	12	18
	H30(発注実績)	0	2	10	12
	R1(発注予定) ※4月 発注予定ベース	0	5	11	16

## 令和元年度ICT活用工事(浚渫工(河川))発注等の予定

地整	発注年度	発注者指定型	施工者希望 I 型	施工者希望 II 型	合計
近畿	H30(発注実績)	1	2	2	5
	R1(発注予定) ※4月 発注予定ベース	3	0	0	3

## H30年度、「3次元設計データ提供工事(試行)」を6件実施

### 【受注業者へ実施したアンケート結果】

「提供された3次元データについては、修正が必要であった」との回答が5件あった。

受注者が修正を行った主な内容は、

- ・ 構造物を含む仕上がり基面でのデータであったため、土工基面でのデータを作成した。
- ・ データが測点位置だけであり、測点以外の箇所(中間部・端部)の切出し部のデータを追加した。 等

測点だけではなく、変化点のデータも必要



「提供された3次元データを使用することで作業時間が短縮された」との回答もあり、

「今後も3次元データの提供を続けていく方が良い」との意見もあった。



【R元年度についても3次元データ提供の試行工事を継続。】

提供した3次元設計データを、施工時にどう修正したかについてフォローアップを行い、3次元設計データを修正せずに施工で使えるようにしていく。

# 施工時期の平準化について

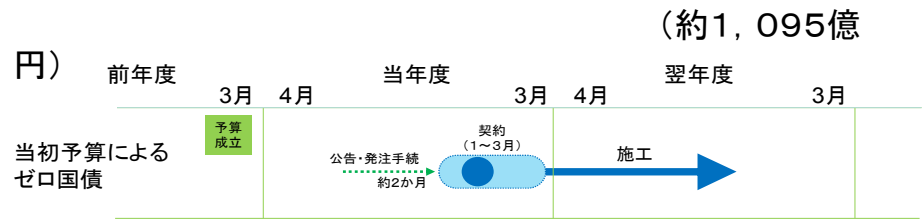
適正な工期を確保するための2か年国債(国庫債務負担行為)やゼロ国債を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

## 平準化に向けた取組み

①2か年国債※1の更なる活用  
適正な工期を確保するための2か年国債の規模を維持

	H28	H29	H30	R1
全国	約700億円	約1,500億円	約1,740億円	約2,098億円
うち、近畿	約35億円	約197億円	約156億円	約254億円

②当初予算における『ゼロ国債※2』の設定  
平準化に資する『ゼロ国債』を昨年度より引き続き設定



	H29	H30	R1
全国	約1,567億円	約1,345億円	約1,095億円
うち、近畿	約143億円	約151億円	約103億円

③地域単位での発注見通しの統合・公表  
国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取り組みを、令和元年度内に市町村を含めた250機関全ての実施を目指す

④地方公共団体等への取組要請  
各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、平準化の取組の推進を改めて要請

発注者協議会等において要請

※1: 国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。  
 ※2: 国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

## ②普及に向けた取組

---

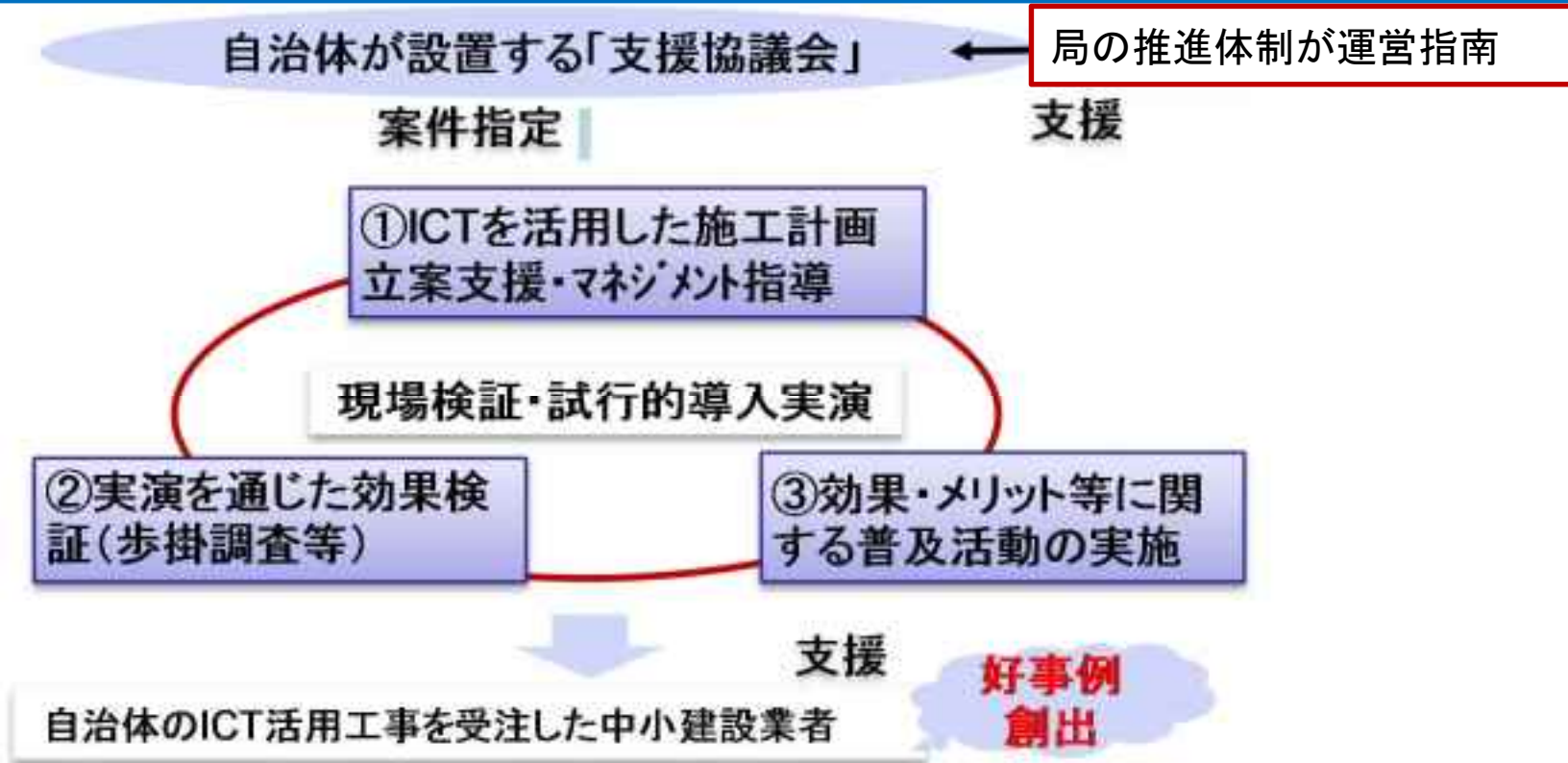




# 地方公共団体をフィールドとしたモデル事業(概要)

## 現場支援型モデル事業の実施

- ICT活用工事を建設事業の大半を占める地方自治体工事に広めるため、自治体発注工事をフィールドに現場支援型モデル事業を実施
- 当事業では、自治体が設置する支援協議体の中で、ICT活用を前提とした工程計画立案支援や、ICT運用時のマネジメント指導による好事例創出、効果検証及び普及活動の支援を行う。



- 国が発注する支援業務を通じて、モデル工事のフィールドに派遣するICT施工専門家の旅費・謝金を支出
- 各地整1件ずつモデル工事とそれを支援する協議体を立ち上げ(既存の体制でも可)

各事務所で行っているICT活用工事現場での、府縣市町村職員対象として見学の場を増やす。

## 講習案1

### □ ICT活用工事のICT施工現場の見学※

- ・ 工事概要、ICT活用内容について、座学にて講習。
- ・ ICT活用工事のICT施工現場を見学する。

※…各事務所の対応可能な範囲で、ICT土工1件以上。

土工以外の工種を行っている事務所については、土工外工種についても各1件以上。

⇒【準備】●事務所で企画されたICT活用工事現場での見学会を局で集約する必要あり。

【課題】●現場見学会を必須化できるか。施工者の負担が必要となる。

発注実績の無い府県や市町村では、現場をみたことが無い者がほとんど。

## 講習案2

### □ ICT活用工事完成検査の立会い

- ・ 実際のICT活用工事の完成検査に立ち会う。

⇒【準備】●事務所で行うICT活用工事の完成検査日程を局で集約する必要あり。

【課題】●事務所が対応できるか。

府県や市町村では、発注した後に、検査について不安があるとの声が多い。

i-Constructionに関する基本導入内容の講習についても、未受講者を対象として引き続き、実施を予定。

- i-Constructionを一層促進し、令和元年の「貫徹」に向け、3次元データ等を活用した取組をリードする直轄事業を実施する事務所を決定。
- これにより、設計から維持管理までの先導的な3次元データの活用やICT等の新技術の導入を加速化。

## ① i-Constructionの取組を先導する「i-Constructionモデル事務所」 （全国10事務所）

- 調査・設計から維持管理までBIM/CIMを活用しつつ、3次元データの活用やICT等の新技術の導入を加速化させる『3次元情報活用モデル事業』を実施。
- 集中的かつ継続的に3次元データを利活用することで、事業の効率化を目指す。

## ② ICT-Full活用工事の実施や地域の取組をサポートを行う「i-Constructionサポート事務所」 （全国53事務所※）

- 国土交通省直轄事業において工事の大部分でICTを活用する『ICT-Full活用工事』の実施など、積極的な3次元データやICT等の新技術の活用を促進。
- 地方公共団体や地域企業のi-Constructionの取組をサポートする事務所として、i-Constructionの普及・拡大を図る。

※ モデル事務所を含む。

## ★ その他、全事務所において

- ICT土工をはじめとする建設分野におけるICTの活用拡大など、i-Constructionの原則実施を徹底し、国土交通省全体でi-Constructionの貫徹に向けた着実な取組を推進。

# i-Construction近畿サポートセンター

## i-Construction近畿サポートセンター

**設置目的** 測量・調査から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスの各段階において3次元データやICT等を活用するi-Constructionにおいて、地域における3次元データ利活用の振興を図り、普及・推進に資するためのサポート体制としての相談窓口

窓口担当: 企画部 技術管理課、施工企画課

※三重県についてはi-Construction近畿サポートセンターで行う。

ICT施工ヘルプデスク

(近畿技術)

ICT活用施工全般の問合せ

福井

滋賀

京都

兵庫

大阪

奈良

和歌山

**福井**

窓口担当

**滋賀**

窓口担当

**福知山**

窓口担当

**豊岡**

窓口担当

**浪速**

窓口担当

**奈良**

窓口担当

**紀南**

窓口担当

**福井**

福井、  
足羽川

**滋賀**

琵琶湖、  
滋賀

**京都**

福知山、  
京都

**兵庫**

六甲、姫路、  
兵庫、豊岡

**大阪**

淀川、大和川、  
猪名川、近技、  
大阪、浪速、淀  
統

**奈良**

紀伊山系、  
奈良

**和歌山**

和歌山、  
紀南

**三重**

木津川

**i-Constructionの  
取組サポート  
相談窓口**

- 発注者(自治体等)、企業向け
- 3次元データの利活用に向け、指導・助言

**ICT推進アドバイザー**

- 発注者(自治体等)、施工業者向け
- ICT活用工事等の普及に向け、指導・助言

※アドバイザーは各事務所副所長